

目次

第 13 回野鳥密猟問題シンポジウム in 茨城	1
輸入ウグイスと国産ウグイスの見分け方	100
輸入メジロと国産メジロの見分け方	102
緊急アピール 今 蓮田で何が起きているか!	104
オオタカ通信 NO7 2005 年秋冬号	107
日光クマタカの森	116

第13回 野鳥密猟問題シンポジウム in 茨城

2005

(平成17年)

資 料

開催日： 2005年12月3日～4日

会 場： 茨城県土浦市国民宿舎「水郷」

主 催： 全国野鳥密猟対策連絡会 (財)日本野鳥の会

主 管： 日本野鳥の会 茨城支部

後 援： 環境省、茨城県、(財)山階鳥類研究所、WWFジャパン
生物多様性JAPAN、NHK水戸放送局、茨城新聞社

目 次

プログラム	1
違法捕獲・違法飼養防止の為に 茨城県では	3
茨城支部の野鳥保護への取り組み	7
野鳥を守る行政の役割、東京都では	11
栃木県における野鳥密猟対策の取り組み	14
輸入規制と愛玩飼養について	当日配布
野鳥識別講座	16
動物取扱い業者の規制強化	23
密猟の現状（ネット販売など）	
強制捜査同行記～愛玩飼養の問題	
行政との連携	29
参考資料	36

プログラム

◆12月3日（土）公開シンポジウム

テーマ「野鳥のいのち ひとの命」

司会：石井省三（日本野鳥の会茨城支部）

12：30 開 場 *質問票及び資料配布

13：00 開会の辞 大塚之稔（密対連代表）

来賓紹介：環境省、茨城県、茨城県警

第1部 事例報告

13：20 違法捕獲・違法飼養防止のために ～茨城県の取り組み～
與沢知洋氏（茨城県環境政策課）

13：40 茨城支部の野鳥保護の取り組み
池野 進（日本野鳥の会茨城支部）

14：20 野鳥を守る行政の役割、東京都では・・・
岩崎浩美氏（東京都環境局）

14：50～15：00 休憩

15：00 栃木県における野鳥密猟対策の取り組み
遠藤孝一氏（日本野鳥の会栃木県支部・オオタカ保護基金）

15：30 野鳥保護への環境省の取り組み
横山昌太郎氏（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室）

15：50～16：05 休憩 *質問票の回収

第2部

16：05 ディスカッション 進行：古南幸弘（財）日本野鳥の会
パネリスト：横山昌太郎氏、與沢知洋氏、池野進、中村桂子（密対連事務局）
・なぜ野鳥を飼ってはいけないの？
・密猟行為を見逃さないで！
・野鳥を守る法律って？ などなど
質疑応答（20分）・議論（35分）

17：00 閉会 池野 進

18：00～20：00 夕食・懇談会
～22：00 入浴時間 展望風呂（20：00より宿泊者専用）

◆第2日（12月4日）

6：30～7：30	早朝探鳥会（自由参加）	正面玄関集合	霞ヶ浦湖畔にてBW
7：30～8：30	朝食	1階食堂にて各自済ませてください	
9：00～9：30	密猟対策の流れ	中村桂子（密対連事務局）	
9：30～10：00	野鳥識別講座「日本の固有種と固有亜種」	茂田 良光氏（山階鳥類研究所）	
10：00～10：15	休憩		
10：15	情報交換・ディスカッション	進行：中村桂子、古南幸弘	
	・動物取り扱い業者の規制強化	野上ふさ子氏（地球生物会議）	
	・密猟の現状（ネット販売など）	佐藤 武男氏（愛知県支部）	
	・強制捜査同行記～愛玩飼養の問題	大城 明夫氏（アルラの会）	
	・行政との連携	山崎 悦子氏（群馬県支部）	
11：50	閉会挨拶	日本野鳥の会茨城支部	池野 進
12：00	終了		
12：30	送迎バス出発	土浦駅まで送迎	
12：30	エクスカージョン	自由参加	

①コース 防鳥ネット敷設地帯見学 のち土浦駅へ

②コース 猛禽屋見学 のち牛久駅へ

車で参加の方は先導車に随行してください、現地で解散。

★チラシ等の配布物については密対連事務局を通して頂きますようお願い致します。



法律が新しく変わりました! 野鳥を飼うだけでも罰せられます!

〈鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 2003年4月16日施行〉
 国内産の野鳥を許可を受けずに飼っていると罰則の対象になります。違法に捕獲した場合1年以下の懲役、100万円以下の罰金が科せられます。違反すると6ヶ月以内の懲役か50万円以下の罰金が科せられます。

国内産の野鳥を許可を受けずに飼っていると罰則の対象になります。違法に捕獲した場合1年以下の懲役、100万円以下の罰金が科せられます。違反すると6ヶ月以内の懲役か50万円以下の罰金が科せられます。



国内産? それとも外国産?
 メジロやウグイスは色彩や計測値、鳴き声などの特徴でその違いが分かるようになりました。密対連レットを作成し、個体の識別鑑定を行っています。ご購入の方は下記へ申し込み下さい。



鳥獣輸入証明書
 2002年5月1日から今まで中国から輸入されていたメジロなど20種類の野鳥や加工品の輸入が禁止されました。(メジロ、ヤマガラ、ツグミ、ホオジロ、マヒワ、ウソ、ミヤマホオジロ、ノジコ、ヒバリ、コガラ、ヒガラ、キビタキ、コマドリ、コルリ、ノゴマ、イスカ、イカル、コイカル、カラビワ、オシドリ)



このポスターは、日興証券(株)と日興アセットマネジメント(株)のご協力によりWWFジャパンに設立されました「WWF・日興グリーンインベスターズ基金」助成により作成されました。

密猟現場を見つかり、許可なく野鳥を飼っている人をかけたらインターネット「密猟110番」へ!

全国野鳥密猟対策連絡会

事務局 〒616-8211 京都市右京区常盤御池町21-4
<http://www.tatsutomi.co.jp/mittairen/>

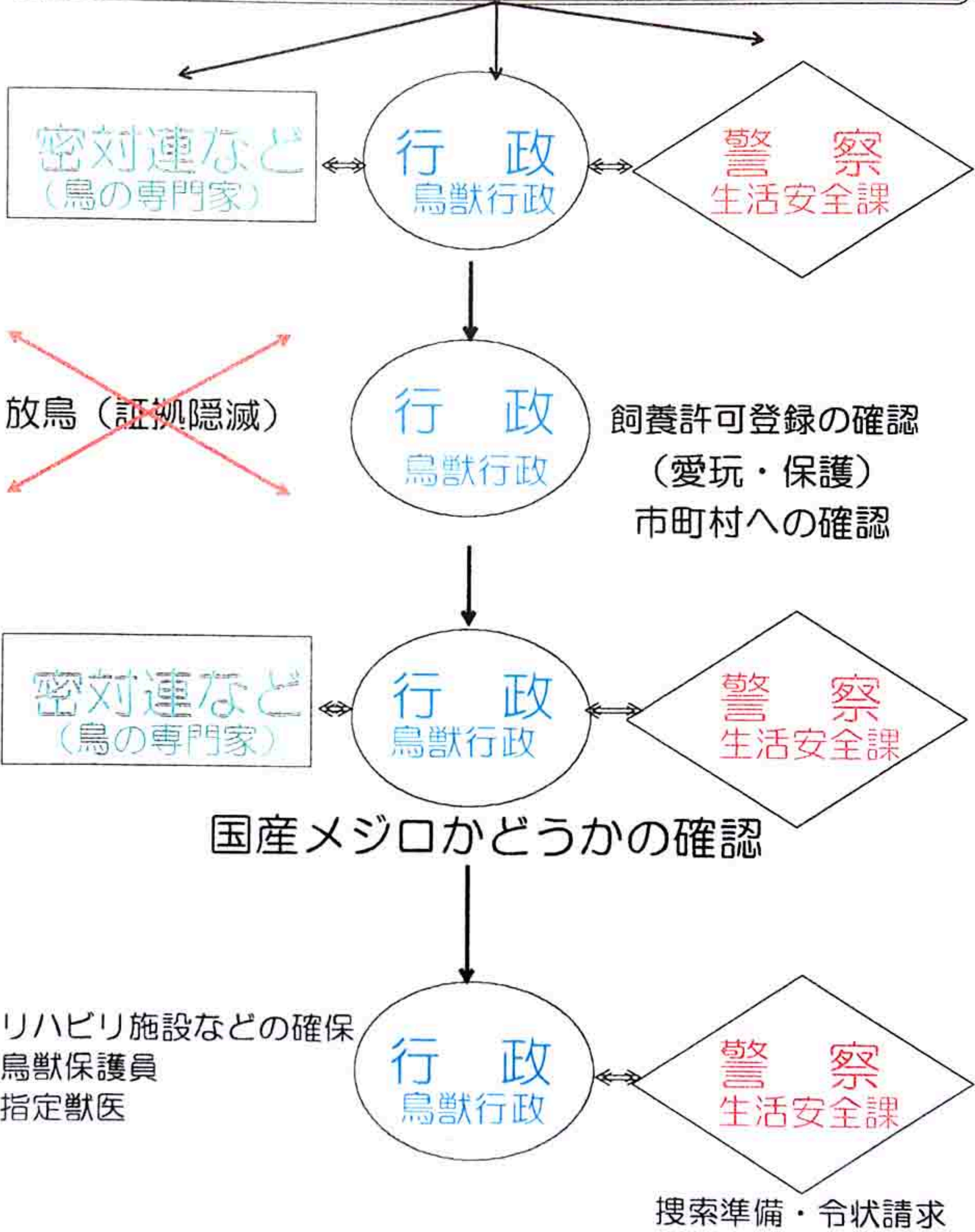
※密対連は、(財)日本野鳥の会と連携して野鳥の密猟防止に取り組んでいるNGOです。

密猟防止対策とそのながれ

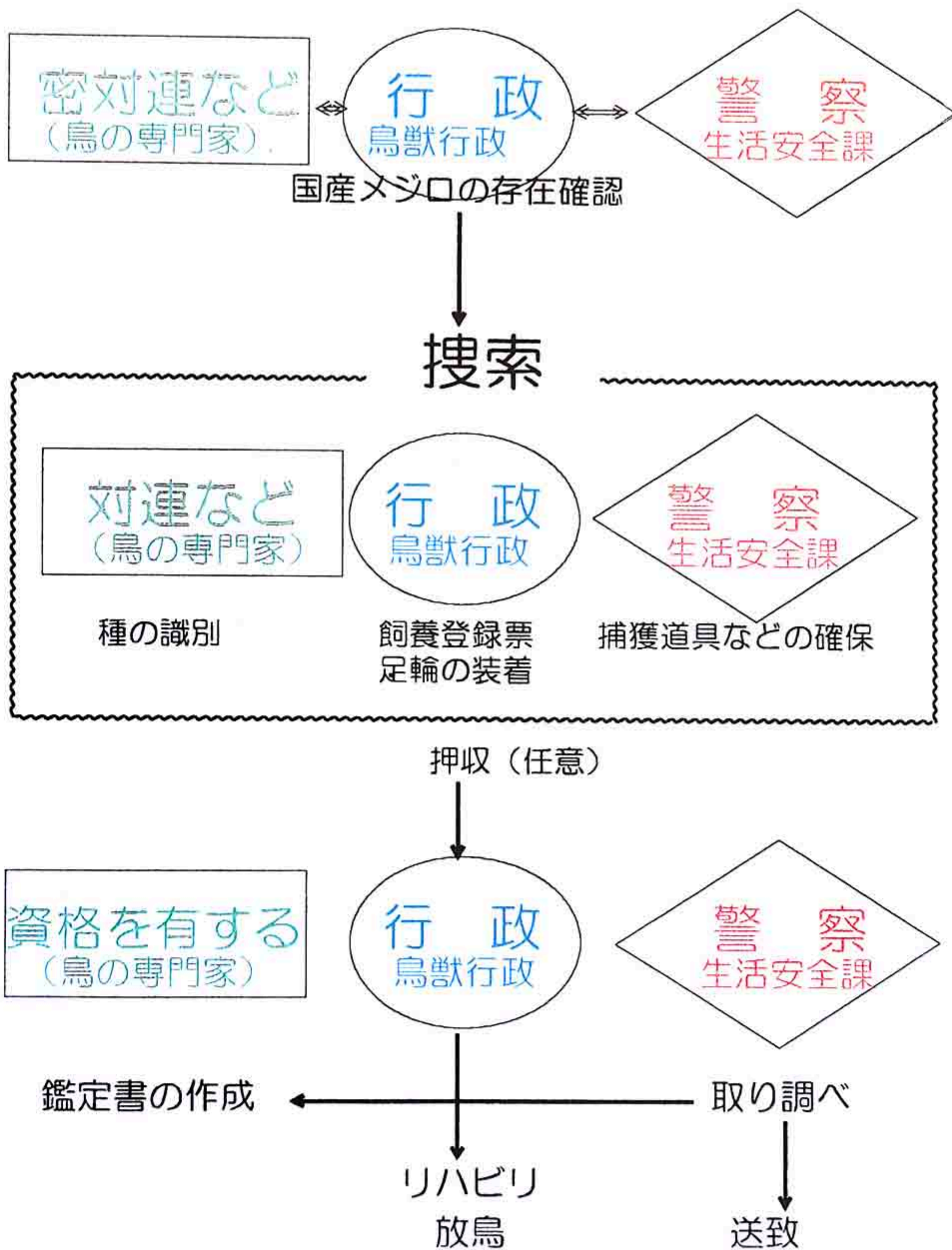
年 度	愛玩飼養（国内の動き）	野鳥の輸出入
1895（明治28年）	「狩猟法」立法	
1919（大正8年）	鳥類全種の飼養が可能	
1947（昭和22年）	非狩猟鳥種のみ許可。 カスミ網による狩猟が禁止	
1950（昭和25年）	メジロ、ホオジロ、ウソ、マヒワ、ヒバリ、ウグイス、ヤマガラに限定	
1963（昭和38年）	「鳥獣ノ保護及狩猟ニ関スル法律」立法	
1969（昭和44年）	（財）日本野鳥の会「カスミ網対策運動本部」設置	
1979（昭和54年）	メジロ、ホオジロ、ウソ、マヒワ、ウグイスのみ	
1980（昭和55年）	メジロ、ホオジロ、ウソ、マヒワのみ	
1989（平成元年）	「飼養許可証」と足輪装着の義務付け	
1991（平成3年）	カスミ網の捕獲目的所持、使用、販売が禁止	
1992（平成4年）	「全国野鳥密猟対策連絡会」発足	
1999（平成11年）	メジロ、ホオジロ（どちらかを1世帯1羽限り）	
2002（平成14年）	法改正「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」 第27条：違法に捕獲又は輸入した鳥獣の飼養、譲渡し等の禁止	中国では707種に及ぶ野鳥の捕獲、販売、輸出禁止 中国政府が発行する「輸出許可証明書」の添付が義務付けられた20種の野鳥（施行規則第27条） イカル、コイカル、カワラヒワ、マヒワ、ウソ、イスカ、ミヤマホオジロ、ノジコ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、コガラ、ヒガラ、キビタキ、ツグミ、ノゴマ、コマドリ、コルリ、オシドリ
2004（平成16年）	新たな愛玩飼養捕獲を認めていない府県（北海道、青森、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、京都府、愛媛県、岐阜県、	鳥インフルエンザの関係で15ヶ国がペットを含む野鳥の輸入禁止：韓国、中国、香港、マカオ、台湾、ベトナム、タイ、カンボジア、ラオス、インドネシア、パキスタン、イタリア、アメリカ、オランダ、カナダ、ロシア、カザフスタン

フローチャート1/2 (通報から捜索まで)

市民・密猟110番 違法な販売や飼養



フローチャート2/2 (捜索から放鳥まで)



違法捕獲・違法飼養防止のために ～茨城県の取組み～

1 現況

(1) 県の体制について

茨城県の鳥獣保護業務は、環境政策課及び県内4箇所地方総合事務所環境保全課の職員が対応するほか、非常勤の嘱託職員として鳥獣保護員を97名委嘱し対応しております。

違法捕獲等の取組みとしては、鳥獣保護制度の周知、錯誤捕獲防止のための啓発、違法飼養者への指導などを行っております。

(2) 違法飼養、違法捕獲等の状況

① 情報の把握

- ・一般県民からの通報
- ・野鳥の会からの通報 など

② 違反事例の状況

- ・一般家庭での愛がん飼養
- ・猛禽類等の誤射
- ※ペット店等での販売等の事例は少ない。

③ 違法捕獲等の原因

- ・鳥獣保護法を知らず、野鳥の捕獲・飼養が違法という認識がない。

2 茨城県の取組み

(1) 鳥獣保護法制度の周知

- ・県広報誌「ひばり」による広報
- ・市町村広報誌への広報記事の提供、掲載の依頼
- ・ペット店等を対象とした講習会での説明
- ・はく製店への指導、協力依頼

(2) 錯誤捕獲防止のための啓発

- ・狩猟免許講習での狩猟者に対する指導
- ・狩猟者団体に対する啓発、指導依頼
- ・「誤射防止キャンペーン」ポスター作成
- ・「誤射防止キャンペーン」チラシの配付

(3) 違法飼養者への現地指導

- ・県民の方々から寄せられた情報の現地確認
- ・行為者に対する鳥獣保護法制度の周知及び放鳥の指導
- ・警察との連携による取締まり



第56回全国植樹祭開催まで

あと**155**日! (1月1日現在)

開催日
平成17年6月5日

いばらき農山漁村男女共同参画推進大会

農山漁村の男女共同参画推進に向けて、事例発表や寸劇、劇団「ZENT-YOYO-CLUB」代表・志村尚一さんの講演などを行います。日時▶1/25(火) 13:00~16:00 場所▶県民文化センター(水戸市千波町東久保697) 参加費▶無料

☎県農政企画課技術普及室 ☎029(301)3844 ㊟3849

2005年農林業センサスにご協力ください

平成17年2月1日現在で、農林業に携わる、一定規模以上の方を対象に、農林水産省の統計調査「農林業センサス」を実施します。農林業の未来を築くための重要な調査です。調査員がお訪ねした際には、ご協力をお願いします。

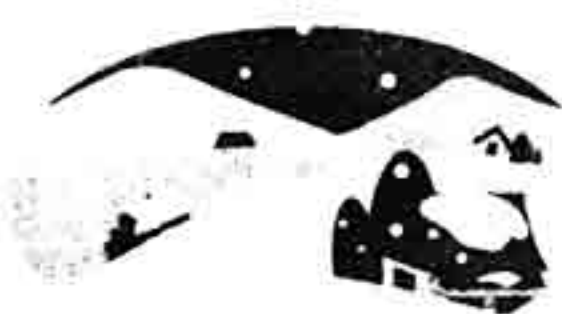
☎県統計課 ☎029(301)2656 ㊟2669

おもしろ理科先生を派遣しています

県では、幼稚園、小・中学校、子ども会などを対象に、子どもたちの理科への興味・関心を高める「おもしろ理科先生」を派遣しています。



詳しくは下記へ。
☎各県生涯学習センター
水戸 ☎029(228)1313
鹿行 ☎0299(73)3877
県南 ☎029(826)1101
県西 ☎0296(24)1151
㊟http://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/



大好き いばらき 就職面接会PART II

●水戸会場
ホテルレイクビュー水戸(水戸市宮町1-6-159)
1/31(月) 13:00~16:00
●つくば会場 しのめ
ホテルグランド東雲(つくば市小野崎488-1)
2/4(金) 13:00~16:00
☎県労働政策課 ☎029(301)3645 ㊟3649
または最寄りのハローワーク

鳥獣捕獲はルールを守って

狩猟鳥獣以外の鳥獣は、狩猟期間であっても許可なく捕まえたり撃ったりすると、法律により罰せられます。オオタカやメジロなど、狩猟鳥獣ではない鳥獣の捕獲を許可なく行わないようお願いいたします。

☎各地方総合事務所環境保全課または県環境政策課 ☎029(301)2946 ㊟2949

運転免許証の更新手続きなどが全署でできます

すべての運転者の方が、県内どこの警察署でも運転免許証更新や住所変更手続きを行えるようになりました。また、つくば中央警察署では国外運転免許証の即日交付を行っています。

☎県警察本部運転免許課 ☎029(293)8811 ㊟8244
㊟http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/topics.htm

食中毒は冬でも発生します

冬でもノロウイルスによる食中毒が多発しています。特に二枚貝を生で食べる場合、注意が必要です。食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」の3原則を守って、手洗いの徹底など、食中毒予防を心掛けましょう。

☎県生活衛生課 ☎029(301)3424 ㊟0800
㊟http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/

第14回外国人による日本語スピーチコンテスト

在県外国人の方々の日本語による自由な意見に耳を傾けることで国際理解が深まります。

日時▶2/5(土) 13:00~16:30
場所▶県民文化センター(水戸市千波町東久保697)
入場料▶無料

☎県国際交流協会 ☎029(241)1611 ㊟7611
☎県国際交流課 ☎029(301)2857 ㊟1375

大洗鹿島線で出掛けよう!

大洗鹿島線では、抽選で大洗特選干物セットや大洗鹿島線グッズなどが当たるスタンプラリーを行っています。この機会に、鉄道の旅を楽しんでみませんか! 実施期間▶2/28(月)まで 場所▶水戸・大洗・新鉾田・鹿島神宮・潮来の各駅

☎県企画課 ☎029(301)2536 ㊟2539

市町村合併により、県の出先機関の管轄が一部変更になります!

那珂地域、常北地域、岩井地域および下館地域の合併に伴い、茨城県の出先機関の管轄区域が下記のとおり変更になりますので、対象の町村にお住まいの方は、合併期日以降の随手続きなどは、変更後の出先機関で行う必要があります。

対象町村	管轄機関		合併期日
	現在	変更後	
瓜連町	大宮地域農業改良普及センター	常陸太田地域農業改良普及センター	平成17年1月21日
常北町・桂村	水戸警察署	笠間警察署	平成17年2月1日
猿島町	境地方福祉事務所	下館地方福祉事務所 ※母子福祉資金などの特定業務(生活保護などの業務は坂東市に移管)	平成17年3月22日
	古河保健所	水海道保健所	
明野町	真壁警察署	筑西警察署(現在の下館警察署の名称を変更)	平成17年3月28日
千代田町	石岡警察署	土浦警察署	平成17年3月28日

詳しくは右記まで ☎県市町村課 ☎029(301)2457 ㊟2489

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の概要について

茨城県生活環境部環境政策課

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等の規制について

鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取をしてはならない。(法第8条)

(除外規定)

- ・環境大臣，都道府県知事の許可を受けて捕獲等をするとき
- ・狩猟期間に狩猟鳥獣の捕獲等をするとき
- ・農業，林業の事業活動に伴いやむを得ずネズミ，モグラ類の捕獲等をするとき

鳥獣の捕獲許可(法第9条第1項，規則第5条)

- ・学術研究
- ・生活環境，農林水産業等への被害防止
- ・傷病鳥獣の救護
- ・博物館，動物園等での展示
- ・愛がん飼養

などの目的で鳥獣を捕獲する場合

愛がんのための飼養の目的による捕獲許可基準(県第9次鳥獣保護事業計画)

(許可対象者)

県内在住で自ら飼養する者又は飼養する者から依頼を受けた者であり，飼養する者が次のいずれにも該当しないこと

- ・飼養登録に係る鳥獣を飼養していない。
- ・5年以内に愛がんのための捕獲許可を受けていない。

(鳥獣の種類・数)

メジロ又はホオジロのどちらか1世帯1羽

2 鳥獣の飼養，販売等の規制について

許可を受けて捕獲した鳥獣を飼養しようとする者は，都道府県知事の登録を受けなければならない。(第19条第1項)

- ・登録票が交付される。(鳥類には個体に足環を装着する。)
- ・登録の有効期限は1年間(更新は可能)
- ・本県では市町村長が登録業務を行っている。

登録を受けた鳥獣を譲渡し等は，登録票とともにしなければならない。(第20条第1項)

登録を受けた鳥獣を譲受けた者は，30日以内に住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。(第20条第3項)

- ・本県では市町村長に届出を行う。

法律に違反して捕獲等した鳥獣等は，飼養，譲渡し，譲受け，販売等してはならない。

平成 年 月 日

(各はく製店店主) 殿

茨城県 生活環境部長

茨城県警察本部 生活安全部長

鳥獣保護及び違法捕獲防止へのご協力依頼について

鳥獣保護及び狩猟行政の推進につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、近年県内においてオオタカやハヤブサ等の非狩猟鳥獣の違法捕獲が発生しており、県と警察で連携して取締りを強化しているところです。

違法捕獲された鳥獣については、違法に飼養されるほか、はく製などに加工されるおそれもあります。

つきましては、非狩猟鳥獣等の加工の依頼があった場合には、適法に捕獲されたものであるか、管轄する地方総合事務所環境保全課（別添参照）までご確認いただきますようお願いいたします。

なお、昨年4月16日から鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正施行されておりますのでご了知いただきますようお願いいたします。

茨城支部の野鳥保護の取り組み

日本野鳥の会茨城支部
支部長 池野進

茨城県は、ユーラシア大陸から最も離れた関東地方の東端にあって、ツグミなど主要な冬鳥の渡り経路の末端に位置している。また県域の70%が標高200m以下の耕作可能な地域で食料生産に恵まれていたことから、糧を得るための野鳥捕獲の伝統がなかったし、組織だった密猟の話は噂程度にも挙がってこなかった。しかしながら、娯楽の少なかった農村地帯の常としてかつては「野鳥の密猟と飼養」が冬の楽しみ事として広く行われてきた。今日では余暇の過ごし方の多様化によって、児童生徒らの間では絶滅種、中高年層の間で遺存種的存在になっている。そうは言っても、大消費地東京を控えているため、時として遺存種層が頭をもたげ、密猟された野鳥の供給地になることがあり、水戸市の鳥獣商が警視庁の摘発を受けたことがあった。また、県北の山間地では林の中で霞み網を張った跡を見掛けることがままあるが、それとて1ヶ所5～6張りの規模に過ぎず、大半はトリモチによる趣味的な密猟である。このような理由から少数のゲリラ的な密猟に対する効果的な対処法がなく、その場その場での対応を迫られているのが現状である。

これに対し組織の末端で犯した不法行為に対し当事団体と協力して撲滅に成功した例を紹介する。大きな湖沼を抱えた茨城県はガンカモ類の大越冬地であり、加えて耕地と林が適度に入り交じった平坦地を擁しているため、県内外から多くのハンターが訪れる。このため狩猟期間中に国内野生希少動植物種であるオオタカが災禍に遭遇する事例が絶えなかった。支部の当初の対応は、事故発生たびに県へ要望書を提出し、善処を求めた。しかし、毎年同じ事が繰り返され効果がなかったため、当事者である狩猟団体が自覚を持って動けるようにと方向転換を計った。すなわち、当支部、県、狩猟団体3者の連名による撲滅キャンペーンポスターの作成がそれであり、支部会員の協力を得て当支部が原画を提供し、県が印刷費を出資し、狩猟団体の了解を得て、印刷・配布した。その結果、意識の浸透に時間が掛かったものの、配布後3年目にして狩猟によるオオタカの災禍は消滅し、撲滅キャンペーンは成功した。しかし、支部が実施しているオオタカの繁殖成績調査によれば毎年営巣木に登った跡を残して繁殖に失敗する巣が2ヶ所ある。これが、単なる猛禽類飼養趣味に留まるのか、密売を目的とした行為なのかは判然としない。しかし、県内には猛禽類専門店があり、誰でも飼えるという誤った認識が醸成するとともに、徐々に猛禽類の飼養者が増える傾向にあり、警察に拾得物のオオタカが届けられ、何人もが申し出たという深刻な事態も発生している。また、狩猟期間外にもかかわらず鷹狩りを公然と行っているという訴えも支部に寄せられている。猛禽類の飼養の動機付けとなっている鷹狩りに

今後何らかの規制を掛ける必要があるのではないだろうか。

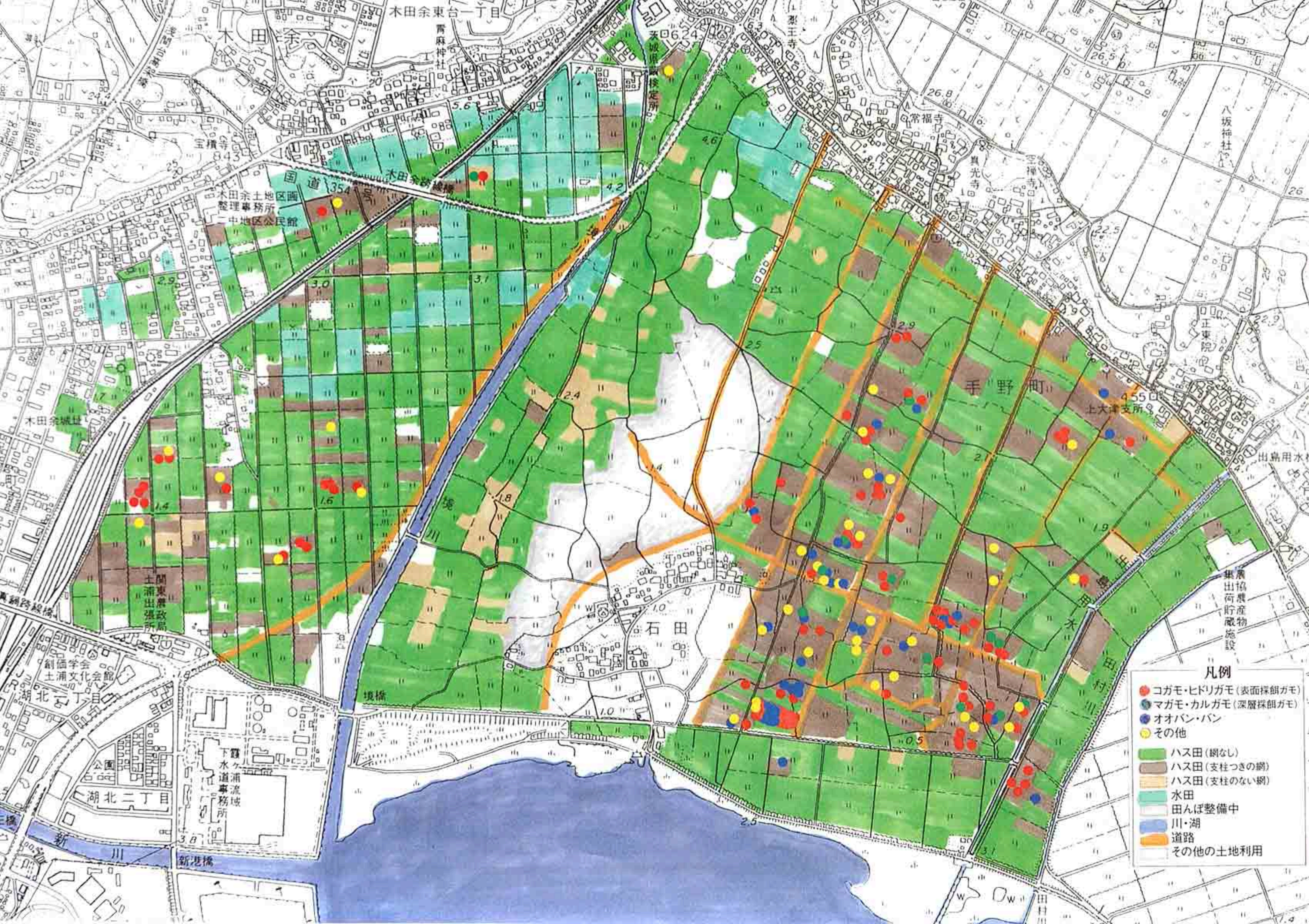
茨城支部が現在最も頭を悩めているのは、ハス田に張られた防鳥ネットに野鳥が大量に掛かって死ぬ問題である。今春県南のハス田で被害調査をした結果、5町村で329羽が犠牲になっていた（表1参照）。これらの鳥のうち水分を多量に含んだ泥の表層で採餌する表層採餌性のコガモとヒドリガモで全体の約半数を占めているのに対し、レンコン耕作者が食害の主犯といっているマガモやカルガモなど泥の中で逆立ちして採餌する深層採餌性のカモの占める割合は8%強に過ぎない。また、春の調査で犠牲が最も多かった土浦市で秋季調査を行った結果、犠牲になった鳥は205羽であり、春の被害数より多かった（表1参照）。このうち表層採餌性カモの占める割合は約5割、深層採餌性カモのそれは7%弱であり、春季の傾向と変わりなかった。この結果は、カモ類がレンコンを食害することを否定はしていないが、耕作者がカモ類の食害の状況を誤って認識している可能性も否定できない。どのカモが、どの程度食害に関与しているのかを科学的に追求することが先決であり、それに基づいたレンコンの被害防除を行う必要がある。

ところで、霞ヶ浦の豊富な水資源を工業用水や農業用水に転用するため、湖岸は全て護岸に囲まれており、人為的に水位を高く調整している。このため、自然湖岸の消失が著しく、ここ10年でコヨシキリが姿を消したほか、背丈の低い草原の鳥や水辺とも陸ともつかない遷移帯の鳥が激減している。その中であってオオバンだけは減少を免れているが、これはハス田で多く繁殖するようになったためである。また冬のハス田はオオハシシギなど貴重なシギチドリ類の越冬地になっていて、レンコン耕作者の無意識のうちの自然保護への貢献は極めて高い。このため、茨城支部では、オオタカの違法狩猟の経験を活かし、レンコン耕作者、農協などの農業団体、当支部、防鳥ネット製造メーカー、行政と協力しながらレンコン、野鳥双方の被害の軽減が達成できるよう協議会を重ねている。この協議会の合意に基づいて全国密猟問題協議会の強力な支援を得ながら野鳥に優しい防鳥ネットの耐候試験を現在実施中であり、試行の結果をみながら防鳥ネットの霞ヶ浦モデルを検討することになっている。このような地味の動きは、一般市民の目には見えないため、死んだままいつまでも放置されている野鳥や悲痛な鳴き声を挙げてもがき苦しむ野鳥の救済を訴える要請が一般市民から当支部に舞い込んでいる。このため、当支部は、一般市民の声を答えるべく、救護の宛先を明示するよう、ささやかな要請している。しかし、耕作者側は種々の理由により、実現は困難と主張している。しかし、野鳥が網に掛かることを知りながら網を張っているのだし、現場の実状をつぶさに知っているのは耕作者自身なのだから、耕作者・農業団体から現実的で建設的な提案があつて然るべきなのである。このまま不作為が続けば、自然保護に貢献している姿が評価されないまま、自然破壊に手を染めているとの悪評だけが先行する最悪の事態を招きかねない。

表1 茨城県南部のハス田に敷設された防鳥ネットで犠牲になった野鳥

種名	市町村名	春 季						秋 季	
		河内町	桜川村	江戸崎町	北浦町	玉里村	土浦市	合計	玉里村
カイツブリ									3
ゴイサギ							3	3	5
コサギ					1		2	1	3
アオサギ			1					1	1
サギ不明種								2	2
マガモ		2				8	10	20	10
カルガモ			1			1	6	8	5
コガモ		4	17	1	1	25	80	128	31
オカヨシガモ							2	2	
ヒドリガモ						4	21	25	9
オナガガモ							2	2	
ハシビロガモ						1	12	13	
カモ不明種						23		23	12
ノスリ							1	1	
バン				1				1	14
オオバン							45	45	33
タゲリ			2					2	1
チドリ不明種			2					2	
タシギ		8	13		1	1	12	35	2
ユリカモメ					1			1	
コミミズク				1				1	
フクロウ				1				1	
その他			1			6		7	10
合計		14	37	4	4	73	197	329	58

調査者：明日香治彦、池野進、内田初萌、大野晴一、塚本寿一、馬場一憲、矢野進



- 凡例**
- コガモ・ヒドリガモ (表面採餌ガモ)
 - マガモ・カルガモ (深層採餌ガモ)
 - オオバン・バン
 - その他
 - ハス田 (網なし)
 - ハス田 (支柱つきの網)
 - ハス田 (支柱のない網)
 - 水田
 - 田んぼ整備中
 - 川・湖
 - 道路
 - その他の土地利用

木田余東台一丁目
青麻神社
木田余
木田余土地区画
管理事務所
中地区公民館
木田余城址
土浦出張所
土浦農業政務局
土浦文化会館
湖北一丁目
湖北二丁目
新川
新港橋
下露ヶ浦流域
事務所
石田
手野町
土大支所
出島用水
集出荷農産物
蔵施設
八坂神社
常福寺
眞光寺
空禅寺
上栗王寺
天城町
木田余新橋
国道354
境川
境橋
田村川
26.8
26.5
26
22.5
22.3
22.2
22.1
22.0
21.9
21.8
21.7
21.6
21.5
21.4
21.3
21.2
21.1
21.0
20.9
20.8
20.7
20.6
20.5
20.4
20.3
20.2
20.1
20.0
19.9
19.8
19.7
19.6
19.5
19.4
19.3
19.2
19.1
19.0
18.9
18.8
18.7
18.6
18.5
18.4
18.3
18.2
18.1
18.0
17.9
17.8
17.7
17.6
17.5
17.4
17.3
17.2
17.1
17.0
16.9
16.8
16.7
16.6
16.5
16.4
16.3
16.2
16.1
16.0
15.9
15.8
15.7
15.6
15.5
15.4
15.3
15.2
15.1
15.0
14.9
14.8
14.7
14.6
14.5
14.4
14.3
14.2
14.1
14.0
13.9
13.8
13.7
13.6
13.5
13.4
13.3
13.2
13.1
13.0
12.9
12.8
12.7
12.6
12.5
12.4
12.3
12.2
12.1
12.0
11.9
11.8
11.7
11.6
11.5
11.4
11.3
11.2
11.1
11.0
10.9
10.8
10.7
10.6
10.5
10.4
10.3
10.2
10.1
10.0
9.9
9.8
9.7
9.6
9.5
9.4
9.3
9.2
9.1
9.0
8.9
8.8
8.7
8.6
8.5
8.4
8.3
8.2
8.1
8.0
7.9
7.8
7.7
7.6
7.5
7.4
7.3
7.2
7.1
7.0
6.9
6.8
6.7
6.6
6.5
6.4
6.3
6.2
6.1
6.0
5.9
5.8
5.7
5.6
5.5
5.4
5.3
5.2
5.1
5.0
4.9
4.8
4.7
4.6
4.5
4.4
4.3
4.2
4.1
4.0
3.9
3.8
3.7
3.6
3.5
3.4
3.3
3.2
3.1
3.0
2.9
2.8
2.7
2.6
2.5
2.4
2.3
2.2
2.1
2.0
1.9
1.8
1.7
1.6
1.5
1.4
1.3
1.2
1.1
1.0
0.9
0.8
0.7
0.6
0.5
0.4
0.3
0.2
0.1
0.0

＜警視庁と東京都における密猟者等の検挙件数＞

平成15年度

- 検挙件数：21件
- 検挙人数：11名
- 押収数：メジロなど56羽

平成16年度

- 検挙件数：123件
- 検挙人数：60名 ・ 6法人
- 押収数：オオルリなど681羽

平成17年度 9月まで

- 検挙件数：95件
- 検挙人数：52名
- 押収数：マヒワなど281羽

鳥獣輸入証明書（日本鳥獣商組合連合会発行）の悪用事例

- 1 輸入証明書付の野鳥を購入後、輸入した鳥を逃がし、その後国内で違法捕獲した野鳥とすり替えて、飼養若しくは販売している。
- 2 野鳥の輸入業者は、購入した野鳥が死んだ場合、その個体の輸入証明書の返納義務がある。しかし、これを返納せず、輸入証明書だけをペット業者に 1 枚 500 円から 1000 円で販売している。
- 3 ペット業者らは、野鳥販売の取締りを逃れるため、輸入証明書だけを購入し、日本国内で違法に捕獲された野鳥に輸入証明書を添付して販売を行なっている。
- 4 輸入証明書を悪用しているペット業者らは、ほとんどが本輸入証明書を発行している「日本鳥獣商組合連合会」加盟会員である。連合会からは、会員に対して取締り情報を含め様々な情報が提供されている。
- 5 関東最大級の卸業者（A）から、千数百枚の輸入証明書だけが発見された。当業者は、野鳥を所持（飼育）しておらず、輸入証明書は警視庁により押収されている。
- 6 その他
家宅捜査した小鳥店から「近頃、東京都と警視庁が野鳥の販売の取締りを行なっていますので、野鳥の取扱いには十分注意してください」という内容が掲載された広報誌が発見された。これは、日本鳥獣商組合連合会が全国の組合員に送付したものである。違法販売が組織ぐるみの行為であることが伺える。

以上は、平成 15 年度から 16 年度にかけ、警視庁が東京都との連携の下で行なった野鳥の違法捕獲・飼育・販売の取締り事例のほんの一部である。

「鳥獣輸入証明書」が多くの違法行為に悪用されていることが明確といえる。

事務連絡
平成17年4月26日

各道府県鳥獣行政担当者 殿

東京都環境局自然環境部計画課

鳥獣保護管理係長 岩崎浩美

Tel03-5388-3505

環境省発行の密猟防止パンフレットの取扱いについて

平素、本都の鳥獣行政には、数々の御協力を賜り誠にありがとうございます。東京都では、人の手によって違法捕獲される野鳥を救うため、警視庁との連携により、特に平成15年度から違法行為の取り締まり強化に取り組んでおります。

これまでの検挙件数は、既に100件を超え1,000羽以上の野鳥を押収し、野生に戻しております。

他県で捕獲され東京で販売されていた野鳥については、捕獲された場所への都県境を超えた実況見分なども行なっており、密猟の取り締まりは全国の連携が不可欠であると実感しております。

さて、こうした中、先般環境省から別添の密猟防止パンフレットが送られてまいりました。密猟防止のために取り組まれた主旨は理解できるのですが、内容に大きな問題があります。それは、「愛がん飼養のため、捕獲許可対象となるのはメジロ・ホオジロのみです」と記された部分です。

確かに、法ではそのような規定がありますが、都道府県の判断で新規の捕獲は認めていない自治体が増えていると存じます。注釈はあるものの、この表現では野鳥の捕獲・飼育は誰でも許可さえとれば簡単に取得できると判断されてしまう可能性があります。

本都では、今後も違法行為の取り締まりを警視庁と共に強化していく予定ですが、何卒、貴県におかれましても今回配布されたパンフレットの取扱いには、誤解と解釈の悪用がないよう十分ご注意くださいとお願い申し上げます。

なお、本都では送付されたパンフレットは一切利用しない予定です。

栃木県における野鳥の密猟対策の取組み
—オオタカ保護活動を中心に—

日本野鳥の会栃木県支部・オオタカ保護基金
遠藤孝一

かつて栃木県は「西の岐阜、東の栃木」と言われるほど、ツグミの密猟が盛んな地域であった。また、オオタカの雛が巣から持ち去られるといった密猟も横行していた。現在、はっきりとはわからないが、ツグミの密猟とオオタカの密猟は沈静化しつつあるようだ。しかし、未だに小鳥類の密猟は続いている。

ここでは、私が係わった1980年以降の栃木県における野鳥の密猟対策について、オオタカ保護活動を中心に振り返る。

1 猛禽類の密猟対策

1970年代後半、栃木県北部の那須野ヶ原では猛禽類の密猟が横行していた。特にオオタカではひどく、地域の会員が観察していた数か所の巣から雛がすべて持ち去られるといった事件が起きた。栃木県支部では、県や県警に対して密猟取締りと捜査を依頼したが、その対応は極めて消極的なものだった。

そこで1981年、支部有志で「自分たちの手でオオタカなど猛禽類を守ろう」という声が高まり、密猟監視活動が始まった。オオタカ1巣をふ化後間もなくから巣立ちまで、24時間昼夜監視を行い、無事3羽の雛を巣立たせた。この活動はマスコミなどにも大きく取り上げられ、猛禽類の密猟の実態と保護の必要性を広くアピールするのに役立った。

その後も、多くの支援者からの寄付などに支えられ、また対象となる巣も複数に増え、密猟監視活動は続いた。1987年からは密猟防止バリケードの製作や設置は県の予算で対応できるようになった。なおこの年から、活動方針を監視重視から「生息地の保全を含めたオオタカの総合的な保護活動」に改めた。

1989年には、支部からオオタカ保護委員会を独立させ、「オオタカ保護ネットワーク」として設立した。その後、同ネットワークは、全国組織の「日本オオタカネットワーク」と地域組織の「オオタカ保護基金」に発展的に分離され、現在に至っている。

那須野ヶ原においては、オオタカの雛の確実な密猟事例は1980年代後半以降なく、密猟は沈静化していると考えられる。しかし現在でも、雛の不審な消失は時折あることから、調査を兼ねたパトロールを実施するとともに一部の巣にはバリケードを設置している。バリケード設置については、毎年4月に那須野ヶ原が含まれる県北部地域の市町村の担当者と県自然環境課、オオタカ保護基

金による会合が持たれており、そこでオオタカの生息状況などが共有され、三者協力してバリケードの設置が行われている。

2 小鳥類の密猟対策

1970年代、栃木県の北西部の山岳地帯はツグミの密猟地帯であり、温泉街のホテルや食堂では、その焼き鳥が堂々と売られていた。そこに警察のメスが入ったのは1982年である。この年の10月上旬、栃木県支部、全県対象鳥獣保護員、県鳥獣保護係の三者によって、「かすみ網密猟防止対策会議」が持たれ、情報収集（支部・県）→取りまとめ・行政指導（県）→取締り・検挙（県警）という、一連の対策の流れと役割分担が確認された。それを受けて、10月下旬より現地調査が開始され、いくつかの「鳥屋場」が発見された。その1か所で11月中旬、村会議員、村の課長、自治会長などを含む13人が検挙され、村ぐるみのツグミの密猟の実態が明らかとなった。その後は、その地域も含め大規模なツグミの密猟情報は聞かれなくなった。かすみ網の販売禁止などの効果もあり、現在は沈静化していると考えられる。

一方、春のオオルリ（栃木県の鳥）、秋のメジロやヒガラなど、小鳥類の密猟や違法飼育は、過去から現在までなくならない。そこで、野生鳥獣の適正な捕獲・飼育の推進、すなわち野鳥の密猟や違法飼育をなくすために、2002年に環境省の自然保護事務所や栃木県警、栃木県、栃木県猟友会、栃木県支部などが構成員となる栃木県野生鳥獣捕獲・飼育連絡協議会が設立された。この協議会とその地域組織である地区野生鳥獣捕獲・飼育連絡会は、毎年秋の野鳥の密猟シーズンである10月を重点期間として、巡視や指導、普及啓発を強化している

支部では、密猟情報の収集と提供の役割を担うとともに、普及啓発用ポスターの作成、同協議会主催の研修会への講師派遣などに協力している。

まだまだ不十分な組織と体制で、効果はあまりあがっていないが、今後はこれを核に小鳥類の密猟・違法飼育の撲滅に積極的に取り組んで行きたいと考えている。

日本産鳥類の固有種と固有亜種について

山階鳥類研究所 茂田良光

日本鳥学会（2000）の『日本鳥類目録 改訂第6版』によると日本からは18目74科542種の鳥類が記録されています。これら542種の鳥類には、亜種がない種（単形種 monotypic species）と亜種がある種（多形種 polytypic species）があります。亜種があるとかないとか、亜種とは何なののでしょうか？

亜種とは何かを考える前に学名について簡単に説明します。種を表す学名は国際動物命名規約によりラテン語またはラテン語化した言語で表すことに決められ、属名と種小名の二語で表されています。属名と種小名の二語で種名を表すため、この表記法は二名法または二名式命名法といえます。属名は大文字で書き始め、種小名はすべて小文字です。属名は単数の名詞、種小名の語尾は属名の性と一致させることになっています。

一方、亜種を表す学名は、属名と種小名にさらに1語を加え三語で表されています。この三語目は亜種小名といい、属名と種小名と亜種小名で表わされた学名により、その種が亜種であることを示すことができます。亜種の学名は三語で表記するので三名法または三名式命名法といえます。種と亜種の学名は、普通はイタリックで綴られますが、科や目はイタリックにはしません。

亜種とは何か？

ある種がその繁殖分布域の全体にわたって羽色や大きさなどの外見にはっきりした違いがないとき、または違いがあってもその変異に一定の傾向がなく、とくに分布する地方による外見上の違いが認められないときは、その種には亜種がないと見なされます。ある単形種の繁殖分布域内のある地方、例えばある島嶼に分布する個体群に限って他の地方に分布するものとは異なった特徴が見つかり、別の種とするほどの違いではないが、地方差があることを示すときに新しく亜種として命名することになります。

新しく1亜種が命名されたとき、その種は亜種のない単形種から2亜種からなる多形種となり、亜種を示すときの学名はそれぞれの亜種を三名法で表します。このとき、新しく命名される新亜種には亜種小名が新たに付けられ亜種の学名が決まりますが、残りの亜種の学名は種小名と亜種小名が同じ三名法で表すことになります。学名の種小名と亜種小名が同じ亜種は基亜種と呼ばれます。次に繁殖分布域内の他の地方でも外見に違いがある個体群がいることが判り、新たに命名されるときには、その種にまた1亜種が追加されることになります。亜種とはこのようにして種内の地理的な変異を表すために決められる分類の単位です。亜種として命名されたものが、後に単形種の種と見なされるようになることや、またはいくつかの亜種を含む多形

種の種として見なされるようになることもあります。あるいは、ある種とされていたものが別の種の 1 亜種と考えられるようになることもあります。これらの場合には学名の亜種小名が種小名になったり、あるいは学名の種小名が亜種小名になり、新しい亜種小名や種小名が付けられることはありません。

亜種とされるか種として見なされるかは、はっきりした根拠があるわけではありませんが、同所的に分布しているものどうしが互いに交雑することなく存在しているならば、外見がどんなに似ていても同種内の亜種どうしではなく、それぞれ別の種と考えられます。亜種の分布の境界は島嶼のようにはっきりしている場合と大陸に地続きに分布していて境界がはっきりしない場合があります。亜種の分布の境界が明確で 100 パーセントの識別が可能な亜種は、亜種でなく種として考えられる傾向にあります。ある亜種を亜種として認めるか認めないかは、意見が異なることもあります。

日本の固有種・準固有種および固有亜種・準固有亜種

表 1 に『日本鳥類目録 改訂第 6 版』に基づき、日本における固有種・固有亜種および準固有種・準固有亜種を科別に整理して示しました。種名の後の亜種数はその種の亜種数を示し、* または** を学名に付したものが日本の固有種・固有亜種または準固有種・準固有亜種です。準固有種、準固有亜種とは、隣接した国外にも分布の記録があるものの、国外の分布が狭く限られているものです。日本の固有種とされることの多い種、たとえばカヤクグリ *Prunella rubida* やアカヒゲ *Erithacus komadori* なども厳密には千島列島や台湾からも記録があるので表 1 では準固有種としてあります。

日本列島は南北に長く延びているため多くの固有種・準固有種と固有亜種・準固有亜種が分布します。表 1 に示したように合計 8 種の固有種と 97 亜種の固有亜種および 4 種の準固有種と 27 亜種の準固有亜種、総計では 136 種または亜種の固有種・準固有種および固有亜種・準固有亜種が記録されています。表 1 にはノジコ *Emberiza sulphurata*、オオルリの基亜種 *Cyanoptila c. cyanomelana* やキビタキの基亜種 *Ficedula n. narcissina* のように夏鳥として日本に渡来し、国外で越冬する季節的な準固有種や準固有亜種は含めていません。

日本では、輸入された鳥類は制限なく飼養できることから実際には多くの日本の野鳥が密猟され、輸入されたものとして輸入証明書とともに公然と店頭等で売買され、飼養されています。この違法問題の解決のためには輸入された鳥と国内産の鳥の識別が不可欠であり、輸入証明書の付いた外国産の鳥と日本産の鳥との識別方法が確立されれば、輸入の真偽の確認が可能となり違法捕獲を防止する有効な対策となります。表 1 に示した日本の固有種と固有亜種はもちろん、準固有種と準固有亜種も日本以外から野生の鳥が輸入される可能性はほとんどないものと考えられます。

表1. 日本産鳥類の固有種・準固有種および固有亜種・準固有亜種

カイツブリ科 Podicipedidae	
カイツブリ <i>Tachybaptus ruficollis</i> 8亜種 [2亜種]	
ダイウカイツブリ <i>T. r. kunikyoni</i> *	南大東島
ミズナギドリ科 Procellariidae	
セグロミズナギドリ <i>Puffinus lherminieri</i> 12亜種 [1亜種]	
セグロミズナギドリ <i>P. l. bannermani</i> *	小笠原諸島, 硫黄列島
ウ科 Phalacrocoracidae	
カワウ <i>Phalacrocorax carbo</i> 7亜種 [1亜種]	
カワウ <i>P. c. hanedae</i> **	北海道・南千島・本州・四国・九州・(サハリン・韓国・台湾)
タカ科 Accipitridae	
オオタカ <i>Accipiter gentilis</i> 10亜種 [2亜種]	
オオタカ <i>A. g. fujiyamae</i> **	北海道・南千島・本州・佐渡・四国・九州・(サハリン・台湾)
ツミ <i>Accipiter gularis</i> 3亜種 [2亜種]	
リュウキュウツミ <i>A. g. iwasakii</i> *	与論島・石垣島・西表島
ノスリ <i>Buteo buteo</i> 11亜種 [3亜種]	
オガサワラノスリ <i>B. b. toyoshimai</i> *	小笠原諸島
ダイウノスリ <i>B. b. oshiroi</i> *	大東諸島
クマタカ <i>Spizaetus nipalensis</i> 3亜種 [1亜種]	
クマタカ <i>S. n. orientalis</i> **	北海道・南千島・本州・四国・九州・(サハリン・韓国)
イヌワシ <i>Aquila chrysaetos</i> 7亜種 [1亜種]	
イヌワシ <i>A. c. japonica</i> **	北海道・南千島・本州・四国・九州・(サハリン・韓国)
カンムリワシ <i>Spilornis cheela</i> 22亜種 [1亜種]	
カンムリワシ <i>S. c. perplexus</i> *	石垣島・西表島・与那国島・多良間島
ハヤブサ科 Falconidae	
ハヤブサ <i>Falco peregrinus</i> 17 亜種 [4亜種]	
シマハヤブサ <i>F. p. furuittii</i> *	鳥島・硫黄列島
ライチョウ科 Tetraonidae	
ライチョウ <i>Lagopus muta</i> 24亜種 [1亜種]	
ライチョウ <i>L. m. japonica</i> *	本州中部
キジ科 Phasianidae	
ヤマドリ <i>Syrnaticus soemmerringii</i> * 5亜種 [5亜種]	
ヤマドリ <i>S. s. scintillans</i> *	本州・四国・九州
ウスアカヤマドリ <i>S. s. subrufus</i> *	島根北部・兵庫北部以北
シコクヤマドリ <i>S. s. subrufus</i> *	本州太平洋側・四国南部
アカヤマドリ <i>S. s. soemmerringii</i> *	本州南西部・四国北部
コシジロヤマドリ <i>S. s. ijimae</i> *	九州北部・中部
コシジロヤマドリ <i>S. s. ijimae</i> *	九州南部
キジ <i>Phasianus colchicus</i> 30亜種 [4亜種]	
キジ <i>P. c. robustipes</i> *	本州北部・佐渡
トウカイキジ <i>P. c. tohkaidi</i> *	本州中部・四国
シマキジ <i>P. c. tanensis</i> *	伊豆半島・三浦半島・紀伊半島・屋久島・種子島・伊豆諸島
キュウシュウキジ <i>P. c. versicolor</i> *	本州南西部・九州・五島列島
ミフウズラ科 Turnicidae	
ミフウズラ <i>Turnix suscitator</i> 17亜種 [1亜種]	
ミフウズラ <i>T. s. okinavensis</i> *	奄美諸島・琉球諸島
クイナ科 Rallidae	
ヤンバルクイナ <i>Gallirallus okinawae</i> *	沖縄島
オオクイナ <i>Rallina eurizonoides</i> 7亜種 [1亜種]	
オオクイナ <i>R. e. sepiaria</i> *	沖縄島・八重山諸島
ヒクイナ <i>Porzana fusca</i> 4亜種 [2亜種]	
リュウキュウヒクイナ <i>P. f. phaeopyga</i> *	屋久島・奄美諸島・琉球諸島・大東諸島

注)* = 固有種または固有亜種,** = 準固有種。()は国外の分布を示す。絶滅種および絶滅亜種は除く。

[]は国内の記録亜種数を示す。

表1. 日本産鳥類の固有種・準固有種および固有亜種・準固有亜種 (続き)

チドリ科 Charadriidae	
イカルチドリ <i>Charadrius placidus</i> 2亜種 [1亜種]	
イカルチドリ <i>C. p. japonicus</i> **	北海道・本州・佐渡・隠岐・伊豆諸島・四国・九州・琉球列島・小笠原諸島・(済州島)
シロチドリ <i>Charadrius alexandrinus</i> 6亜種 [2亜種]	
シロチドリ <i>C. a. nihonensis</i> **	北海道・南千島・本州・佐渡・隠岐・伊豆諸島・四国・九州・奄岐・南西諸島・小笠原諸島・(サハリン・韓国・台湾)
シギ科 Scolopacidae	
アマミヤマシギ <i>Scolopax mira</i> *	奄美諸島・沖縄諸島
カモメ科 Laridae	
クロアジサシ <i>Anous stolidus</i> 4亜種 [2亜種]	
リュウキュウクロアジサシ <i>A. s. pullus</i> *	八重山諸島
ウミスズメ科 Alcidae	
カンムリウミスズメ <i>Synthliboramphus wumizusume</i> **	北海道・南千島・本州・伊豆諸島・九州・琉球列島・(韓国)
ハト科 Columbidae	
カラスバト <i>Columba janthina</i> ** 3亜種 [3亜種]	(韓国・中国)
アカガシラカラスバト <i>C. j. nitens</i> *	小笠原諸島・硫黄列島
ヨナクニカラスバト <i>C. j. stejnegeri</i> *	八重山諸島
キジバト <i>Streptopelia orientalis</i> 6亜種 [2亜種]	
リュウキュウキジバト <i>S. o. simpsoni</i> *	奄美諸島・琉球諸島・八重山諸島
キンバト <i>Chalcophaps indica</i> 10亜種 [1亜種]	
キンバト <i>C. i. yamashinae</i> *	先島諸島
アオバト <i>Sphenurus sieboldii</i> 4亜種 [1亜種]	
アオバト <i>S. s. sieboldii</i> **	北海道・南千島・本州・伊豆諸島・四国・九州・小笠原諸島・(韓国)
ズアカアオバト <i>Sphenurus formosae</i> 4亜種 [2亜種]	
ズアカアオバト <i>S. f. permagnus</i> *	屋久島・種子島・奄美諸島・沖縄諸島
チュウダイズアカアオバト <i>S. f. medioximus</i> *	先島諸島
フクロウ科 Strigidae	
ワシミズク <i>Bubo bubo</i> 17亜種 [2亜種]	
ワシミズク <i>B. b. borissowi</i> **	北海道・南千島・(サハリン)
シマフクロウ <i>Ketupa blakistoni</i> 2亜種 [1亜種]	
シマフクロウ <i>K. b. blakistoni</i> **	北海道・南千島・(サハリン)
コノハズク <i>Otus scops</i> 6亜種 [1亜種]	
コノハズク <i>O. s. japonicus</i> **	北海道・南千島・本州・佐渡・隠岐・四国・九州・奄美大島・琉球諸島・(台湾)
リュウキュウコノハズク <i>Otus elegans</i> 4亜種 [2亜種]	
ダイウコノハズク <i>O. e. interpositus</i> *	大東諸島
リュウキュウコノハズク <i>O. e. elegans</i> *	奄美諸島・琉球諸島
オオコノハズク <i>Otus lempiji</i> 13亜種 [3亜種]	
リュウキュウオオコノハズク <i>O. l. pryeri</i> *	琉球諸島
フクロウ <i>Strix uralensis</i> 11亜種 [4亜種]	
エゾフクロウ <i>S. u. japonica</i> **	北海道・南千島・(韓国)
フクロウ <i>S. u. hondoensis</i> *	本州北部
モミヤマフクロウ <i>S. u. momiyamae</i> *	本州中部
キュウシュウフクロウ <i>S. u. fuscescens</i> *	本州南西部・四国・淡路島・九州
カワセミ科 Alcedinidae	
ヤマセミ <i>Ceryle lugubris</i> 4亜種 [2亜種]	
エゾヤマセミ <i>C. l. pallida</i> *	北海道・南千島

注)* = 固有種または固有亜種,** = 準固有種。()は国外の分布を示す。絶滅種および絶滅亜種は除く。

[]は国内の記録亜種数を示す。

表1. 日本産鳥類の固有種・準固有種および固有亜種・準固有亜種 (続き)

キツツキ科 Picidae	
アリスイ <i>Jynx torquilla</i> 6亜種 [2亜種]	
アリスイ <i>J. t. japonica</i> *	北海道・南千島・本州・四国・九州・伊豆諸島・琉球諸島
アオゲラ <i>Picus awokera</i> * 3亜種 [3亜種]	本州・四国・九州
アオゲラ <i>P. a. awokera</i> *	本州
カゴシマアオゲラ <i>P. a. horii</i> *	四国・九州
タネアオゲラ <i>P. a. takatsukasae</i> *	屋久島・種子島
ノグチゲラ <i>Sapheopipo noguchii</i> *	沖縄島北部
アカゲラ <i>Dendrocopos major</i> 24亜種 [3亜種]	
アカゲラ <i>D. m. hondoensis</i> **	本州・対馬・(韓国)
オオアカゲラ <i>Dendrocopos leucotos</i> 12亜種 [4亜種]	
エソオオアカゲラ <i>D. l. subcirris</i> *	北海道・南千島
オオアカゲラ <i>D. l. stejnegeri</i> *	本州北部・本州中部・佐渡
ナミエオオアカゲラ <i>D. l. namiyei</i> *	本州中部・本州南西部・隠岐・四国・九州
オーストンオオアカゲラ <i>D. l. owstoni</i> *	奄美大島
コゲラ <i>Dendrocopos kizuki</i> 10亜種 [9亜種]	
エソコゲラ <i>Dendrocopos k. ijimae</i> **	北海道・南千島・(サハリン・ウスリー・中国北東部)
コゲラ <i>D. k. seebohmi</i> *	本州北部・本州中部
ミヤケコゲラ <i>D. k. matsudairai</i> *	伊豆諸島・屋久島
シコクコゲラ <i>D. k. shikokuensis</i> *	本州西部・四国
ツシマコゲラ <i>D. k. kotataki</i> *	隠岐・対馬
キュウシュウコゲラ <i>D. k. kizuki</i> *	九州
アマミコゲラ <i>D. k. amamii</i> *	奄美諸島
リュウキュウコゲラ <i>D. k. nigrescens</i> *	沖縄諸島
オリイコゲラ <i>D. k. orii</i> *	西表島
ミユビゲラ <i>Picoides tridactylus</i> 11亜種 [1亜種]	
ミユビゲラ <i>P. t. inouyei</i> *	北海道
ヒバリ科 Alaudidae	
ヒバリ <i>Alauda arvensis</i> 11亜種 [3亜種]	
ヒバリ <i>A. a. japonica</i> *	北海道・南千島・本州・佐渡・四国・九州・対馬・五島列島
サンショウクイ科 Campephagidae	
サンショウクイ <i>Pericrocotus divaricatus</i> 2亜種 [2亜種]	
リュウキュウサンショウクイ <i>P. d. tegimae</i> **	九州・奄美諸島・琉球諸島・(韓国・台湾)
ヒヨドリ科 Pycnonotidae	
シロガシラ <i>Pycnonotus sinensis</i> 4亜種 [1亜種]	
シロガシラ <i>P. s. orii</i> *	沖縄島・八重山諸島
ヒヨドリ <i>Hypsipetes amaurotis</i> 12亜種 [8亜種]	
オガサワラヒヨドリ <i>H. a. squameiceps</i> *	小笠原諸島
ハシブトヒヨドリ <i>H. a. magnirostris</i> *	硫黄列島
ダイトウヒヨドリ <i>H. a. borodinonis</i> *	大東諸島
アマミヒヨドリ <i>H. a. ogawae</i> *	トカラ列島・奄美諸島
リュウキュウヒヨドリ <i>H. a. pryeri</i> *	沖縄諸島・宮古諸島
イシガキヒヨドリ <i>H. a. stejnegeri</i> *	八重山諸島
ミンサザイ科 Troglodytidae	
ミンサザイ <i>Troglodytes troglodytes</i> 41亜種 [4亜種]	
ミンサザイ <i>T. t. fumigatus</i> **	北海道・南千島・本州・佐渡・隠岐・四国・九州・対馬・奄岐・(中千島・済州島)
モスケミンサザイ <i>T. t. mosukei</i> *	伊豆諸島
オガワミンサザイ <i>T. t. ogawae</i> *	屋久島・種子島
イワヒバリ科 Prunellidae	
カヤクグリ <i>Prunella rubida</i> **	北海道・南千島・本州・四国・九州・伊豆諸島・(中千島)

注)* = 固有種または固有亜種,** = 準固有亜種。()は国外の分布を示す。絶滅種および絶滅亜種は除く。

[]は国内の記録亜種数を示す。

表1. 日本産鳥類の固有種・準固有種および固有亜種・準固有亜種 (続き)

ツグミ科 Turdidae	
アカヒゲ <i>Erithacus komadori</i> ** 3亜種 [3亜種]	
アカヒゲ <i>E. k. komadori</i> **	男女群島・屋久島・トカラ列島・奄美諸島・八重山諸島・(台湾)
ホントウアカヒゲ <i>E. k. namiyei</i> *	沖縄諸島
ウスアカヒゲ <i>E. k. subrufus</i> *	与那国島
トラツグミ <i>Zoothera dauma</i> 5亜種 [3亜種]	
オオトラツグミ <i>Z. d. major</i> *	奄美大島
アカコッコ <i>Turdus celaenops</i> *	伊豆諸島・トカラ列島
ウグイス科 Sylviidae	
ウグイス <i>Cettia diphone</i> 7亜種 [5亜種]	
ウグイス <i>C. d. cantans</i> **	北海道・本州・佐渡・隠岐・伊豆諸島・四国・九州・対馬・
	奄岐・五島列島・屋久島・種子島・(済州島)
	小笠原諸島・硫黄列島
	トカラ列島・奄美諸島・琉球諸島
ハシナガウグイス <i>C. d. diphone</i> *	
リュウキュウウグイス <i>C. d. riukiensis</i> *	
オオセツカ <i>Locustella pryeri</i> 2亜種 [1亜種]	
オオセツカ <i>L. p. pryeri</i> *	本州
セツカ <i>Cisticola juncidis</i> 17亜種 [1亜種]	
セツカ <i>C. j. bruniceps</i> **	本州・隠岐・伊豆諸島・四国・九州・対馬・奄岐・五島列島・
	屋久島・種子島・南西諸島・(済州島)
ヒタキ科 Muscipidae	
キビタキ <i>Ficedula narcissina</i> 3亜種 [2亜種]	
リュウキュウキビタキ <i>F. n. owstoni</i> *	屋久島・種子島・トカラ列島・奄美諸島・琉球諸島
エナガ科 Aegithalidae	
エナガ <i>Aegithalos caudatus</i> 19亜種 [4亜種]	
エナガ <i>A. c. trivirgatus</i> **	本州・佐渡・隠岐・(済州島)
キュウシュウエナガ <i>A. c. kiusiuensis</i> *	四国・九州
シジュウカラ科 Paridae	
ハシブトガラ <i>Parus palustris</i> 10亜種 [1亜種]	
ハシブトガラ <i>P. p. hensoni</i> **	北海道・南千島・(中千島)
コガラ <i>Parus montanus</i> 11亜種 [2亜種]	
コガラ <i>P. m. restrictus</i> *	北海道・本州・四国・九州
ヒガラ <i>Parus ater</i> 21亜種 [1亜種]	
ヒガラ <i>P. a. insularis</i> *	北海道・南千島・本州・佐渡・隠岐・四国・九州・対馬・屋久島
ヤマガラ <i>Parus varius</i> 8亜種 [8亜種]	
ナミエヤマガラ <i>P. v. namiyei</i> *	伊豆諸島北部
オーストンヤマガラ <i>P. v. owstoni</i> *	伊豆諸島南部
タネヤマガラ <i>P. v. sunsunpi</i> *	種子島
ヤクシヤマガラ <i>P. v. yakushimensis</i> *	屋久島
アマミヤマガラ <i>P. v. amamii</i> *	奄美諸島・沖縄島
オリイヤマガラ <i>P. v. olivaceus</i> *	西表島
シジュウカラ <i>Parus major</i> 33亜種 [4亜種]	
アマミシジュウカラ <i>P. m. amamiensis</i> *	奄美諸島
オキナワシジュウカラ <i>P. m. okinawae</i> *	沖縄諸島
イシガキシジュウカラ <i>P. m. nigriloris</i> *	八重山諸島
ゴジュウカラ科 Sittidae	
ゴジュウカラ <i>Sitta europaea</i> 16亜種 [3亜種]	
キュウシュウゴジュウカラ <i>S. e. roseilia</i> *	九州南部
キバシリ科 Certhiidae	
キバシリ <i>Certhia familiaris</i> 13亜種 [2亜種]	
キバシリ <i>C. f. japonica</i> *	本州・四国・九州

注)* = 固有種または固有亜種,** = 準固有亜種。()は国外の分布を示す。絶滅種および絶滅亜種は除く。

| |は国内の記録亜種数を示す。

表1. 日本産鳥類の固有種・準固有種および固有亜種・準固有亜種 (続き)

メジロ科 Zosteropidae	
メジロ <i>Zosterops japonicus</i> 9亜種 [6亜種]	
メジロ <i>Z. j. japonicus</i> **	北海道・本州・佐渡・隠岐・四国・九州・対馬・奄岐・五島列島・男女群島・(サハリン・韓国南部)
シチウメジロ <i>Z. j. stejnegeri</i> *	伊豆諸島
イオウジマメジロ <i>Z. j. alani</i> *	硫黄列島
ダイトウメジロ <i>Z. j. daitoensis</i> *	大東諸島
シマメジロ <i>Z. j. insularis</i> *	屋久島・種子島
リュウキュウメジロ <i>Z. j. loochooensis</i> *	奄美諸島・琉球諸島
ミツスイ科 Meliphagidae	
メグロ <i>Apalopteron familiare</i> * 2亜種 [2亜種]	
ハハジマメグロ <i>A. f. hahasima</i> *	小笠原諸島
ホオジロ科 Emberizidae	
ホオジロ <i>Emberiza cioides</i> 5亜種 [1亜種]	
ホオジロ <i>E. c. ciopsis</i> **	北海道・南千島・本州・佐渡・隠岐・四国・九州・対馬・奄岐・五島列島・屋久島・種子島・(中千島)
コジュリン <i>Emberiza yessoensis</i> 2亜種 [1亜種]	
コジュリン <i>E. y. yessoensis</i> *	北海道・南千島・本州・佐渡・四国・九州
アトリ科 Fringillidae	
カワラヒワ <i>Carduelis sinica</i> 5亜種 [3亜種]	
カワラヒワ <i>C. s. minor</i> **	北海道・南千島・本州・佐渡・隠岐・伊豆諸島・四国・九州・対馬・五島列島・(サハリン・済州島)
オガサワラカワラヒワ <i>C. s. kittlitzii</i> *	小笠原諸島・硫黄列島
ベニマシコ <i>Uragus sibiricus</i> 5亜種 [1亜種]	
ベニマシコ <i>U. s. sanguinolentus</i> **	北海道・南千島・本州・佐渡・四国・九州・(サハリン)
ウソ <i>Pyrrhula pyrrhula</i> 12亜種 [3亜種]	
ウソ <i>P. p. griseiventris</i> *	北海道・南千島・本州・佐渡・伊豆諸島・四国・九州・対馬・沖縄島
イカル <i>Eophona personata</i> 2亜種 [1亜種]	
イカル <i>E. p. personata</i> **	北海道・南千島・本州・佐渡・隠岐・伊豆諸島・四国・九州・対馬・屋久島・トカラ列島・琉球諸島・小笠原諸島・(済州島・台湾)
カラス科 Corvidae	
カケス <i>Garrulus glandarius</i> 36亜種 [4亜種]	
カケス <i>G. g. japonicus</i> *	本州・四国・九州・対馬・伊豆諸島
サドカケス <i>G. g. tokugawae</i> *	佐渡
ヤクシマカケス <i>G. g. orii</i> *	屋久島
ルリカケス <i>Garrulus lidthi</i> *	奄美諸島
オナガ <i>Cyanopica cyana</i> 8亜種 [1亜種]	
オナガ <i>C. c. japonica</i> *	本州
ホシガラス <i>Nucifraga caryocatactes</i> 9亜種 [2亜種]	
ホシガラス <i>N. c. japonica</i> **	北海道・南千島・本州・佐渡・伊豆諸島・四国・九州・(中千島)
ハシブトガラス <i>Corvus macrorhynchos</i> 11亜種 [4亜種]	
ハシブトガラス <i>C. m. japonensis</i> **	北海道・南千島・本州・伊豆諸島・佐渡・隠岐・四国・九州・五島列島・屋久島・種子島・(サハリン・中千島)
リュウキュウハシブトガラス <i>C. m. connectens</i> *	奄美諸島・琉球諸島
オサハシブトガラス <i>C. m. osai</i> *	八重山諸島

注)* = 固有種または固有亜種,** = 準固有亜種。()は国外の分布を示す。絶滅種および絶滅亜種は除く。

[]は国内の記録亜種数を示す。

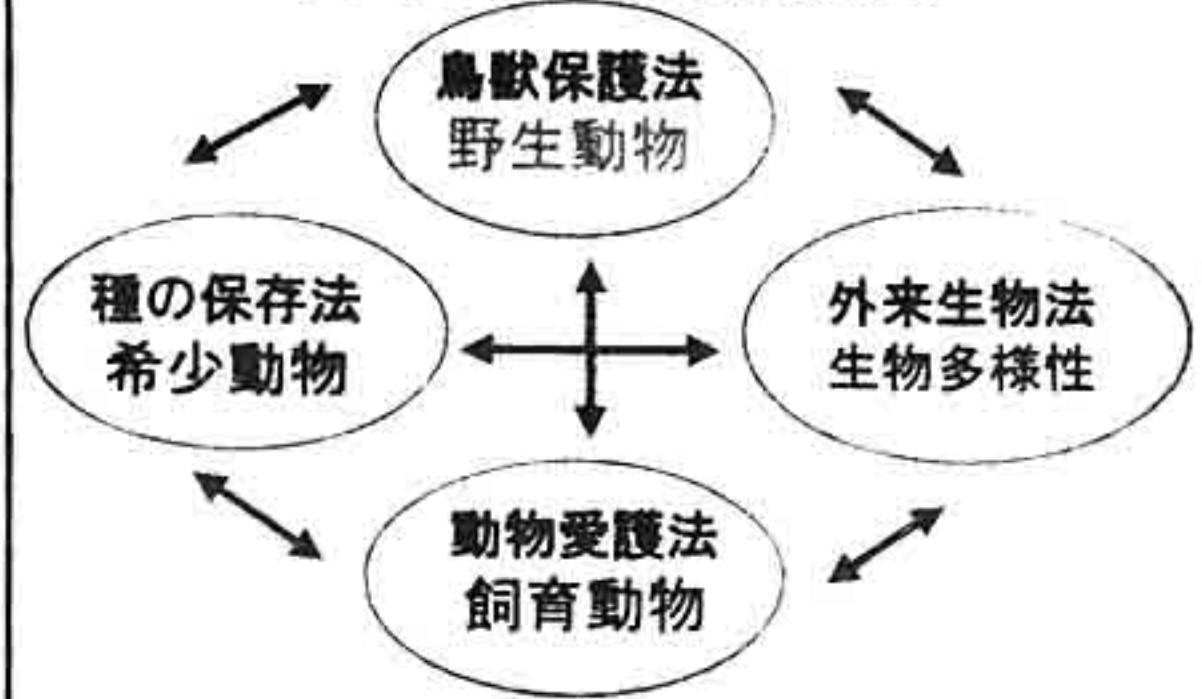
合計: 固有種 8種・固有亜種 97亜種・準固有種 4種・準固有亜種 27亜種 / 136種または亜種

動物愛護法改正と 動物取扱業の規制

野鳥のペット販売規制のために

地球生物会議
2005. 12. 04
野上ふさ子

日本の主な動物法



野生動物の保護法等

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化法
 - 絶滅のおそれのある種の保存法
 - 文化財保護法
 - 特定外来生物対策法
 - 生物多様性条約、同国家戦略
 - ワシントン条約(CITES)
- ※ラムサール条約、渡り鳥条約

飼育動物の保護法 動物の愛護及び管理に関する法律

愛護
虐待の防止
適切な飼育
生命の尊重

管理
動物取扱業の規制
危険動物飼育の規制



法律の対象

■ 理念はすべての動物

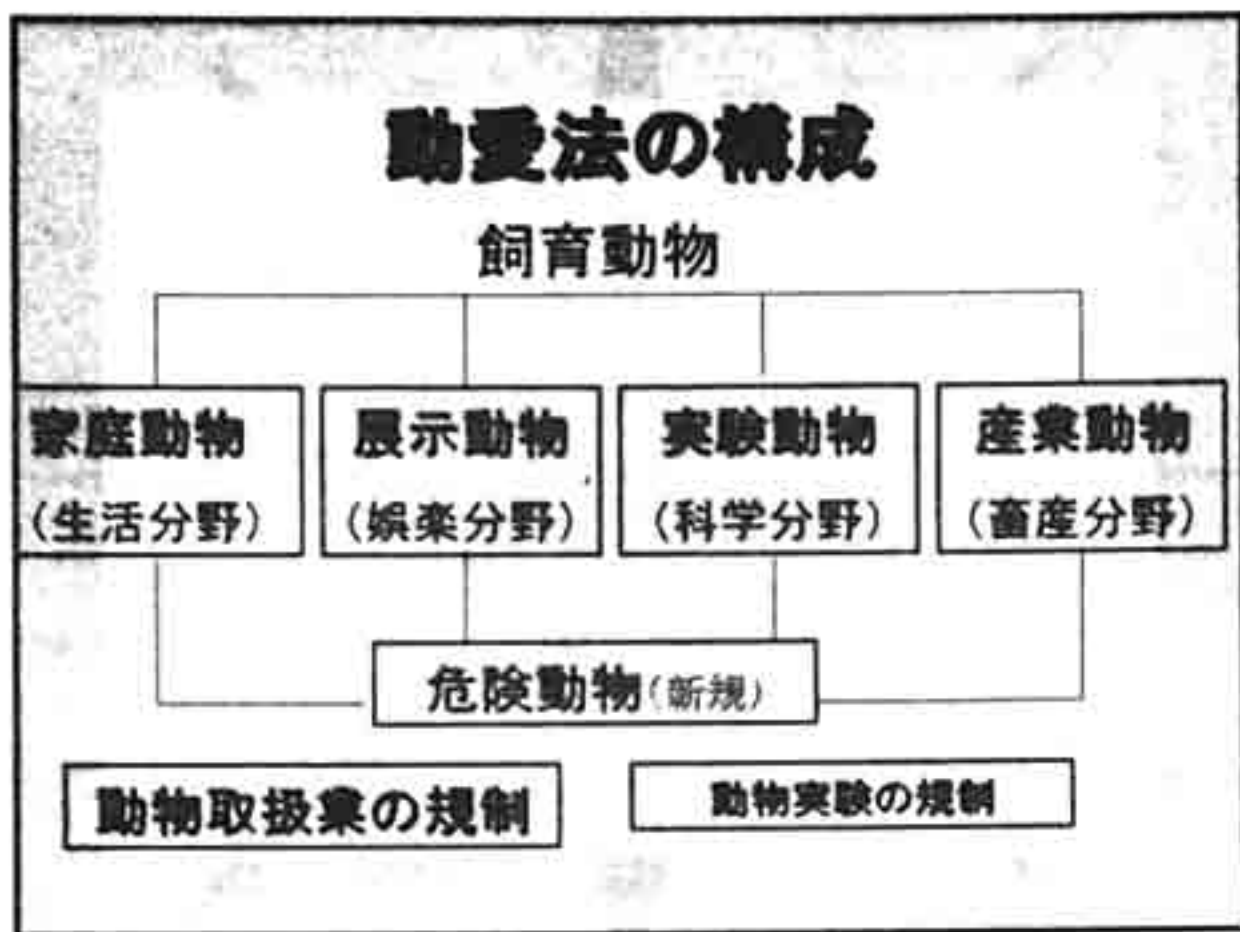
■ 動物虐待等罰則の対象となる動物

1. 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、
犬、ねこ、いえうさぎ、鶉、
いえぼと、あひ
2. 人が占有している、ほ乳類、鳥類、
爬虫類に属するもの

※ 諸外国では、脊椎動物が一般的

動物虐待への処罰

- 故意・意図的な暴力
叩く、殴る、ける、傷付ける、など
→ 罰金100万円、懲役1年
- 怠慢・無知による虐待
給餌給水を怠る、不衛生状態、
傷病・病気を放置、など
→ 罰金30万円 (改正 50万円)



飼養形態ごとの基準

<基準>

- ・ 家庭動物—家庭や学校、福祉施設などで飼育
- ・ 展示動物—動物園などで飼育
- ・ 実験動物—医科系大学、製薬会社などで飼育
- ・ 産業動物—畜産、養豚場、養鶏場などで飼育
- ・ 危険動物—危害を与えるおそれのある種の指定
- ・ 動物取扱業—施設、飼育方法等に関する基準

<指針>・動物の処分方法
<措置要領>犬猫の引取り等、個体識別措置

- ### パブリックコメント 2005.10~11
1. 動物取扱業の登録基準
 2. 動物取扱業の遵守基準
 3. 特定動物の基準
 4. 家庭動物の基準(改正)
 5. 展示動物の基準(改正)
 6. 犬猫の引取り等措置要領(改正)
 7. 個体識別に関する措置要領


動物取扱業の規制

<p>1999年改正</p> <p>届出制</p> <p>基準の遵守義務 立ち入り検査</p>	<p>2005年改正</p> <p>登録制：登録票の掲示</p> <p>動物取扱責任者：研修制</p> <p>基準の遵守義務 立ち入り検査</p> <p>→登録の拒否(事前) 取消し(事後)</p>
--	---

動物取扱い業の数

販売	12,549
訓練	1,360
保管	7,811
展示	1,098
貸出	656
延べ数	23,384

環境省調査(2003年度末)




動物取扱業の範囲の拡大

<p>(現行)</p> <p>販売 保管 貸出し 訓練 展示</p>	<p>追加</p>	<p>(改正)</p> <p>ふれあい施設の明示 代理/仲介業 (インターネット通販など)</p>
--	-----------	---

動物取扱業とは

- ・ 反復・継続すること
- ・ 社会性があること

(有償・無償は無関係)



業の登録の義務

- 都道府県知事に業の登録義務標識を公衆の目に見える場所に掲示
- 事業所毎に「登録証」を掲示職員は名札等を胸元などに付ける
- 都道府県で業者の登録簿公開情報の公開

標識の掲示

氏名（または法人名）
事業所の名称及び所在地、業の種別、
登録番号、登録年月日（有効期限）
動物取扱責任者の氏名

<仲介、代理業も登録義務>

- 施設のない業者は胸元に掲示
- インターネット通販業者等は
広告にも登録標識を掲示
- 個体ごとに情報を提示

ペットコーナー

☆ビション・フリーゼ716生
☆トイプードル子犬5匹まで
☆トイプードル子犬5匹まで
☆トイプードル子犬5匹まで
☆トイプードル子犬5匹まで

3行広告は不可能に！

動物取扱責任者

- 事業所ごとに1名の動物取扱責任者
- 動物取扱責任者の研修
動物の飼育管理に関する
知識や能力
関係法令の遵守等
- 研修は最低でも1年に1回



販売時の説明責任

<文書による説明と同意>

- ・動物の種類
- ・性成熟期時の標準体重及び標準体長・平均寿命
- ・飼養施設の構造及び規模・給餌給水方法
- ・運動及び休息方法・主な感染症の予防方法
- ・不妊去勢の方法及び費用その他
- ・遺棄の禁止、性別、生年月日
- ・不妊去勢措置の実施状況、生産地の生産情報、
- ・個体の病歴及びワクチンの接種状況
- ・遺伝性疾患の発生状況

記録の保持

- 販売店は客に対する説明と確認を記録した台帳を備え付け、5年間保存の義務
- 繁殖業者は、繁殖の実施状況を記録した台帳を作り、5年間保管の義務



登録の拒否(1)

- (1)土地・施設が正当な権原を有していない
- (2)事業計画が登録の遵守基準に合っていない
- (3)事業所毎に一名以上の常勤の職員を動物取扱責任者として置いていない
- (4)以下の要件をみたす職員が一人もいない
 - ・半年以上の実務経験がある
 - ・専門の学校を卒業している
 - ・民間の資格等を有している

登録の拒否(2)

施設の構造、規模、管理に関する基準で以下のような条件を満たしていない

- (1) 業の実施に必要な場所と条件
- (2) 業の実施に必要な設備
- (3) ケージ等の個別設備
- (4) 動物の種類や飼育数に適う規模と構造



行政の立ち入り・勧告命令

- 行政は必要に応じ業者に報告を求め、事業所に立ち入り調査
- 都道府県知事による改善勧告
勧告に従わない場合措置命令



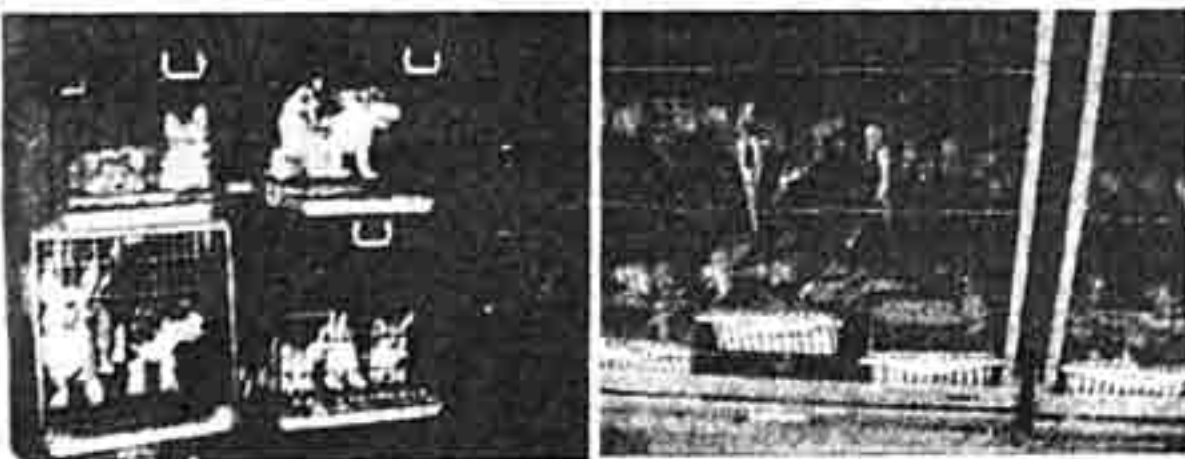
廃業時の動物の取扱い

- 動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与える努力をすること
- 殺処分しなければならない場合等にあつては、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること

飼養施設の基準

- ・ 給餌給水、糞尿処理設備、周辺環境保全
- ・ 遊具、止まり木、砂場、水浴び、休憩場などの設置
- ・ 動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行える十分な広さと空間を有していること。長期に及び場合は、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができること
- ・ 異種、複数の飼養には組み合わせを考慮

飼育基準違反のおそれ



極度に狭い檻・かごなど

生理・習性・生態に反した飼育



日常的な動作が不可能

羽ばたきもできないほどの過密飼育

飼養管理の基準

- 幼齢動物の販売禁止
- 長時間の展示の禁止
- 過度の接触禁止
- 適正な飼養保管頭数
- 「行動の自由」



登録の取消し

- 登録の取り消しまたは6カ月以内の営業停止命令
 - ・ 不正登録
 - ・ 遵守基準に反する営業
- 罰金刑以上を受けた者、登録を取り消された業者は、2年間の営業停止



展示動物の基準(一般原則)

- 基本：飼育環境のエンリッチメント
- 種の選定：
飼育困難、絶滅危惧、生態系保全等を配慮
- 計画的繁殖：
過剰繁殖や遺伝的疾患の回避
- 終生飼養：
苦痛のない殺処分



展示動物の基準(共通基準)

- 飼養：健全な成長と本来の習性の発現
- 馴化：群れの構成、異種・複数飼育幼齢動物
- 施設：本来の習性の発現
- 管理者：動物愛護精神の普及啓発
- 生活環境の保全、危害の防止
- 感染症の防止
- 個体識別措置と記録管理

展示動物基準(追加)

- 販売の定義：有償又は無償で譲渡することをいう。
- 傷病の放置：動物虐待を招かないようにすること。
- 動物の訓練：動物の生態、習性、生理等に配慮し、みだりに殴打、酷使しないこと

特定動物の飼育許可制

- 特定動物の種の指定
無脊椎動物も含む(サソリ、毒グモなど)
- 許可の基準
- 5年間の有効期間
毎年の報告義務
- 個体識別措置



カミツキガメ

特定動物の個体識別措置

- 哺乳類：マイクロチップ
- 鳥類：マイクロチップ又は脚環
- 爬虫類：マイクロチップ

遺棄・逸走
の防止



飼い主責任
所有者の判明

罰則

- 特定動物の無許可飼育等
懲役6カ月、罰金50万円
- 動物取扱業の無登録営業
罰金30万円
- 動物取扱業の廃業届の未提出他
罰金20万円
- 動物取扱業の標識の未掲載
罰金10万円

実験動物の福祉

(1973法)

2005年改正法

苦痛の軽減

苦痛の軽減

→ 義務

使用数の削減
代替法

→ 配慮

<代替法：3R>

国際的原則

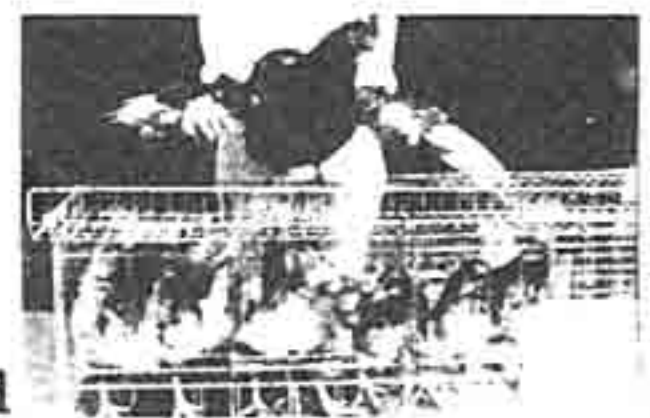
EU法、OECDetc



動物福祉の原則 「5つの自由」

以下の5つの状態から解放されること

1. 飢えと渇き
2. 不快
3. 痛み、障害、病気
4. 通常行動への自由
5. 恐怖や苦悶



羽ばたくこともできない
過密飼育

動物業者チェック事項

- ・登録票の掲示の有無
(店頭及び広告)
- ・従業員の対応
- ・動物取扱業の施設の状況
- ・飼育管理基準の順守状況
- ・動物の生産地情報の有無
- ・関係法令に抵触する種の有無
(CITES、鳥獣保護法、特定外来生物法等)

野生動物は野生のままに



飼養者・小鳥店一斉検査に同行して

日本野鳥の会群馬県支部
野鳥保護対策委員長 山崎 悦子

<はじめに>

群馬県では、鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の違法捕獲の防止対策を講ずるため、関係機関及び団体等による群馬県野生鳥獣の違法捕獲防止対策連絡会議（通称「連絡会議」）が設置されている。平成8年2月に第1回の会議が開催され、今日に至っている。

構成する関係機関・団体は、県自然環境課、各環境森林事務所、県警察本部、鳥獣保護員、各市町村、野鳥の会県支部、猟友会となっている。

会議は例年4月に行われ、違法捕獲の情報交換、防止対策の実施、無許可飼養などの検査に関することが協議されている。

【例】

- 自然環境課 前年度の重点対策の結果報告（立入検査、輸入証明書の状況、飼養登録票の発行状況）、密猟・違法飼養状況の報告、本年度の重点対策の協議案
- 県警察本部 前年度鳥獣保護違反の事案紹介
- 野鳥の会 前年度の全国一斉野鳥販売実態調査報告
- 猟友会 県内ハンターへの違法捕獲防止の呼びかけ

（注）

違法捕獲防止の重点実施（立入一斉検査）は、各地区環境森林事務所、鳥獣保護員、警察署員、市町村職員により実施されているが、平成16年度の会議で、野鳥の識別のために野鳥の会県支部も同行することになった。

（注）平成16年度違法捕獲防止の重点対策（案）参照

<平成17年度の立入検査に同行して>

昨年、野鳥の会として初めて高崎環境森林事務所管轄の飼養者の立入検査に同行する。検査は野鳥と輸入証明書を照合し、期限切れのものについては、更新を促し、輸入証明書のないものは放鳥という手順で行われていた。明らかに国内のメジロやウグイスと思われる個体も飼われていたが、輸入証明書との整合性があり、歯がゆい思いをする場面もあった。

今年は昨年の中にもあり、群馬で活動している唯一のバンダーで、県支部の会員でもあるF氏に同行をお願いします。6人の飼養者の一斉検査は2日間行われた。F氏を含め、野鳥の会から4名が同行する。F氏の鑑定もあり、保護した野鳥は計76羽に及んだ。

藤岡環境森林事務所管轄の検査には、県支部の野鳥保護対策委員2名が同行する。保護した野鳥は計11羽だった。

重点実施期間中（5月～7月）に保護した野鳥は合計82羽、その中でリハビリのため野鳥病院に収容した野鳥は15羽だった。

※詳細は別紙 2005 年飼養者一斉検査結果報告を参照

<今後の課題>

輸入証明書の問題

- ・飼養者、小鳥店への一斉検査は、輸入証明書との照合で行われている。飼養や販売が違法かどうかは、私文書である輸入証明書に頼らざるを得ない矛盾点をかかえている。
- ・毎年検査が実施されていることで、飼養者への抑止力になり、飼養が減っている利点がある。反面、輸入証明書を更新しさえすれば、飼養出来るということで、いまだに飼いつけている人も多い。その中には、密猟してすり替えているケースもあるように見受けられる。

バンダーによる鑑定

- ・高崎ではバンダーが鑑定することで、識別可能な国内産メジロをはじめ多くの野鳥を保護することができたが、藤岡ではバンダーの同行がなかったため、メジロを保護することができず、次回の検査に持ち越すことになってしまった。バンダーの同行が必須であるが、県内で鑑定できるバンダーが、わずか一人しかいない。

行政・警察との連携/フローチャートの活用

- ・県支部に通報があった場合、行政・警察との連携体制をどのようにとるか、密対連のフローチャートなどを参考に「連絡会議」で提言したい。
- ・一斉検査の際、密猟等の違法が見つかった場合の対処法が確立していない。警察も同行しているので、検査から捜査に切り替えてもらえるように提言したい。
- ・要注意の飼養者であっても、一斉検査が終わると、翌年まで再検査はなく、その後の動向がわからない。鳥獣保護員に時々回ってもらうなどの対処が必要である。

2005年飼養者一斉検査結果報告(2005年1月~7月)

野鳥の会群馬県支部野鳥保護対策委員会

年月日	名前	場所	飼養していた野鳥の種類と羽数	保護した野鳥の種類と羽数	備考
1月26日	A	前橋市	ヒガラ 1羽	ヒガラ1羽	鳥獣保護員のK氏及び渋川行政事務所による立入検査に同行。昨年一斉検査の際、オオルリなど14羽の野鳥を任意提出した飼養者宅。一般の外国産に混じって、野鳥はヒガラ1羽のみ。輸入証明書の有効期限が切れており、手放すことに同意を得て、ヒガラを保護し、野鳥病院に搬送した。
5月27日	B	高崎市	オオルリ1羽 ヤマガラ18羽	なし	有効期限付きの輸入証明書あり。違法とは認められず。昨年は14羽だったが、増えている。密猟の可能性あり。(検査され廃業した加藤小鳥店の話では、この飼養者は密猟して、ヤマガラを売りさばいているらしい。)
5月27日 6月9日	C	高崎市	ホオジロ2羽 オオルリ4羽 ノジコ2羽 メジロ1羽 キビタキ3羽 ヤマガラ1羽 ヒガラ1羽	ホオジロ2羽 オオルリ4羽 ノジコ1羽 キビタキ3羽 ヤマガラ1羽 メジロ1羽	県支部に野鳥飼育をしていると通報があった家。一斉検査実施の5月27日は留守だったが、外で飼われていた野鳥をチェック。家の中から美しいオオルリの声。オトシカゴあり。連絡をして6月9日に、再検査。ノジコ2羽のうち、1羽は死に、ヒガラ1羽はカゴの戸が開いていて、逃げてしまったとのこと。家の中にいたオオルリについては、いないとの一点張り。オトシカゴはスズメがたくさん来るので、その捕獲?に使ったとのこと。輸入証明書の期限がすべて切れているので、行政が日鳥連に電話する。更新はできないとの返事で、飼養していたすべての野鳥を提出することに同意したので、保護し、野鳥病院に搬送。ホオジロ、メジロは国内産のもの、オオルリも1羽については、幼鳥だった。密猟の可能性あり。
5月27日 6月9日	D	群馬町	ヤマガラ2羽 ヒガラ3羽 ノジコ1羽 オオルリ17羽 コマドリ1羽 キビタキ4羽 マヒワ1羽 ベニマシコ1羽 メジロ3羽	ヤマガラ2羽 ヒガラ1羽 オオル 15羽 コマドリ1羽 キビタキ4羽 メジロ2羽	県支部に野鳥飼育をしていると通報があった家。数が多いため、鳥の種類と羽数を確認し、検査を次回に延ばした。6月9日再検査。輸入証明書はすべて期限切れ(中には昭和54年のものもあり)ということで、すべて、任意提出に応じる。数が合わないが、庭においてあった鳥がへびにのまれてしまったので、少なくなったと説明。5月27日に確認していたヒガラ2羽、ノジコ1羽、オオルリ2羽、マヒワ1羽、ベニマシコ1羽、メジロ1羽は不明。保護した野鳥は、野鳥病院へ搬送。密猟の可能性あり。
5月27日	E	箕郷町	ノジコ1羽 キビタキ8羽 ヒガラ2羽 コガラ4羽 オオルリ2羽 メジロ2羽 コマドリ1羽 コルリ1羽	ノジコ1羽 キビタキ8羽 ヒガラ2羽 コガラ4羽 オオルリ1羽 メジロ2羽 コマドリ1羽 コルリ1羽	県支部に野鳥飼育をしていると通報があった家。独り暮らしの老人。オオルリ1羽を除いて、すべて、近くで最近捕獲したことを認める。キビタキ1羽を除いて、その場で放鳥する。オオルリ1羽の輸入証明書の有効期限が切れていたため、行政が再度訪問し確認することになる。キビタキ1羽は野鳥病院へ搬送。要注意人物。
6月9日	F	高崎市	オオルリ9羽 キビタキ3羽 ウグイス2羽 メジロ3羽 ヤマガラ1羽 ヒガラ1羽 (チャバラオオルリ1羽)	オオルリ5羽 キビタキ1羽 ウグイス2羽 メジロ3羽	昨年も一斉検査をした家。バンダーのFさんがオオルリ5羽は羽の色などで、幼鳥であることを指摘、輸入証明書と整合性がないので、所有の権利を放棄してもらおう。メジロ、ウグイスが国内産であることも指摘、ウグイスを手、マニュアルをみせて、ノギスでくちばしを計測し、国内産であることを証明する。メジロは計測しなかったが、国内産と指摘され、手放すことに同意した。
6月9日	G	高崎市	ヤマガラ2羽 ホオジロ2羽 オオルリ2羽 コガラ2羽 ウソ2羽 メジロ3羽 ヒガラ1羽 マヒワ1羽 ベニマシコ1羽	ホオジロ2羽 オオルリ2羽 メジロ3羽 ベニマシコ1羽	昨年も一斉検査を実施した家。ベニマシコ♀がチャキンチョウの♀として、チャキンチョウのみと一緒にカゴに入れられていた。輸入証明書なしなので、ベニマシコを任意提出してもらおう。ホオジロ、メジロはあきらかに国内産であり、オオルリも幼鳥なので、これらも提出に応じた。奥さんが毎年このように検査が入るし、庭に鳥小屋があって、うとううしいので、もう飼うことをやめて欲しいとご主人に話しているとのこと。

6月 1日	H	太田市	オオルリ 2羽 ヤマガラ 1羽	オオルリ 2羽 ヤマガラ 1羽	通報があり、太田署と野鳥の会 3名で訪問。2年前から近くに住む（現在は亡くなっている）人から預けられ、飼っていたとのこと。3羽とも尾羽が痛み飼養状況は良くない。3羽を引き取り、野鳥病院に搬送。今回は厳重注意ということで処理された。
6月 9日	I	太田市	オオルリ 3羽	なし	近所の人から警察に野鳥が飼われているとの通告があり、太田署の生活安全課の警察官が訪問。非常に難しい人で、任意提出してもいいが、15000円?で買ったことに対して、どうしてくれるといった対応でこねているとのこと。幼鳥であれば、説明できるが、成鳥らしいので、警察としてはそれ以上強い行動には出られないとのこと。
7月 8日	J	新町	コマドリ 1羽 ウグイス 2羽 ヤマガラ 2羽 コルリ 1羽 ヒガラ 2羽 ミソサザイ 2羽 メジロ 1羽 オオルリ 2羽	なし	全て輸入証明書あり。但し輸入年月日がヤマガラは平成 1年、コマドリは平成 5年となっていた。また、一部輸入証明書で、日本鳥獣保存協会の輸入鳥獣証明書があった。外用大型ケージが 2個あり、13羽全てをその中に入れて、自由に飛ばさせている。
7月 8日	K	藤岡市	コマドリ 1羽	なし	輸入証明書あり
7月 8日	L	藤岡市	ウグイス 3羽 メジロ 6羽 ヤマガラ 2羽	なし	輸入証明書あり。一部藤岡市役所発行の飼養許可証がある。当人はあと 1~2年で、飼養を止めるつもりと言っているとのこと。飼養環境は良くない。
7月 8日 7月 11日	M	藤岡市	オオルリ 4羽 ヤマガラ 2羽 ヒガラ 1羽 コガラ 1羽 コマドリ 1羽 メジロ 1羽 エナガ 2羽	なし <本人放鳥> オオルリ 2羽 ヤマガラ 1羽 エナガ 2羽	野鳥の会で飼養を把握していた家飼養者不在にて、奥さんが立ち会う。後日行政にて来訪予定。エナガ 2羽のうち 1羽は幼鳥の可能性あり。 11日再検査。輸入証明書がなかった分については、放鳥してしまったとのこと。他は輸入証明書あり。コマドリ、キビタキの輸入証明書があったが、逃げてしまい、今はいないとのこと。証明書は処分するように伝えた。
7月 8日	N	藤岡市	メジロ 1羽	なし	輸入証明書あり。
7月 8日	O	藤岡市	なし	なし	昨年の検査後、飼養を止めたとのこと。
7月 8日	P	藤岡市	ヤマガラ 2羽 ヒガラ 2羽	なし	野鳥の会県支部に通報のあった家。 留守のため、後日行政が再訪するとのこと
7月 8日	Q	藤岡市	ヤマガラ 2羽	ヤマガラ 2羽	野鳥の会県支部に通報のあった家。 飼養者不在のため、奥さんが立ち会う。奥さん曰く、主人が山で捕ってきたとのこと。電話で連絡してもらい、ヤマガラを任意提出してもらおう。山の麓にて放鳥する。他にオトシカゴ 1個も提出してもらおう。
7月 8日 7月 11日	R	藤岡市	オオルリ 4羽 コマドリ 1羽 メジロ 1羽 ヤマガラ 1羽 エナガ 1羽 コガラ 1羽 ヒガラ 1羽	エナガ 1羽 コガラ 1羽 オオルリ 1羽 メジロ 1羽	野鳥の会で飼養を把握していた家。エナガ 1、コガラ 1、オオルリ 1は、輸入証明書がないということで、任意提出してもらおう。エナガとコガラは近くの林で放鳥、オオルリは飛べないため、野鳥病院に収容。またメジロ 1羽、オオルリ 2羽は知人からの預かりで、今は輸入証明書はないとのことなので、引き取りを保留。後日来訪することになる。オオルリ 1羽は幼鳥の可能性あり。残りのヒガラ、ヤマガラ、コマドリ、オオルリの各 1羽は、飼養者曰く、気が動転していて、輸入証明書のある場所が分からず、後日再訪の時に確認することになる。納屋には数多くのカゴがあるため、密猟の可能性あり。後日再訪した際、メジロの輸入証明書がないとのこと、行政側で放鳥する。
7月 11日	S	藤岡市	メジロ 2羽 ヤマガラ 1羽	なし	輸入証明書あり。

平成16年度違法捕獲防止の重点対策（案）

平成15年度は市町村が発行する鳥獣飼養登録票の発行状況と更新期間について調査し、特に更新期間が長い飼養鳥類については重点的に検査し、また、小鳥販売業者についても実地検査をおこなった。

平成16年度についても、引き続き鳥類飼養者の飼養登録票の確認と小鳥販売業者について検査指導を実施する。なお、山間部を管轄する事務所（沼田・中之条・富岡など）においては、引き続き密猟情報などに対し、迅速に対応するものとする。

1 重点実施時期

平成16年5・6月を重点実施時期とする。

2 対象者

小鳥販売業者、飼養登録票所持者

3 実施者

- ・行政事務所職員
- ・鳥獣保護員
- ・警察署員
- ・市町村職員

} 地区連絡会議により班編成を行い実施する。

4 検査方法及びその内容

(1) 検査対象の選定

- ①飼養登録票所持者については全数を確認する
- ②小鳥販売業者については、地区連絡会で選定をおこなう

(2) 野鳥の取扱い

(飼養登録票所持者の検査)

別記様式1により調査をおこなう。野鳥を確認した場合は飼養登録証、輸入証明書等との照合をおこない適法飼養状況を確認する。

特に、証書類の有効期限の確認すること。中国では平成11年12月から小鳥の輸出禁止措置をおこなっているため、証明書の原産地国名について調査する。

(小鳥販売業者)

別記様式1により調査をおこなう。野鳥を確認した場合は輸入証明書との照合をおこなう。

- (3) 輸入証明書のない野鳥など違法性の疑いがある場合は、同行の警察官と協議して状況に応じた対応（検挙、放鳥指導、その他）をおこなう。また、その入手経路等について調査し、再発防止に努める。

5 報告

実施結果については7月31日（木）までに別記様式2により取りまとめ、別記様式1の調査票、その他の参考資料により自然環境課長まで報告する。

6 本対策についての根拠法令

- ①鳥獣保護法第8条（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止）
- ② " 法第19条他（飼養の登録）
- ③ " 法第27条（違法に捕獲又は輸入した鳥獣の飼養、譲渡し等の禁止）
- ④ " 法第75条第3項他（必要な場所に立入って検査すること。）

群馬県野生鳥獣の違法捕獲防止対策連絡会議設置運営要領

(趣 旨)

第1 群馬県の鳥獣保護事業は、群馬県自然環境保全審議会で承認、決定した事業計画に基づいて推進している。

鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項についてもこの事業計画のなかで、「鳥獣行政担当職員」、「鳥獣保護員」及び「取締り」として具体的に計画され、組織的な事業実施が図られているところであるが、近年の自然保護思想の高揚のなかで鳥獣保護事業の実効性の確保の観点から改めて野生鳥獣の違法捕獲の防止対策を講ずるため、関係機関及び団体等による群馬県野生鳥獣の違法捕獲防止対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することとし、その運営については、この要領に定めるところによるものとする。

(構 成)

第2 連絡会議は、次に掲げる機関及び団体等をもって構成する。

- (1) 群馬県（環境・森林局自然環境課、各行政事務所森林部）
- (2) 群馬県警察本部（生活安全部生活環境課、各警察署）
- (3) 鳥獣保護員
- (4) 各市町村（野生鳥獣保護所管部局）
- (5) 日本野鳥の会群馬県支部
- (6) 社団法人群馬県猟友会

(協 議)

第3 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 野生鳥獣の違法捕獲の情報交換に関すること。
- (2) 野生鳥獣の違法捕獲防止対策の実施に関すること。
- (3) 鳥獣無許可飼養等の検査に関すること。

ア 鳥獣の無許可飼養の検査

イ 小鳥販売業者の一斉検査

ウ 剥製業者の一斉検査

エ かすみ網販売の一斉検査

- (4) その他野生鳥獣の違法捕獲の防止対策に当たり必要な事項

(開催等)

第4 連絡会議は、県連絡会議及び地区連絡会議とし、相互に連携を図るものとする。

2 県連絡会議は、自然環境課長が主宰し、随時（愛鳥週間前又は狩猟解禁前等）開催するものとする。

3 自然環境課長は、構成員のうち次の構成員に出席を求めて県連絡会議を開催するもの

とする。

- (1) 群馬県（環境・森林局自然環境課、各行政事務所）
- (2) 群馬県警察本部（生活安全部生活環境課）
- (3) 日本野鳥の会群馬県支部
- (4) 社団法人群馬県猟友会

4 自然環境課長が必要と認めたときは、上記構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。

5 地区連絡会議は、各行政事務所長が主宰し、随時開催するものとする。

6 各行政事務所長は、構成員のうち次の構成員に出席を求めて地区連絡会議を開催するものとする。

- (1) 群馬県（各行政事務所）
- (2) 群馬県警察本部（各警察署）
- (3) 鳥獣保護員
- (4) 各市町村（野生鳥獣保護所管部局）

7 第4の4の規定は、地区連絡会議に準用する。

8 各行政事務所長は、地区連絡会議を開催し、野生鳥獣の違法捕獲防止対策を実施したときは、その結果を自然環境課長に報告するものとする。

（庶務）

第5 県連絡会議及び地区連絡会議の庶務は、それぞれ自然環境課又は各行政事務所において処理する。

（雑則）

第6 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、連絡会議の協議を経て自然環境課長が定める。

附 則

この要領は、平成7年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

參考資料

防鳥網にかかって死んだモズ（鳥獣保護区・京都府）



◆防鳥網ではありません、カスミ網です！

ここ数年来、ヤフーオークションやモバイルオークションでカスミ網が取引されています。

- ・警察等の公的機関から申し入れるとオークションから外すことが可能であり、密対連事務局ではそのことを繰り返し行っている。出せる物、出してはいけない物等の規制が全く無いというこれらのオークションに対し、密対連では強く抗議している。
- ・10月26日から数日にわたって取引された天狗印のカスミ網は5間、10m、3棚
販売者は、三重県鳥羽市〇〇町 9-4 に住む女性。
- ・本人に確認したところ、かなりの数が入手可能とのこと。ここまでわかっているにもかかわらず天狗印のカスミ網の販売を禁止することができないのだろうか・・・



★幻のネット*天狗印特製防鳥網★

アイテム

天狗印の特製防鳥網です。知る人ぞ知る入手困難品。数に限りがありごく少数しか持ってませんので早いもの勝ちです。現在の在庫以上の入手は不可能です。今回2日間だけオークションですので即決でどうぞ。

カラー 黒

サイズ 5間 10m 3棚 →中はれっきとしたカスミ網

状態 新品

長野県における野鳥販売店パトロール 2005

野生生物資料情報室 植松晃岳

1、経緯と目的

長野県では 2004 年7月に警察、行政、民間の 3 者のコラボレーションにより、県下で初めて野鳥の違法捕獲、飼養した販売店が摘発された。(第 12 回密猟シンポ報告書 2004)。この販売店は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」違反で強制捜査が行われ、10 月に書類送致された。この事件は新聞で大きく報道されたため、ほかのペットショップへの注意効果や、違法に野鳥を購入し飼養していた住民が飼養をやめるなど、教育的な波及効果があった。

しかし依然として、違法販売が行われているという情報があるため、本年度もパトロール及び実態調査をした。なお行動に当たっては、事前に県と入念な打ち合わせをすると同時に、所轄の警察署に連絡し、悪質な場合はすぐに対応できるように態勢を整えた。

2、結果

- ◎ 日時 ①3 月 25 日(パトロール) ②6 月 1 日(再訪問) ③6 月 3 日(再々訪問)
- ◎ メンバー 松本地方事務所林務課 2 名 密対連 1 名
- ◎ パトロールした店舗数 4 店
- ◎ 違法販売、飼養が見つかった店舗 1 店

3、違法販売、飼養をしていた店舗の状況

75 歳の男性が 30 年以上経営する Z 市内のペットショップ。店舗の外壁にはキビタキ、オオルリの絵が描かれており、野鳥を販売していることを誇示していた。店内には様々な野鳥が陳列されているため県の指導であることを告げた上で、野鳥の入手状況などについて店主に確認する。

4、売られていた野鳥

- | | |
|------------------|------------------------|
| *ヒガラ 4 羽 7000 円 | *ホオジロ 2 羽 5000 円 |
| *ヤマガラ 2 羽 7000 円 | *オオルリ ♂2 羽 10000 円 |
| *メジロ 2 羽 4000 円 | *クロツグミ ♂1 羽 ♀1 羽 価格表示無 |

<その他の鳥>

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| *レモンカナリア 3 ♂4800 円 ♀7500 円 | *サクラブンチョウ 2 ペア ペア 8000 円 |
| *ローラーカナリア 2 各 15000 円 | *セキセイインコ ♀J3 各 3000 円 |
| *キンカチョウ 4 ペア ペア 4500 円 | *セキセイインコ ♂J5 各 2500 円 |

5、店主の言い分と矛盾点

*ヒガラ、ヤマガラ、ホオジロ、メジロは国産であり、違法販売であることを認める。

*ヒガラは近隣のお客さんが持って来て、餌と交換に置いていった。

他にも県下各地から引き取っている。

*ヤマガラは輸入した。輸入証明書がある。

*オオルリとクロツグミも輸入証明書がある。

[オオルリ] H15、8、28 インドネシアから輸入

3歳 H16、1/27～H17、1/26

[クロツグミ♂] 中国 H9、11/24

[クロツグミ♀] 中国 H12、11/29

＜証明書ではH9輸入となっているが、店主に鳥の年齢を聞くと「3歳」だという。

H9の輸入ならH17年では8歳のはずだと矛盾点を突く。

6、明らかになった事実と弁解

*クロツグミの輸入証明書の矛盾点を指摘されると、国産であることを認める。

*証明書は死んだ鳥のものや架空のものを流用している、それは自分の店だけではないはずだ、と明言。

*クロツグミは売り物ではなく自分で鳴き声を楽しんでいるので、放鳥は勘弁して欲しい。

*ホオジロも1羽は輸入、と言っていたが、詳しく聞くと国産であることを認める。

*昨年、県内で違法販売店の摘発があったことを知っているかどうか確認すると、知っていると話す。そのため指導に従わないのなら、こちらもそれなりの対応をとらざるを得ないことと、警察がすぐ駆けつけることができる態勢であることを話す。

*すると違法飼養と販売であることをあっさり認め、近日中に県職員立会いの下に放すことを約束。

*誓約書を書くが、本人がすぐに放してもいいと言うので、夏鳥のオオルリとクロツグミ以外のヒガラ、ヤマガラ、ホオジロ、メジロは近くの山麓に行って自分の手で放してもらう。

*オオルリとクロツグミは県職員立会いの下に、近日放すことを確約する。

*もう2度と野鳥は引き取らないし販売しない、と自ら話す。

違法捕獲された野鳥の放鳥について

東京都は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づき、警視庁（生活安全部生活環境課）と連携して野鳥の違法捕獲・違法飼育・違法販売等の取締りを強化しています。都民から寄せられる通報や都の鳥獣保護員によるパトロール等によって違法行為を確認し、法に基づく取締りを行っています。

<取締り実績>

<平成16年の実績>

検挙件数： 123件

検挙人数： 60名

押収した野鳥の数： メジロ・ウグイス・ホオジロ・オオルリなど 750羽

<平成17年1月～4月まで>

検挙件数： 約25件

押収した野鳥の数： メジロ・ウグイス・ホオジロ・ヤマガラなど 約200羽

1 野鳥の取扱い

押収した野鳥は、必要な期間証拠品として預かり、後日、自然に復帰させるために放鳥します。しかし、長期間、鳥かごに飼われていたことで、自然復帰に支障がある野鳥については、飛翔訓練施設（フライングケージ）でリハビリテーションを行い、自然に戻すこととしています。

2 今回の放鳥の予定

(1) 日時：平成17年5月26日（木） 午前10時30分

(2) 放鳥する野鳥：メジロ・ウグイス・ホオジロ・オオルリ等 約70羽

※施設への不法侵入及び盗難事故等の防止のため、放鳥場所は非公開としております。取材を希望される場合は、平成17年5月25日（水）17時までに下記までご連絡ください。

<問い合わせ先>

環境局自然環境部計画課

小野 電話（内線） 42-610 （直通） 03-5388-3537

岩崎 電話（内線） 42-663 （直通） 03-5388-3505

鳥獣輸入証明書（日本鳥獣商組合連合会発行）の悪用事例

- 1 輸入証明書付の野鳥を購入後、輸入した鳥を逃がし、その後国内で違法捕獲した野鳥とすり替えて、飼養若しくは販売している。
- 2 野鳥の輸入業者は、購入した野鳥が死んだ場合、その個体の輸入証明書の返納義務がある。しかし、これを返納せず、輸入証明書だけをペット業者に 1 枚 500 円から 1000 円で販売している。
- 3 ペット業者らは、野鳥販売の取締りを逃れるため、輸入証明書だけを購入し、日本国内で違法に捕獲された野鳥に輸入証明書を添付して販売を行なっている。
- 4 輸入証明書を悪用しているペット業者らは、ほとんどが本輸入証明書を発行している「日本鳥獣商組合連合会」加盟会員である。連合会からは、会員に対して取締り情報を含め様々な情報が提供されている。
- 5 関東最大級の卸業者（A）から、千数百枚の輸入証明書だけが発見された。当業者は、野鳥を所持（飼育）しておらず、輸入証明書は警視庁により押収されている。
- 6 その他
家宅捜査した小鳥店から「**近頃、東京都と警視庁が野鳥の販売の取締りを行なっていますので、野鳥の取扱いには十分注意してください**」という文書が発見された。これは、日本鳥獣商組合連合会が全国の組合員に送付した文書である。組織ぐるみの犯行であることが伺える。

以上は、平成 15 年度から 16 年度にかけ、警視庁が東京都との連携の下で行なった野鳥の違法捕獲・飼育・販売の取締り事例のほんの一部である。

日本鳥獣商組合連合会が発行する「鳥獣輸入証明書」がどれほどの違法行為に悪用され鳥獣保護上の問題になっているか、環境省は認識しながら知らぬふりをしている。

野鳥の密猟は犯罪です

野鳥は環境大臣又は都知事の許可がなくては、捕ることも飼うこともできません。

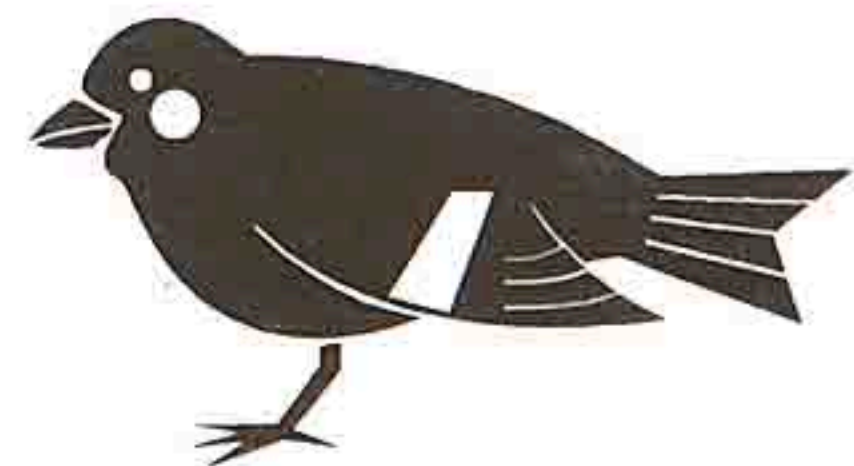
これに違反すると罰金刑、懲役刑など嚴重に処罰されます。

違反者を目撃された方は下記へご連絡下さい。

●東京都環境局 自然環境部 計画課

03-5321-1111 (内) 42-661~4

●最寄の警察署 若しくは (110番)



カワセミ大量に殺される

西蒲原郡潟東村 赤塚 政博

平成13年8月、早朝からフィールドのひとつである三条地区の溜池群を訪ねた。いつものようにカワセミの姿を探していると、逆光の湖面に細く銀色に光る張り網が見え、何かがからまっていた。双眼鏡で見ると緑色の鳥だ。急いで行ってみるとカワセミであった。

「どうしてカワセミが？」と思いながら湖面を見直すと、その奥にまた網があり、さらに奥にもう1枚張ってあり、たくさんの鳥がかかっていた。なんと全てカワセミであった。数えてみると合計15羽、全て息絶えていた。巣立ったばかりと思われる幼鳥も確認できた。おそらく2組か3組の親子群ではないかと思う。いずれにしてもこの地区周辺のカワセミ全数であろう。怒りが込み上げてきた。いったい誰がこんなひどいことを。すぐにはずしてやろうと思ったがやはり届け出た方がよいと考え直し、携帯電話で三条の保健所に連絡した。保健所の指示通り市役所に行くと保健所の人に加え、連絡を受けた警察官も待機し



ており、その対応の速さに驚いた。すぐに全員で現場に直行し、カワセミの惨状を確認してもらった。保健所の人も「これはひどい」と言い、警察の人はすぐに現場検証を行い、近隣の人家に確認を行った。その結果、網を張った犯人はその池の持ち主であることが判明した。池の魚を獲りに来るサギなどを防除したかったと言っているが、不特定の鳥を狙った張り網の使用は明らかに違法であり、15羽ものカワセミを殺したことは許されるものではないと憤った。そのあとの処理は警察にまかせて立ち去ったが、後日保健所から連絡があり、違反ではあるが、捕らえた鳥を販売するためではなく、また初めてということで嚴重注意となったとのことであった。いずれにしても死んだ15羽のカワセミはもう生き返らない。今後は2度と違法な張り網を行わないでほしいし、カワセミをはじめとする野鳥たちが適正に保護されることを願って止まない。

平成14年6月20日

新潟県加茂警察署長 皆川圭介 様

(財)日本野鳥の会 新潟県支部長 大島 基

養魚池等におけるカスミ網の使用について (要望)

鳥獣保護に関する日頃のご尽力に対し敬意を表します。

ご存知のように、(財)日本野鳥の会は自然保護団体の一つとして、人間と野生鳥獣との共存を目指し、国内ならびに国際的に自然保護活動を進めており、当支部は本県の野鳥保護問題に対処してまいりました。

ところで、昨年8月加茂市黒水地区のニシキゴイ養魚池において、防鳥のため違法なカスミ網使用が見逃され、カワセミが16羽も犠牲になるいたましい事故がありました。当会会員が発見し三条保健所を通じて貴署に連絡し、貴署担当者と三条保健所担当者がその処置について協議され、「行政指導」が適当と判断されて、以後三条保健所で調査や処置を行った旨伺っております。(別紙「経過報告」参照)

明かに違法なカスミ網の使用および販売に対し、その該当者に「行政指導」にどめたことは疑念の残るところであります。特に当該釣具店が、防鳥網と称してカスミ網を養魚業者だけでなく、果樹園関係者にも販売されていた点(三条保健所の聞き取り供述)については、大きな憤りを感じます。使用者と販売者の所有するカスミ網の処置については、鳥獣保護法に照らし、厳正な適用が必要だったのではないかと考えます。ともあれ、昨年8月のことであり、行政指導も終了して日数も経過しておりますので、今後はこのような「行政指導」に終ることのないよう、強く要望致します。

今年も野鳥が採食のために養魚池にやってくるシーズンとなっています。業者にとって大事な養魚が鳥に食われるのは耐えられない心情は分かります。しかし、カスミ網を使用しなくとも野鳥による食害は防げるわけで、今後の指導と取締りが望まれます。本件が示すとおり、県下にはカスミ網をストックしひそかに販売する者と、また、それを購入して防鳥や密猟に使用する者がいることも明らかです。

つきましては、今後の再発防止と対応のために次の3点を要望致します。

- (1) 昨年の当該販売店をはじめ、管轄の販売店や養魚業者に対し、一層の監視と取り締まりを希望します。
- (2) 当支部と致しましても、養魚業者ならびに防鳥網販売店(小鳥店・ペットショップ・釣具店等)へ啓蒙のためにチラシ等の配布を検討しておりますので、貴署におかれても啓蒙活動への理解と協力をお願いします。
- (3) 会員が鳥害防止や密猟などで、カスミ網の使用を発見した場合は直ちに通報致しますので、迅速に対応されるよう希望します。

平成14年6月20日

新潟県県民生活環境部 環境企画課長 賀谷 正 様

(財)日本野鳥の会 新潟県支部長 大島 基

養魚池等におけるカスミ網の使用について (要望)

鳥獣保護に関する日頃のご尽力に対し深く敬意を表します。

当支部は自然保護団体の一つである(財)日本野鳥の会の地方組織として、県内の野鳥保護問題に対処してまいりました。

ところで、昨年8月加茂市黒水地区のニシキゴイ養魚池において、防鳥のため違法なカスミ網の使用が見逃され、カワセミ16羽が犠牲になるいたましい事故がありました。当会会員が発見して三条保健所に通報し、所管の加茂警察署担当係官と三条保健所担当者が現場検証した後、処置について協議した結果、この件はカスミ網架設の目的からして「行政指導」が適当との判断に至り、その後三条保健所が調査し、貴課と連絡をとりながら処置した旨伺いました。(別紙「経過報告」参照)

しかしながら警察との協議で、明らかに違法なカスミ網の使用および販売行為に対して、その当事者を「行政指導」にとどめたことは、疑念の残るところもごさいます。特に、防鳥網と称してカスミ網が養魚業者だけでなく、果樹園関係者へも販売されていた点(三条保健所の聞き取り供述)については、大きな憤りを感じます。やはり警察と協力して、使用者と販売者の所有するカスミ網の処置に関して、もっと厳しい扱いが必要だったのではないかと思います。ともあれ、昨年8月のことであり、行政指導も終了し日数も経っておりますので、今後はカスミ網の不正使用根絶を目指し、厳しい措置を要望致します。

今年も野鳥が採食のために養魚池にやってくるシーズンとなっています。業者にとって大事な養魚が鳥に食われるのは絶えられない心情は分かります。しかしカスミ網を使用しなくとも、野鳥による食害は防げるわけで、今後の指導と取締りが望まれます。本件が示す通り、県下にはカスミ網をストックし密かに販売する者と、また、それを購入して防鳥や密猟に使用する者がいることも明らかです。

つきましては、今後の再発防止と対応のために以下の3点について要望致します。

- (1) 昨年策定された「第9次鳥獣保護事業計画書」に鑑み、「カスミ網使用重点取締り」と「野鳥、カスミ網販売の情報収集」を徹底するよう、一層実効ある監視と取締りを貴課所管組織へご指導願います。
- (2) 当支部と致しましても、養魚業者ならびに防鳥網販売店(小鳥店・ペットショップ・釣具店等)に対し、事故防止のためにチラシなどの配布を検討しております。貴課におかれても一層啓蒙活動にご尽力をお願いします。
- (3) 本会会員がカスミ網使用の現場を発見した場合は、直ちに最寄りの関係機関へ通報致しますので、警察と連携した速やかな対応をお願いします。

野生鳥獣の異常死等対応マニュアル (暫定版)

1 適用事件

このマニュアルは、野生状態にある鳥獣が人間の違法な関与等により死亡又は負傷したり、異常な行動等が認められるなどの次のような事件に適用する。

(1) 違法な関与

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）の規定に違反する行為による死亡又は負傷

(2) 薬物による中毒

薬物、化学物質等によると疑われる複数の鳥獣の中毒症状

(3) 異常な行動

一定の限られた範囲内において、複数の鳥獣に通常では観察されないような行動が認められる場合

(4) その他

ア 流行性の疾病によることが疑われる複数の鳥獣の死亡又は衰弱

イ 自然現象以外の原因によることが疑われる複数の鳥獣の死亡又は負傷

※① 複数の個体

カラスでは10羽、ドバト等では20羽程度を一応の目安とするが鳥獣の種類、鳥獣の症状、群れの形成の有無、生息密度、発生場所の状況等を考慮して判断する。

② 原因判断例

薬物中毒

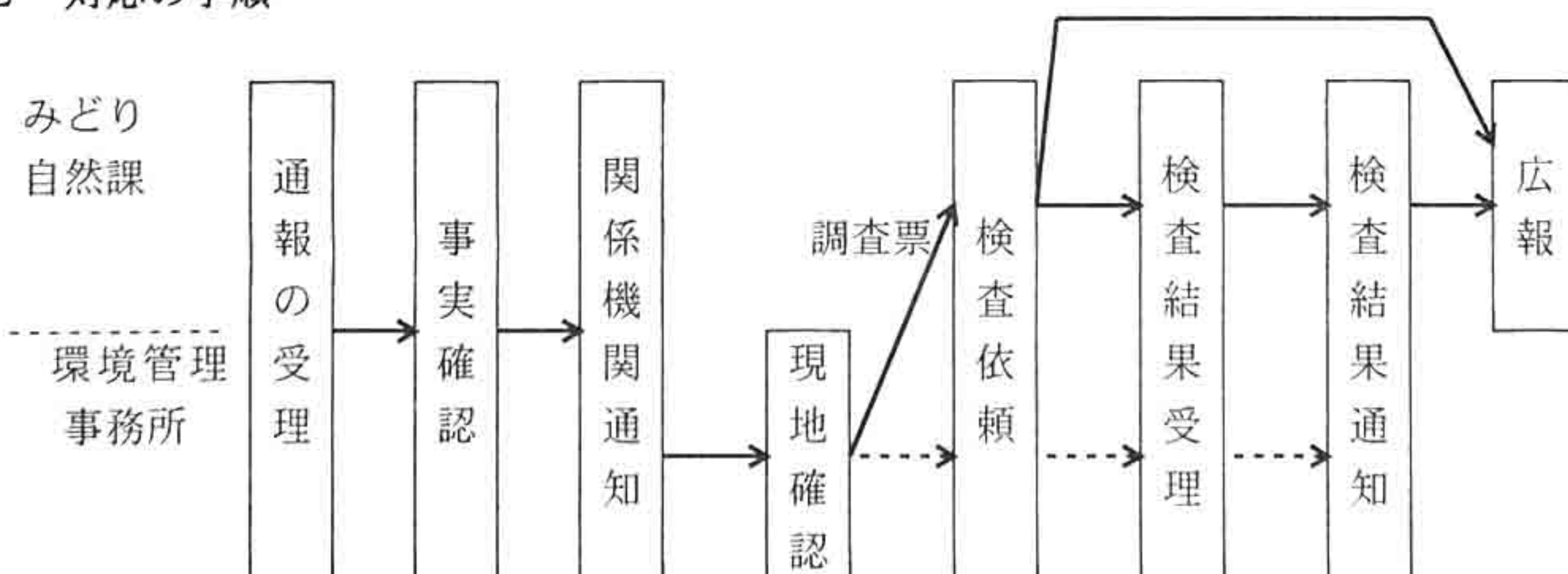
死亡等の症例が、比較的狭い範囲で短時間に起きる。

〔薬物が多量に存置されている場合は長時間にわたって発生することもあるが、発生場所が限定される。〕

流行性疾病

比較的広い範囲で、かつ長時間にわたって死亡等の症例が認められる。

2 対応の手順



始末書

埼玉県鳥獣保護員殿

平成 年 月 日

氏名

住所

明大昭 年 月 日生 才

記

私儀 本日鳥獣保護員依り許可なく野生鳥獣を捕獲、飼養することが、禁止されている事を指導され、深く反省し今後二度としない事を誓いますと共に、私所有の捕獲用具及び、飼養用具、飼養鳥獣等の所有権を放棄し放鳥、破棄等に、同意します。

破棄

放鳥

立入検査現認報告書

殿

平成 年 月 日

埼玉県鳥獣保護員

福井恒人

住所 埼玉県 市 町 丁目 番 号

氏名 年 月 日生

店舗名 tel () - 。

現場 市 町 丁目 番 号

対象鳥獣

立会人

結果 違法となるもの 第8条、16条、26条、27条、75条、

確認 平成 年 月 日 時 分

上記の事実を確認しました。

添付書類

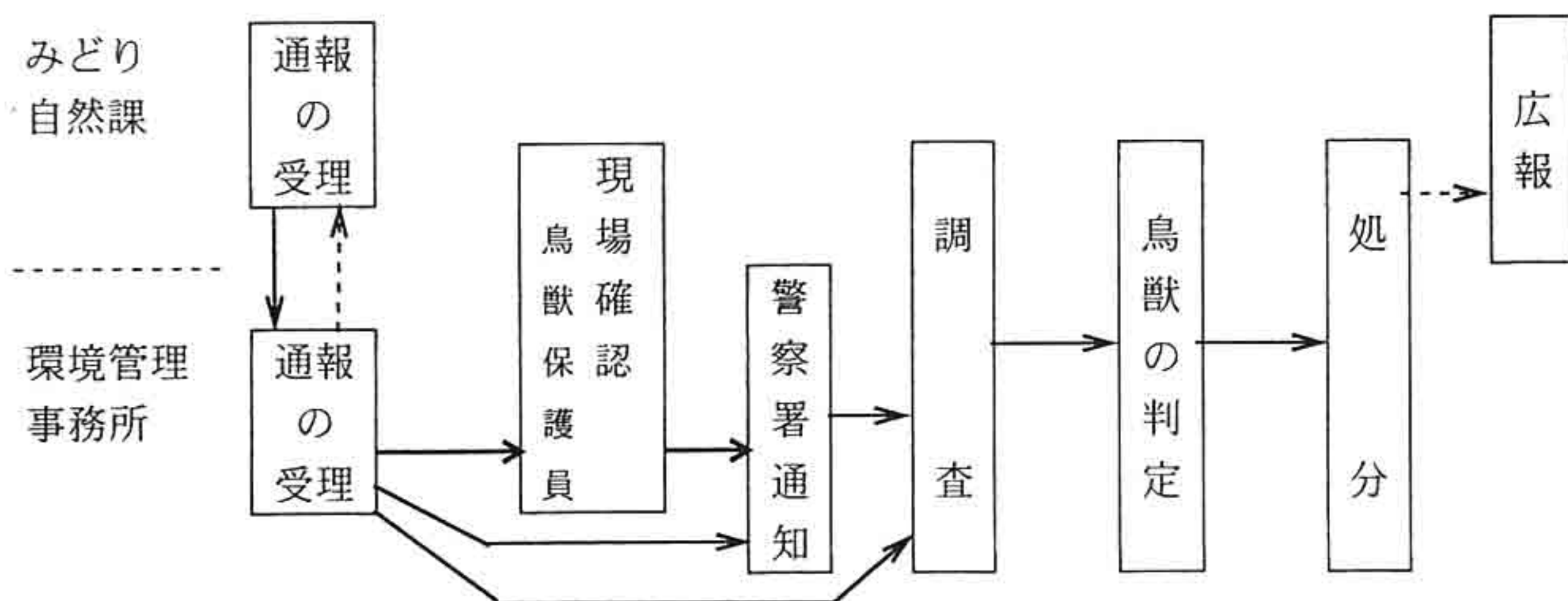
処置 放鳥、鳥籠破棄、厳重注意、警察通報、

違法飼育等対応マニュアル (暫定版)

1 適用事件

このマニュアルは、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の捕獲等の許可及び同第19条第1項の飼養の登録を受けずに鳥獣を飼養している事件に適用する。

2 対応の手順 (通報時の対応)



3 通報の受理

(1) 通報の受理に当たっての留意事項

ア 重要事項の反復

個体数、発見場所、鳥獣の種類等の重要事項については、必ず反復し、錯誤が生じないようにする。特に、数字については、聞き間違いが起りやすいので、1、2の12^{いちにじゅうに}というように単独読みをして確認する。

イ 誘導の回避

通報内容の確認に当たっては、対応者側から具体的な物や色を例示するなど、不用意に回答を誘導することのないよう注意する。また、明確に回答できないことについて、無理に回答を引き出すことは避ける。

(2) 確認事項

		無登録飼育	違法捕獲
通報者の住所 氏名		警察署、団体等にあつては、機関、団体等の名称、所属、氏名	
視認 場所	所在地	市町村、町名(大字)、番地	
	場所	店名、邸宅名、アパート名等	山林、農地(果樹園、水田等)
	特徴	納屋、軒下、ベランダ、店内等具体的な場所とその特徴	〇〇林道の〇〇地点から 〇〇m入った沢沿い等

違法 行為 者	氏名	分かる範囲で、可能なかぎり 具体的に	心当たりがない場合は、特徴、 車のナンバーや車種等
	住所		
	年齢	いくつ位か	
鳥獣の種類		種名が明確でないときは、 大きさ、色、鳴声等の特徴	実際に捕獲されているとき
個体数		飼育されている鳥獣の個体数	
捕獲方法			網、わな等の種類、サイズ等
飼育 者	住所	市町村名、大字名又は町名 (丁目、号)	→
	氏名	鳥獣店等にあつては店名	
	年齢	(いくつ位か)	
飼育場所の 特徴		農家納屋・軒先等、マンショ ンのベランダ、アパート等	→
直近の目標		工場、施設の名称 (発見場所が田、畑、山林、河川等の場合)	→
特記事項		通報等の内容で留意すべき事項	

4 環境管理事務所への連絡等

3の通報を受けたみどり自然課の職員又は他の環境管理事務所の所管に係る通報を受けた環境管理事務所の職員は、所管の環境管理事務所に速やかに連絡するとともに、当該通報の内容を記したメモをFAXで送信する。

5 通報の事実確認

通報者が住所、氏名等を明らかにしない場合、通報の内容にあやふやな点が認められる場合、又は違法捕獲の場合であつて緊急に現場を確認する必要がある場合は、鳥獣保護員に現地の確認を指示する。

6 鳥獣保護員による処分

鳥獣保護員は、無登録の飼育であつて、次の(1)から(5)の全ての項目に該当する場合は、「違法飼育立入調査票」を作製の上、放鳥の指導及び捕獲器具の放棄を求めることができる。

この場合、鳥獣保護員は、直ちに所属のみどり自然課又は環境管理事務所に「違法飼育立入調査票」及び放棄された捕獲器具を提出する。

- (1) 国内希少野生動植物種等、鳥獣保護法以外の法律で捕獲が制限されている種以外の種
- (2) 飼育個体数が1～3程度と少数であること
- (3) 明らかに国産であると認められる個体
- (4) 販売目的以外で捕獲又は飼育されている個体
- (5) 飼育者及び家族に違法捕獲又は違法飼育の前歴がないこと

7 所轄の警察署への連絡

違法な捕獲又は無登録飼育の内容がそれぞれのいずれかの項目に該当する場合は、所轄の警察署に連絡し、必要に応じ合同調査等を求める。

(1) 違法捕獲

- ア 銃器を用いた捕獲行為
- イ 複数の人間による組織的な捕獲行為
- ウ 長期・継続的な捕獲行為
- エ 明らかに多数の個体を捕獲し、又は捕獲を目的としていると認められるとき
- オ 国内希少野生動植物種等、鳥獣保護法以外の法律で捕獲が制限されている種を捕獲し、又は捕獲を目的としていると認められるとき

(2) 無登録飼育

- ア 国内希少野生動植物種等、鳥獣保護法以外の法律で捕獲が制限されている種を飼育している場合。
- イ 多数の個体を飼育している場合
- ウ 販売目的で飼育している場合

8 現地・立入調査

(1) 調査員の数

調査は、鳥獣保護法第76条で定める「取締りに従事する職員」2名以上で実施するものとする。また、必要により鳥獣保護員にも同行を指示する。

(2) みどり自然課職員の立会い

飼育個体が国内希少野生動植物種等、鳥獣保護法以外の法律で捕獲が制限されている種であることが疑われる時は、原則としてみどり自然課の職員が立会う。

(3) 鳥獣の判別者の立会い

無登録の飼育であって、ウグイス、オオタカ等、国産個体と輸入個体の判別を要するものについては、当該飼育種の判別を行うことができる者が立会う。

(4) 記録写真の撮影

違法な捕獲又は無登録の飼育が明らかになった時は、次の現場の状況等を写真により記録する。

ア 違法な捕獲

- (ア) 捕獲器具の設置状況
- (イ) 鳥獣が捕獲されている場合は、捕獲された状態の個体
- (ウ) 捕獲現場に捕獲行為者がいた場合は、捕獲者と捕獲個体
- (エ) 捕獲現場近景及び遠景
- (オ) 現場付近で確認された車両

イ 無登録飼育

- (ア) 飼育場所の近景と遠景、飼育器具
- (イ) 飼育個体等
- (ウ) 放鳥した場合は、放鳥時時の個体（場所が確認できるようなもの）

(5) 立入調査調書の作成

ア 違法な捕獲であることが明らかになったときは、別紙1「違法捕獲調査票」を作成し、かつ捕獲行為者を捕捉できたときは署名を求める。

イ 違法な飼育が明らかになった場合は、別紙2「違法飼育立入調査票」を作成し、飼育者の署名を求める。

(6) 警察官の指示

調査に警察官の立ち会いがあった場合、調査方法について十分調整するとともに、鳥獣等の証拠物品の取り扱いについては、警察官の指示に従い、具体的指示がない場合は適宜協議するものとする。

9 捕獲者・飼育者の処分

調査に警察官が立ち会った場合、違法な捕獲や飼育を行っていた者の処分については、所轄の警察署と十分調整するものとする。

10 鳥獣の個体の保護

(1) 違法に捕獲された鳥獣の個体については、記録写真を撮影の上、速やかに捕獲場所又はその近辺で放鳥獣する。

(2) 違法に飼育されていた鳥獣の個体の取扱いについては、立ち入り調査に警察官が立ち会った場合は所轄の警察と協議するものとするが、証拠保全等のため保護を求められた場合は、傷病鳥獣ボランティアに飼育を依頼するものとする。

(3) 餌の確保が自力では困難等のため、現状では放鳥獣できない個体については、野生復帰訓練をすることができる可能な傷病鳥獣ボランティアに放鳥獣するための保護を依頼するものとする。

11 飼育個体の放鳥獣

(1) 違法に飼育されていた個体で、保護、保全等の必要のない個体については、速やかに放鳥獣するものとする。

(2) 放鳥獣に当たっては、当該種の生息域等に十分留意するものとする。

12 違法な捕獲に使用された器物の取扱い

(1) 違法な捕獲に使用されたかご、網等は証拠物品として押収する。

ただし、おり等で運搬が困難なものについてはこのかぎりではない

(2) 違法な捕獲行為であって、行為者が特定できない場合は、別紙3「警告書」を現場に掲示の上、捕獲器物等は押収する。

12 広報

違法な捕獲、無登録飼育の内容が、7に掲げる要件に該当する等悪質な場合は、所轄の警察署と協議の上、マスコミへの情報提供を行うものとする。

13 調書の提出・保管

作成又は提出された「違法捕獲調書」等は、その写しをみどり自然課に速やかに送付するとともに、原則として10年間保存する。保存に当たってはその取扱いに十分留意する。

別紙1 違法捕獲調査票

調査者		埼玉県みどり自然課 鳥獣保護員 (氏名)		
調査年月日		年	月	日
飼育場所	住所			
	名称			
捕獲鳥獣の種類 及び個体数		種名	個体数 (雌雄)	捕獲日時
			()	月 日 時
			()	
			()	
			()	
捕獲行為者	住所			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	職業			
捕獲手段				
捕獲の状況				
捕獲行為の実施期間				
特記事項				
捕獲個体の処置 (該当するものに○をする)		保管・放鳥・その他 ()		
捕獲器物の処置 (該当するものに○をする)		保管・廃棄・その他 ()		
<p>上記の鳥獣の捕獲行為については、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反する行為であることを認め、捕獲個体及び捕獲器物の上記処置について同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>				

※ 裏面に捕獲場所の見取り図、概況等を記入

違法飼育立入調査票

調 査 者		環境部みどり自然課(職名鳥獣保護員氏名)	
調 査 年 月 日		年 月 日 時 分～ 時 分	
飼 育 場 所	住 所		
	名 称		
飼育鳥獣の種類 及び個体数		種 名	個体数 (雌 雄)
			()
			()
			()
			()
			()
飼 育 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	職 業		
販 売 店 代 表 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
飼 育 の 状 況			
飼 育 個 体 の 取 得 方 法			
特 記 事 項			
飼育個体の処置 <small>(該当するものに○をする)</small>		保管・放鳥・その他 ()	
飼育器物の処置 <small>(該当するものに○をする)</small>		保管・廃棄・その他 ()	
<p>上記の鳥獣の飼育については、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反する行為であることを認め、飼育個体及び飼育器物の上記処置について同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印)</p>			

※ 飼育場所の名称欄には、〇〇店売り場内、〇〇宅母屋軒下等と記載

鳥類に係る登録票（申請者が有するもの）

第20条 第3項関係

捕獲等又は採取等の許可年月日及び番号	捕獲又は採取の許可を受けた者又は登録票の更新を受けた者の住所及び氏名（法人の名称）	
平成15年4月10日 第12号		
受領年月日	譲り受けた者の住所及び氏名 （法人の名称）	押印
備考	傷病鳥の長期保護飼養 平成15年6月10日保護 左断翼	

有効期間 平成15年9月19日 から
 平成16年9月18日 まで

番 号 26Eア0010
 ↓
 京都府
 鳥 獣 名 アカショウビン 雄

登 録 票

（ 飼 養 登 録 ）

京 都 市 長 榊 本 頼 兼 印

三 鳥の脚に脱落しないように装着すること。

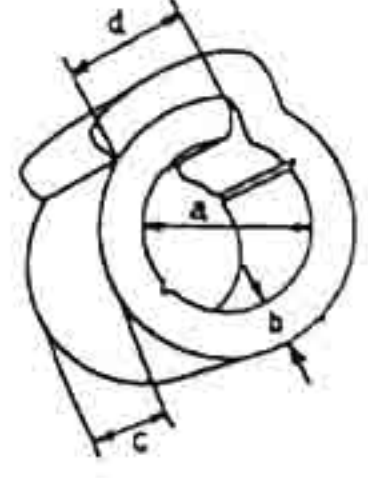
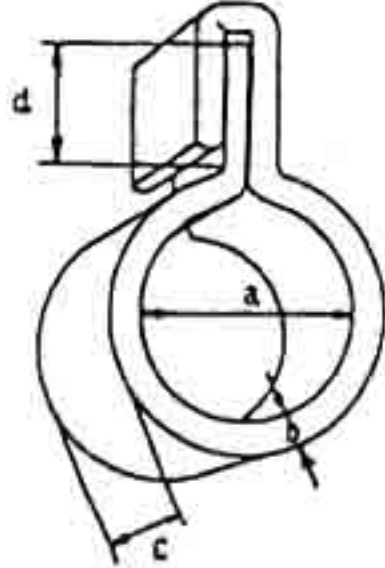
可

二 申請者が保有する登録票の番号及び次の様式による極印を側面に打刻すること。

一 材質は、陽極酸化皮膜を施したアルミニウムとすること。

備考

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	形状	寸法 (ミリメートル)	
	2.1	2.3	2.8	3.3	5.0	6.5	9.5	13.5	17.5	22.0	25.5			
	0.6	0.6	0.6	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			b
	5.0	5.0	5.0	5.0	6.5	6.5	10.0	13.0	13.0	13.0	13.0			c
	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.5	3.5	5.5	5.5	5.5	5.5		d	



2 鳥に装着するもの（次表に掲げる区分のうちから都道府県知事が指定するもの）

京都新聞

夕刊

京都新聞社
The Kyoto Shinbun Co., Ltd.
京都新聞社 2005年

発行所 〒604-8577
京都市中京区烏丸通東川上ル
直通(075)241-
社会報道部 6119 写真報道部 6135
文化報道部 6127 読者応答室 5421
運動 6129
番号案内 総合受付(075)241-5430
購読お申し込み 0120-464-468
滋賀本社 (077)523-3131

めまい・息切れ・腹痛・食あたり

六神丸

お薬屋さんでお求め下さい

京都市下京区五条通室町西入
野田利三郎薬舗
電話075-351-0827
http://www.kameroku.co.jp



ン一羽を
買い戻し
たが、三
十日以内
に譲り受
けの届け
出を環境

オウム無届け所有 店長を書類送検

容疑で府警

京都府警生活経済課と
右京署は二十日、ワシントン条約で国際希少野生動物種に指定されているオウム「オオバタン」II 写真IIを無届けで所有していたとして、種の保存法違反の疑いで、京都市下京区のペットショップ店長(三三)を書類送検した。

大臣にしなかつた疑い。

府警によると、店長は買い戻したオオバタンを右京区にある自分のペットショップに並べていた。調べに対し、「届出の義務を知っていたが、もともと販売したものであったので、軽く考えていた」と話している、という。

調べでは、店長は二〇〇三年五月三日、近江八幡市内の男性(ハハ)から、以前に販売したオオバタ

毎日

◆オウム無届け所有容疑でペットショップ店長を書類送検 府警生活経済課と右京署は20日、ワシントン条約で国際希少野生動物種に指定されているオウム「オオバタン」IIを譲り受けながら所有者変更の届け出をしなかつたとして下京区西七条のペットショップ店長(38)を、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律違反(譲り受けの無届け)容疑で京都地検に書類送検した。

調べでは店長は03年5月3日、滋賀県近江八幡市の無職男性(88)からオオバタンを譲り受けたが、30日以内に環境相に対して所有者変更の届け出をしなければいけないのに無届けで店内で飼いつづけた疑い。オオバタンはインドネシアに生息しているが、乱獲で野生の状態ではほとんど姿を見せず、絶滅のおそれがあるという。

産 経

希少動物に指定のオウム

無届け所持の男書類送検

ワシントン条約で国際希少野生動物種に指定されているオウム「オオバタン」を、国への届け出なしに所有していたとして、府警生活経済課と右京署は二十日、種の保存法違反(譲り受けの無届け)の疑いで、京都市下京区西七条のペットショップ店長の男(三三)を京都地検に書類送検した。調べでは、店長は平成十五年五月三日、滋賀県近江八幡市の無職の男性(ハハ)からオオバタン一羽を買い受けながら、環境大臣に対する住所登録などの申請をしなかつた疑い。

“希少” ワニ売買 繁殖用と偽り国の登録票不正入手

絶滅の恐れがあるとして取り引きが規制されている東南アジア原産の大型のワニを国内で正規に繁殖させたように装って国から登録票を不正に入手していたとして、静岡のペット業者らが逮捕され、警視庁は国の登録制度を悪用して売りさばっていたとみて調べています。逮捕されたのは、

●静岡市のペット卸売り会社社長、

容疑者（三十六）

●群馬県の動物園「草津熱帯園（クサツネッタイケン）」の園長、

オ）容疑者（五十九）ら三人です。警視庁の調べによりますと、社長らは、絶滅の恐れがあるとしてワシントン条約で取り引きが規制されているガビアルモドキというワニを国内で売買するのに必要な登録票を国から不正に入手していたとして、種の保存法違反などの疑いがもたれています。

ガビアルモドキは東南アジアに生息する世界的にも珍しい大型のワニで、日本での売買は国内で正規に繁殖するなどして国に登録したものに限られています。

白輪社長はおとし、ガビアルモドキの繁殖に国内で初めて成功した今井園長の動物園から卵を譲り受けて繁殖させたように偽り、登録票をつけて別の業者におよそ百万円で販売していたということです。社長と園長は容疑を認めているということです。

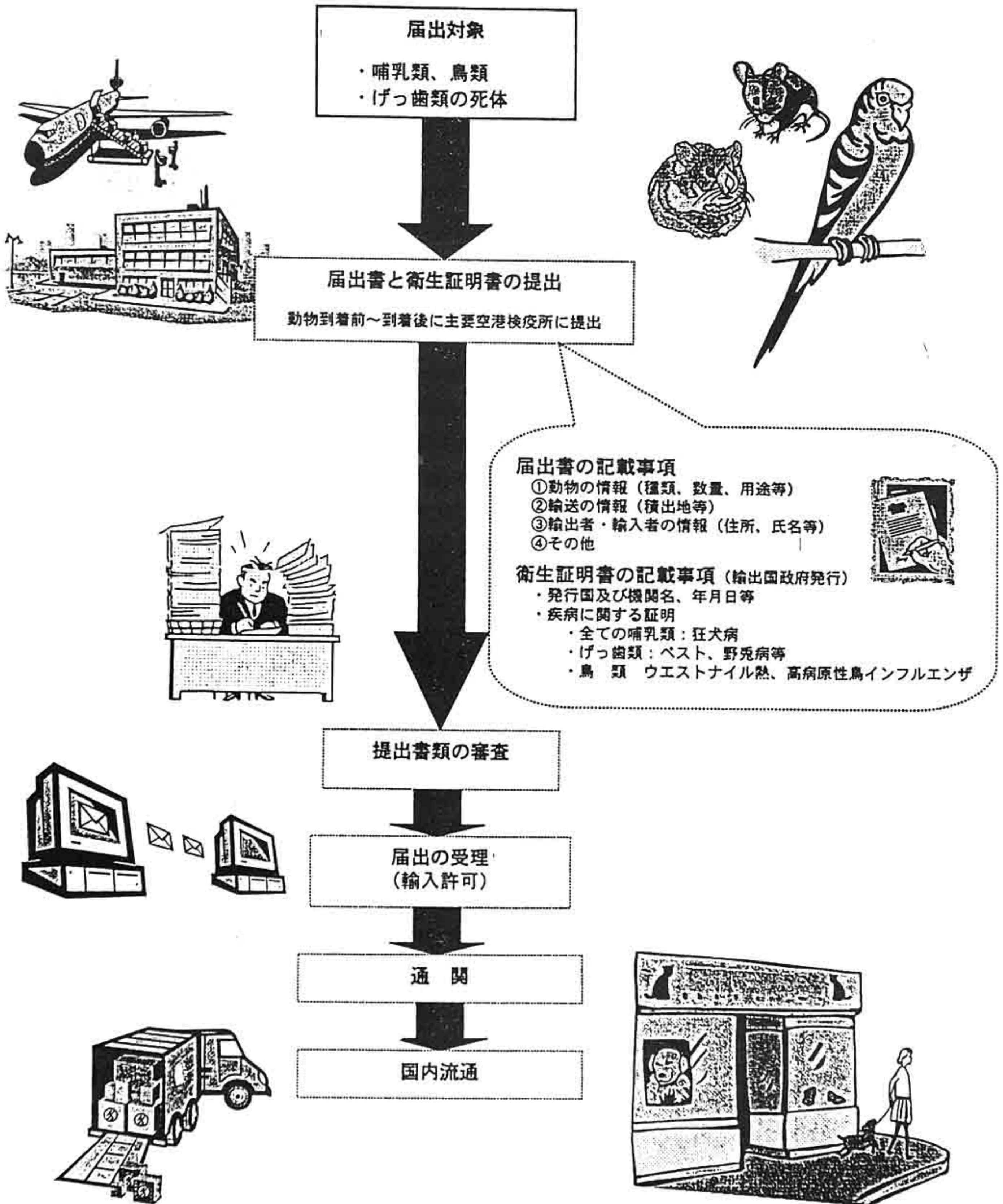
警視庁は海外から不正に持ち込まれた希少動物を国の登録制度を悪用して売りさばっていたとみて調べています。

08/17 13:28

“絶滅危く” 動物 ネットで違法取り引き 1週間に数千件も

チンパンジーやゴリラなど絶滅のおそれがある動物がインターネット上で一週間に数千件も違法に取り引きされていることが動物保護団体の調査でわかりました。これは国際的な動物保護団体の「国際動物福祉基金」がインターネット上のサイトを調査した結果として十六日、明らかにしたものです。それによりますと、野生動物や動物からつくった製品がインターネット上で一週間に九千件取り引きされ、このうち少なくとも七十%は国際法で保護されている絶滅のおそれがある動物だったということです。取り引きのなかには、ウミガメのはく製やワニの皮製品のほか、生きたチンパンジーやゴリラの赤ちゃんが販売されていたケースもありました。調査にあたった動物保護団体は、こうした闇取り引きが匿名で簡単に行うことができるインターネットを通じて広がり、動物を絶滅に追い込むおそれもあると指摘し、関係各国に対してより厳しい法律を制定したり取締りを強化するなど早急な対策をとるよう訴えています。

動物の輸入届出制度の概要



(案)

届出書

届出年月日: 年 月 日

届出者住所氏名(※1):

(印)

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、動物またはその死体を輸入するので、感染症法第56条の2の規定により届け出ます。

動物に ついて いて 来	種類及び品種 (和名又は英名及び学名)		
	頭羽数		
	用途		
	原産国		(※2)
	由	施設繁殖(Captive Breed)	繁殖施設名、住所(※1)
来	野生捕獲(Wild Caught)	保管施設名、住所(※1)	(※3)
輸送 につ いて	積出国		
	積出地		
	積載船(搭載機)名		
	積載(搭載)年月日		
	到着地		
	到着年月日		
荷送人住所氏名			
荷受人住所氏名			
その他参考となる事項			
(1) 輸送途中の事故の有無			
(2) 衛生証明書番号			
(3) 性別、年齢、個体識別上の特徴 (衛生証明書に記載がある場合)			
(4) 輸入後の保管先名及び住所 (個人の愛玩用の場合は所有者名及び住所)			
(5) 船荷証券(BL)又は航空運送状(AWB)番号			
備考			
(ワシントン条約の付属書に該当する動物であって、輸出許可証、再輸出証明書等に記載がある場合は、その証明書番号、附表区分、繁殖証明書番号等)			

(※1) 法人の場合、その名称及び代表者の住所氏名

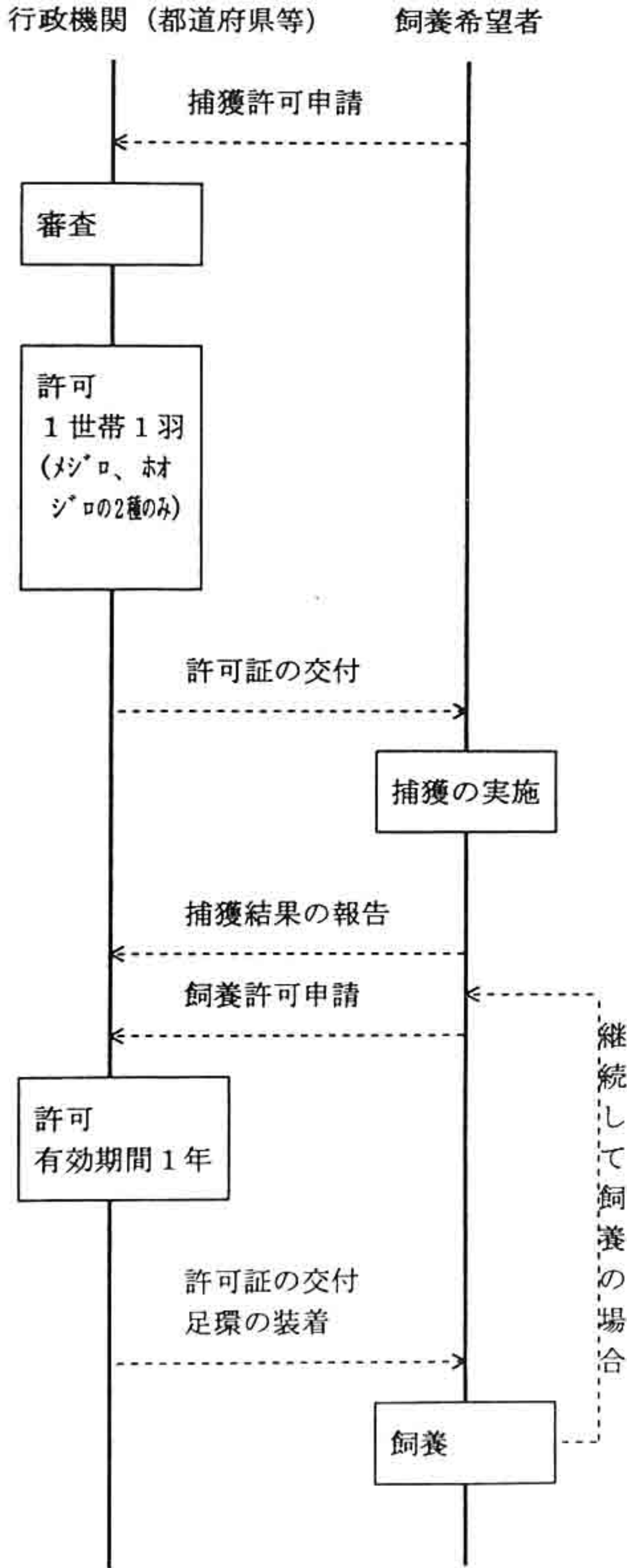
(※2) 「不明」表記可

(※3) 「不明」表記可(ただしげっ歯類を除く)

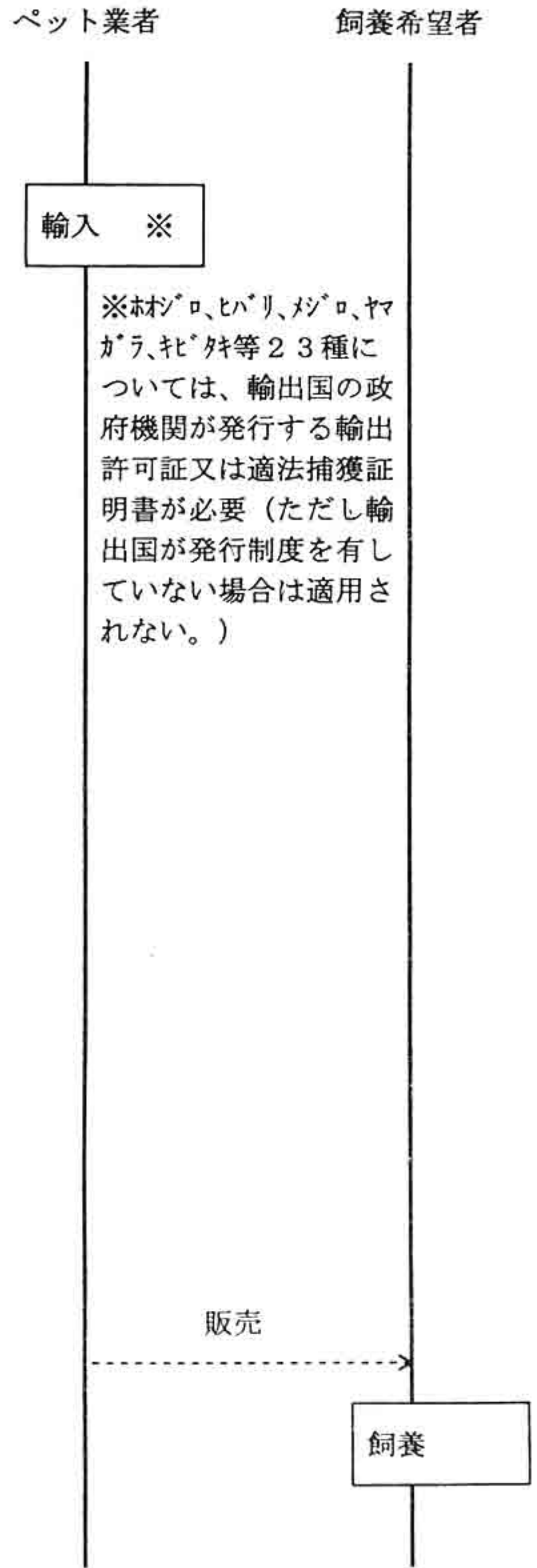
飼養許可制度の概要

(平成11年12月改定)

国内鳥



輸入鳥



Date: Wed, 5 May 2004 17:36:01 +0900

和鳥

生体は、最寄のヤマト運輸営業所止めで、送らせて頂きます

文字列 価格帯は問わない 1,000円 未満 1,000円以上2,000円 未満 2,000円以上5,000円 未満 5,000円以上10,000円 未満 10,000円 以上

商品コード 商品画像 商品名 単価(円) 備考 かごへ A21-00001 ルリビタキ <display.cgi?file=A.21&code=A21-00001> 11,000 (税込価格 ¥11,550) 在庫については、お問い合わせください。飼育許可書付き 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00002 ジョウビタキ <display.cgi?file=A.21&code=A21-00002> 6,500 (税込価格 ¥6,825) 在庫については、お問い合わせください飼育許可書付き 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00003 コルリ <display.cgi?file=A.21&code=A21-00003> 11,000 (税込価格 ¥11,550) 飼育許可書付き、在庫については、お問い合わせください 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00004 オオルリ <display.cgi?file=A.21&code=A21-00004> 18,000 (税込価格 ¥18,900) 飼育許可書付き、在庫

2004年(平成17年) 10月8日(土曜日) 12版 (36)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00005 オガワ駒 <display.cgi?file=A.21&code=A21-00005> 11,000 (税込価格 ¥11,550) 飼育許可書付き、い 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00006 駒鳥 -00006> 18,000 (税込価格 ¥18,900) 飼育許可書付き、在庫 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00007 ウグイス -00007> 21,000 (税込価格 ¥22,050) 飼育許可書付き、在庫 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00008 山雀 -00008> 15,000 (税込価格 ¥15,750) 飼育許可書付き、在庫 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00009 小雀 -00009> 6,500 (税込価格 ¥6,825) 只今、売り切れ中です。 10 11 12 13 14 15 A21-00010 日雀 <display.cgi?file=A.21&code=A21-00010> 0 (税込価格 ¥7,350) 飼育許可書付き、在庫については、' 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00011 深山頬白 <display.cgi?file=A.21&code=A21-00011> 0 (税込価格 ¥5,775) 飼育許可書付き、在庫については、' 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00012 頬白 <display.cgi?file=A.21&code=A21-00012> 0 (税込価格 ¥5,250) 飼育許可書付き、在庫については、' 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00013 鶯(ウソ) <display.cgi?file=A.21&code=A21-00013> 00 (税込価格 ¥11,550) 飼育許可書付き、在庫について 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00014 河原ヒワ -00014> 4,000 (税込価格 ¥4,200) 飼育許可書付き、在庫に 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00015 雪頬白 -00015> 6,500 (税込価格 ¥6,825) 飼育許可書付き、在庫に 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00016 アカハシ五 =A21-00016> 10,000 (税込価格 ¥10,500) 飼育許可書付 ださい 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00017 ル =A.21&code=A21-00017> 12,000 12,600 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00018 予駒 <display.cgi?file=A.21&code=A21-00018> 11,000 、在庫については、お問い合わせください 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 A21-00019 マシコ <display.cgi?file=A.21&code=A21-00019> 11,000

野鳥の会元会員おとり捜査、

ネットがかすみ網購入↓通報

使用が禁止されているか 月中旬、インターネットオすみ網をインターネットをークションサイトで、愛知を通じて販売したとして、愛知県豊山町の会社員男性(三三)は七日、鳥獣保護法違反 網一張りを一万円で販売し

(使用禁止猟具の販売)のた疑い。

疑いで、福井県大野市の福 三十年ほど前に約三百円 社施設職員(四)を書類送検 で購入し、使用せずにしま った。調べでは、職員は昨年九 具で手に入らなくなったの

愛知県警 販売の男書類送検

で、高い値が付くだろうと 思った」と容疑を認めてい る。 購入した男性は「日本野 鳥の会」の元会員で、「密 猟問題に関心があり、違法 な売買がないか目を光らせ ていた」という。かすみ網 が出品されているのを見つ けると、「悪意のある人の 手にわたってはいけない」と 相手の希望価格通りに落 札し、同署に届け出た。

猛禽類価格表 (1999) 3月15日締切

フリーディング個体
〔ハヤブサ〕

セイカーハヤブサ	(Falco cherrug)	オス	¥280,000
		メス	¥360,000
〔スペシャルオーダー1〕			
・サイトス1になりますので、収容する施設の写真と図面、 手続代行に関わる委任状、国内での登録手数料が必要となります。			
ハヤブサ〔スコティッシュベルグ〕	(Falco peregrinus peregrinus)	オス	¥350,000
		メス	¥
〔スペシャルオーダー2・ハイブリッド〕			
・輸入時には、サイトス1扱いになりますので、収容する施設の写真と図面、 手続代行に関わる委任状が必要となります。			
・但し、サイトス1扱いになるものでも国内登録はできませんし必要ありません。			
シロハヤブサ×ハヤブサ		オス	¥550,000
		メス	¥ ※
シロハヤブサ×セイカーハヤブサ		オス	¥550,000
		メス	¥ ※
シロハヤブサ×コチョウゲンボウ		オス	¥350,000
		メス	¥480,000
ハヤブサ×セイカーハヤブサ		オス	¥350,000
		メス	¥480,000
ハヤブサ×コチョウゲンボウ		オス	¥350,000
		メス	¥400,000
ハヤブサ×ラガーハヤブサ		オス	¥300,000
		メス	¥350,000
ハヤブサ×ラナーハヤブサ		オス	¥300,000
		メス	¥350,000

※ハイブリッドに使われるハヤブサの亜種は、Falco p. peregrinus ですが
バーバリーハヤブサへの変更可能です。

〔タカ〕

ハリスホーク	(Parabuteo unicinctus)	オス	¥300,000
〔モモアカノスリ〕		メス	¥380,000
アカオノスリ	(Buteo jamaicensis)	オス	¥300,000
		メス	¥380,000
アカケアシノスリ	(Buteo regalis)	オス	¥280,000
		メス	¥350,000

ワイルド個体 ロシア産
〔ハヤブサ〕

セイカーハヤブサ	(Falco cherrug)	オス・メス	¥380,000
チゴハヤブサ	(Falco subbuteo)	オス・メス	¥180,000
コチョウゲンボウ	(Falco columbarius)	オス・メス	¥180,000

〔ワシ・タカ〕

オオタカ	(Accipiter gentilis sp)	オス・メス	¥280,000
オオタカ〔シオオタカ〕	(Accipiter gentilis albidus)		
ダーク～ライトグレーフェイズ		オス・メス	¥430,000
※色の濃淡は指定できません。			
ホワイトフェイズ		オス・メス	¥850,000
サメイロイヌワシ	(Aquila rapax)	オス・メス	¥150,000
イヌワシ	(Aquila chrysaetos)	オス・メス	¥1,000,000

- 色、大きさ等細かい指定は出来ませんが、出来るかぎり希望には添えられるよう
努力致しますのでお聞かせください。
- 他にシロハヤブサ、クーバーハイタカ、オナガハヤブサ、シロフクロウ、
アルタイセイカーハヤブサ等、どんなものでもとにかく聞いて下さい。
- 3月15日締切ですが数が不足しがちですので、早めに注文頂けると幸いです。
〔入荷数の少ない場合は契約順と致します。〕

猛禽類価格表 (1998. 1月現在)

〔在庫〕

ハヤブサ <i>Falco peregrinus peregrinus</i> "Scottish peregrine" (イギリスブリード) 1998 生まれ ♂ 1羽のみ	¥380,000
セイカーハヤブサ (イギリスブリード) 1997 生まれ ♂	¥300,000
アブロマドハヤブサ (ペルー産) ベア 1996生まれ ♂ 1997生まれ ♀	¥600,000
ニシアカアシチョウゲンボウ (ロシア産) 1998生まれ ♂・♀有 ※羽は傷んでいますがなおります。♂・♀で	¥98,000 ¥180,000
アカズメフクロウ (ペルー産) たぶん ♂	¥55,000
コキンメフクロウ (エジプト産) 羽は傷んでいます。	¥65,000
ヨーロッパコノハズク (ロシア産・ウズベキスタン) 1998生まれ たぶん ♀	¥98,000
フクロウ (ロシア産)	¥200,000
アフリカオオコノハズク (南アフリカ産) たぶん ♂	¥140,000
モリフクロウ (ロシア産) 1998生まれ ♂	¥200,000
スピックスコノハズク (ペルー産) 1998生まれ	¥140,000

〔入荷情報〕 2~3月頃入荷、
※輸入業者への入荷予定も含みますので当店には来ないものもあります。
※価格は予定です。変更になることもあり得ます。

〔アフリカ便〕

アフリカオオコノハズク	¥140,000
コキンメフクロウ	¥

〔ペルー便〕

アカズメフクロウ	¥55,000
アナホリフクロウ	¥75,000
タテジマフクロウ "ウサギフクロウ"	¥?
シロエリオオコノハズク	¥140,000
チャバラオオコノハズク	¥140,000
スピックスコノハズク	¥140,000
メガネフクロウ	¥280,000
アメリカワシミミズク	¥250,000

〔引き取り希望届〕

オオタカ (ロシア産) 1995生まれ 据えて餌を食べさせる程度。	¥250,000
-----------------------------------	----------

※何でも問い合わせして下さい。

511-0811 三重県桑名市

TEL&FAX

携帯

飼養許可の取り消しを！

～奈良県・強制捜査同行記

2005年7月28日、午前4時、奈良の米山台にある野鳥の違法飼養者宅の捜索が行われることになり県警に同行することになった。7時頃、〇〇署の生活安全課の部屋には既に野鳥の会の奈良支部から2人、県から2人、バンダーさん2人が集合していた。4人の警察官を含む11人が向かった先は閑静な住宅街。生安課長自らご近所に気づかれぬよう配慮しながら相手の家の様子を探っていた。

庭にはマスカットの棚があり多くの実がなっていた。後で聞くと本人が16年かかって丹精しているという。その下に尾を下げて怪訝そうな目で私たちを見ている1匹の犬がいた。庭の一角には野鳥を飼う目的で作られたのかかなり広いスペースの飼育小屋（部屋）があり、49羽のメジロとオオルリ、ヤマガラ等がそれぞれ1羽ずつ籠に入れられ並べてあった。本人は野鳥を密猟し違法に飼養していることをあっさり認め、全て権利を放棄した。警察はメジロ等51羽の野鳥を押収することにした。バンダーによる1羽ごとの種の識別と鑑定書の作成作業が始まった。その中に1羽のオオルリがいた。「成鳥♂」だと本人は云っているが、羽の色は♀か幼鳥のよう。以前、NPO法人自然環境アカデミーの報告にもあったが、野鳥をヒナからの飼養していると、個体の羽の色は凶鑑の成鳥個体の色と必ずしも一致しないということがわかった。私たちはその事実を目前で確認することになった。

鑑定を終えた51羽の野鳥はリハビリのために県の人の手になねられることになった。

今回の違法飼養事案に関して奈良県、県警、バンダー、日本野鳥の会、密対連との連携が整っていた。組織として存在しているわけではないが、事前に打ち合わせが行われるなど、私たちにとってはとても羨ましいような体制作りができあがっていた。行政が音頭をとっているのではないことがわかり余計に嬉しかった。

翌29日は、被疑者を出勤前に押さえるとのことで朝6時に集合した。場所は奈良の北葛城郡で昨日検挙された密猟者を含めて近所には8人のメジロ飼養仲間がいるらしい。本人は2年連続の強制捜査には参たらしく、おとなしく警察官の言うことにうなずいていた。昨日と今日、2人とも大阪府大東市に事務所をかまえる「特定非営利活動法人日本鳴合文化保存協会」の会員であり、2年連続で野鳥犯罪が明るみに出たことになる。最初、本人は平成11年に輸入したというジャカルタの輸入証明書を出してきたが、2度目の不祥事であることを警察に諭されると、あっさり輸入証明書を引っ込めてしまった。密猟者が、外国産「輸入証明書」を、密猟の隠れ蓑にしているということを警察や行政の人は理解してくれたのだろうか。

ところが、全てがうまく運んだのではなかった。押収した野鳥は10羽、但し1羽を自宅に置いてきたという。何でも「愛玩飼養」のための登録票を所持していたのだという。しかし愛玩飼養には市町村が発行する飼養登録票と同時にリングの装着が義務づけられて

いるがそれがなかった。昨年 of 捜索の時も同様に、登録票を所持しているということで押収を免れたという経緯がある。

今回は全てを押収するべきだったと思う。しかし警察はそれをしなかった。それならせめて登録票に記載されている平成 11 年という捕獲年月日と個体との整合性を確認すべく、メジロの鑑定を申し出た。結果、個体は 2～3 歳であることがわかり捕獲年月日が証明する 6 年とははほど遠いという事実がわかった。リングの装着がきちんとなされていれば何も問題は起こらなかったと思う。後でわかったのは、今回、許認可では飼養登録票を出したにも関わらず「リング」については全く発行していなかったということがわかり、県から所轄市町村に対し厳しい指導の徹底を約束した。また、捜索に同行していたバンダーは環境省の鳥類調査に平素からカスミ網を使用しているが、被疑者の密猟道具の中にはあきらかにカスミ網を張るための道具がおいてあったという。残念なことにカスミ網を見つける事ができなかったが明らかに隠し持っていると思われる。被疑者が 3～4 年前に捕獲したという 1 羽のメジロ。再犯を防ぐためにも残してきたことが悔やまれてならない。

密対連では、奈良県に対し 2 年連続で野鳥犯罪に関わった密猟者に対して即刻「飼養許可」の取り消しを求めたのだが・・・。

【参考】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第 22 条第 2 項に以下のような規定があり、飼養登録の取り消しは可能である。

◆（登録を受けた者に対する措置命令等）

第 22 条 都道府県知事は、第 19 条第 1 項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。

なお、野生生物保護行政研究会（2003）鳥獣行政業務必携（林野弘済会発行）によれば、「この取り消しは、行政手続法第 2 条第 4 号の不利益処分に該当する。このため、行政手続法第 3 章に定めるところに従って処分を行うことが必要となる」と示されている。

密対連事務局長 中村 桂子

◆あなたの地域の狩猟鳥は何ですか？

誤った狩猟・・・それは密猟につながります。

(2) 狩猟鳥獣

① 狩猟鳥獣の種類

狩猟鳥獣は、我が国に生息していると考えられる約550種の鳥類、約80種の獣類（モグラ・ネズミ類、^{かいせい}海棲哺乳類を入れた場合は約160種）の中から、狩猟対象としての資源性（肉又は毛皮の利用など）、生活環境、農林水産業又は生態系に対する害性の程度、個体数などを踏まえて、狩猟鳥類28種、狩猟獣類20種の合計48種が定められている（法第二条第三項、規則第三条）。

○鳥類（28種）

ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）、キジ（亜種のコウライキジを含む）、コジュケイ、バン、ヤマシギ（注：別種のアマミヤマシギは含まれない）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

○獣類（20種）

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のコシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、チョウセンイタチ（オスに限る）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（注：雑種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

※狩猟鳥獣と間違えやすい非狩猟鳥獣

ニホンザル、イタチ(メス)、ドバト、ニホンリス、モモンガ、オオバンなど

② 狩猟鳥獣の指定

狩猟鳥獣の指定主体：環境大臣（法第二条第三項）

③ 狩猟鳥獣の捕獲規制

生息数が減少した場合など、狩猟鳥獣の保護を特別に図る必要がある場合には、狩猟鳥獣であっても、環境大臣又は都道府県知事によって、一時的に捕獲（狩猟）禁止規制などが実施され、生息数の回復が図られることがある。

全国的・国際的な規制については環境大臣が、地域レベルの規制については都道府県知事が実施している（法第十二条第一～二項、規則第十条第一項～第二項）。

1) 環境大臣による 捕獲禁止規制

○ヤマドリ・キジの 雌

区域：全国（放鳥獣猟区を除く）

期間：平成15年4月16日～平成20年4月15日

※亜種のコシジロヤマドリ及び亜種のコウライキジを除く。

平成14年度 愛玩飼養

都道府県別 メジロ・ホオジロ捕獲許可数

年度及び 都道府県	区分	許可証 交付数	捕獲数計	ホオジロ	メジロ
平成12年度		2455	2152	243	1909
平成13年度		1750	1454	247	1207
平成14年度		2,001	1,545	215	1,330
01	北海道	-	-	-	-
02	青森	-	-	-	-
03	岩手	-	-	-	-
04	宮城	-	-	-	-
05	秋田	-	-	-	-
06	山形	-	-	-	-
07	福島	-	-	-	-
08	茨城	27	27	5	22
09	栃木	-	-	-	-
10	群馬	-	-	-	-
11	埼玉	11	-	-	-
12	千葉	-	-	-	-
13	東京	6	6	-	6
14	神奈川	27	19	-	19
15	新潟	-	-	-	-
16	富山	-	-	-	-
17	石川	-	-	-	-
18	福井	-	-	-	-
19	山梨	-	-	-	-
20	長野	-	-	-	-
21	岐阜	1	1	-	1
22	静岡	111	33	-	33
23	愛知	33	26	-	26
24	三重	35	31	-	31
25	滋賀	-	-	-	-
26	京都	-	-	-	-
27	大阪	34	24	-	24
28	兵庫	6	6	-	6
29	奈良	5	2	-	2
30	和歌山	62	57	-	57
31	鳥取	2	2	-	2
32	島根	11	3	-	3
33	岡山	5	3	-	3
34	広島	48	38	1	37
35	山口	87	57	10	47
36	徳島	45	34	-	34
37	香川	8	7	-	7
38	愛媛	86	81	2	79
39	高知	83	-	-	-
40	福岡	133	109	2	107
41	佐賀	127	122	-	122
42	長崎	171	159	1	158
43	熊本	99	88	28	60
44	大分	80	70	1	69
45	宮崎	84	34	-	34
46	鹿児島	565	501	165	336
47	沖縄	9	5	-	5



鑑定嘱託書

平成 年 月 日

殿

司法警察員警視

被疑者 に対する 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律違反

被疑事件につき、下記事項の鑑定を嘱託します。

記

嘱託事項

- 1 鑑定資料
籠番号3の籠内に在中の鳥類
- 2 鑑定事項
上記鑑定鳥類につき
 - (1) 種（亜種）和名
 - (2) 学名
 - (3) 日本国産であるか否か
 - (4) その他参考となる事項

平成____年____月____日

鳥類鑑定書

____警察署長 殿

鑑定人____印

平成____年____月____日____警察署長より、____事案に
関して鑑定依頼のあった鳥類について、鑑定した結果は以下のとおりである。

記

1. 鑑定年月日

平成____年____月____日____警察署____課内

2. 鑑定方法

目視により鑑定した。

3. 鑑定資料

平成____年____月____日発生の事案で証拠物件として押収された
____個体（籠等証拠物件識別記号____）

4. 鑑定結果

前記鑑定鳥類（籠等証拠物件識別記号____）は、日本産____と鑑定した。

種（亜種）和名

学名

5. 鑑定理由

かかる事案の

6. 参考・添付資料等

計測値・写真等別紙添付書類____有・無

鑑定人氏名____

鳥類標識調査者認定証番号：____ 鳥獣捕獲許可証番：____

鑑 定 書

平成 年 月 日

警察署長 殿

鑑定人

印

平成 年 月 日、 において、鑑定しましたメジロについて、下記のとおり報告します。

記

所 有 者	
鑑定種及び員数	メジロ 羽 (識別番号 ~)
鑑 定 結 果	<p>メジロ 羽についての鑑定結果</p> <p>鑑定に係る鳥類 羽は、メジロの特徴の</p> <ul style="list-style-type: none"> ○頂頭部より背中、尾羽まで全体が黄緑色 ○喉部は黄色 ○目の周りに白いリング ○下腹部は白色 ○脇はブドウ色 <p>である等により、 いずれも スズメ目メジロ科 メジロ (日本産) <i>Zosterops japonicus japonicus</i> と判断される。</p>

種名	性別	年令	足環番号	No.
場所				19 年 月 日
				時間 :

自然翼長 mm	尾長 mm	跗蹠長 mm	露出 嘴峰長 mm	体重 g
最大翼長 mm	全長 mm	翼開長 mm		

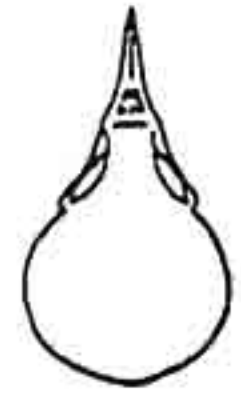
9 8 7 6 5 4 3 2 1										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10									

翼 (左・右)	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6
尾羽												
	左						右					

翼式：
外弁欠刻：P ~ P

小翼羽	背・上面	腹・下面
小雨覆	腰	脛
中雨覆	腮	脇
肩羽	喉	腋羽
額	眼先	下雨覆
頭頂・頭	耳羽	上尾筒
後頸	胸	下尾筒

虹彩色：
頭骨骨化指標：
脂肪量指標：
抱卵斑指標：



調査者氏名

種名	性別	年令	足環番号	No.
場所				19 年 月 日
				時間 :

自然翼長 mm	尾長 mm	跗蹠長 mm	露出 嘴峰長 mm	体重 g
最大翼長 mm	全長 mm	翼開長 mm		

9 8 7 6 5 4 3 2 1										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10									

翼 (左・右)	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6
尾羽												
	左						右					

翼式：
外弁欠刻：P ~ P

小翼羽	背・上面	腹・下面
小雨覆	腰	脛
中雨覆	腮	脇
肩羽	喉	腋羽
額	眼先	下雨覆
頭頂・頭	耳羽	上尾筒
後頸	胸	下尾筒

虹彩色：
頭骨骨化指標：
脂肪量指標：
抱卵斑指標：



調査者氏名

報道各位

2004年5月10日

野鳥販売自粛について、販売店業界に申し入れを行いました

(財)日本野鳥の会と全国野鳥密猟対策連絡会(密対連)は、野鳥の密猟・販売・飼養を根絶するため、5月10日までに、日本小売業協会など5団体に、野鳥と猟具の販売について自粛を呼びかけるよう要請した要望書を提出しました。

これは、5月10日からのバードウィークを前に、各協会に加盟している販売店に対し、輸入野鳥も含めて野鳥の販売の自粛と、鳥モチ・落としカゴといった野鳥の密猟に使われる可能性のある猟具の販売の自粛を呼びかけるよう、求めたものです。各協会への申し入れは、昨年3月に続いて2回め(日本百貨店協会に対しては2000年に続いて2回め)。昨年度の「バードウィーク野鳥販売実態調査」の結果から、これらの協会に加盟している店舗のうち、24ヶ所の販売店において、野鳥の取り扱いが見られなくなりましたが、なお28ヶ所の販売店は依然として野鳥を扱っていることが分かっています(全468ヶ所を調査)。

また、落としカゴや鳥モチなど、野鳥の捕獲に使う猟具も売られていましたが、これらはしばしばメジロ等の密猟に利用されており、また許可なく使えば鳥獣保護法で罰せられます(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)。今年度は、こうした違法行為を誘発する可能性のある猟具についても、販売の自粛を呼びかけるように要請しました。

申し入れ先

日本小売業協会 (会員数409社・団体)
日本チェーンストア協会 (通常会員102社)
社団法人 日本DIY協会 (会員数690社)
全国ペット小売業協会 (会員数2500社)
日本百貨店協会 (会員数99社)

(財)日本野鳥の会では今年も引き続き、会員の皆さんのボランティアによる調査を、本日5月10日から2ヶ月間、全国500ヶ所の店舗を調査する予定にしています。

【問い合わせ先】

(財)日本野鳥の会自然保護室 TEL:042-593-6872 /FAX:042-593-6873

〒191-0041 東京都日野市南平2-35-2 ウイング1階 <http://www.wbsj.org/>

担当:古南 (本日中のご連絡は携帯 090-4758-2188 まで)

全国野鳥密猟対策連絡会 TEL/FAX:075-864-0777

〒616-8211 京都府京都市右京区常盤御池町21-4 <http://www.tatsutomi.co.jp/mittairen/>

2004年5月6日

日本百貨店協会
会長 小柴 和正 様

財団法人 日本野鳥の会
会長 柳生 博

全国野鳥密猟対策連絡会
代表 大塚 之稔

バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査の結果報告
及び野鳥販売・猟具販売の自粛のお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より各地の販売店におかれましては、愛鳥週間等における記念行事等に対しご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて私ども財団法人日本野鳥の会と全国野鳥密猟対策連絡会は、各地の関係行政機関のご協力を得て、全国規模で、野鳥密猟の現地調査や、野鳥の流通状況の調査、違法な売買の告発、野鳥保護の啓発等、野鳥保護のための活動を行っている団体です。私どもはこれまで、1998年に「百貨店・デパートに於ける野鳥販売実態調査」を、2000年から過去4年間、5～6月に「バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査」を実施し、今年度も5月10日から継続して実行することとしています。

貴協会には1998年5月に前年の結果をご報告し、野鳥販売の自粛をお願いしたところですが、2000年度～2003年度の調査結果から、貴協会加盟のいくつかの小売店において、野鳥の取り扱いを中止していただいていることが分かりました（別紙のとおり）。ご協力に感謝しますと共に、更に会員の皆様へ、適切な呼びかけをしていただきますように、お願い申し上げます。

なお、野鳥の取り扱い以外に、「落としカゴ」「鳥モチ」といった野鳥を捕獲するための猟具を扱っている店舗も散見されました。これは、お客さまが購入して無許可で野外で

使用すれば、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により処罰の対象になる道具ですが、ほとんどの店舗ではそのような表示もなく販売されております。これらの販売は、違法行為を助長することにつながりかねませんので、併せて適切な処置をお取り下さるよう、併せてお願いいたします。

ご承知のとおり、国内の山野等に生息している野鳥の捕獲や販売は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により原則として禁じられています。国内産の野鳥の飼養（ペットとして飼うこと）は、基本的に都道府県知事によりあらかじめ許可を受けた1世帯あたりメジロかホオジロのどちらか1羽のみ、という極めて限られた形でしか認められていません。しかし、日本国内に生息する種と同種の輸入個体は、国内で捕らえられた個体との区別が困難であるにも関わらず、これらの販売や飼養については、ワシントン条約の対象種を除いては規制がありません。これを悪用して、輸入個体と称して、密猟個体を販売するという事件が各地で跡を絶ちません。輸入業者の発行する「鳥獣輸入証明書」の類の文書が添付されていることもありますが、これは私文書で何ら公的証明能力がなく、密猟個体の売買を偽装するために不正使用されている事もあります。本年3月に東京都内で警視庁により大掛かりな野鳥の違法売買が摘発された際に、大量の「鳥獣輸入証明書」が見つかっており、この類の文書が適法性を証明し得ないことが露見しております。

このような犯罪が絶えないため、環境省では外国産と国内産のメジロ、ウグイスの識別のためのマニュアルを作成しており、これを使って各地の警察や都道府県行政では、密猟個体の違法売買について取締りを強めているところです。

そもそも、輸入野鳥についても、原産地で大量に捕獲されて日本へ輸入されてきており、中には日本から渡って行った先で捕獲されたと思われるケースもあります。また輸入の過程で死亡するケースも多いと思われます。現在の法律にはふれないとは言え、原産地の自然を破壊している可能性も強く、このような消費は地球環境の保全の観点からも、生命の尊重の観点からも、決して好ましいとは申せません。

また、近年はウエスト・ナイル熱や鳥インフルエンザといった、人や家禽の健康を脅かす感染症を持ちこんでしまう危険性から、複数の国からの野鳥の輸入そのものが規制されている状況です。

貴協会におかれましては、このような社会情勢についてよくご理解をいただいた上、適切な処置をお取り下さるよう、重ねてお願い申し上げます。

野鳥は許可を受けずに捕まえたり、 飼ったりすることはできません。



三重県は豊かな自然環境に恵まれ、多くの野生の鳥類が生息しています。

これらの野鳥は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(改正法)で保護されており、許可を受けずに捕獲はできません。もし、愛がん用として捕獲や飼養を行おうとする場合は、必ず許可や登録を受けていただく必要があります。ただし、その場合には、以下のような規制がありますので、決まりを守って、違法な捕獲・飼養を行わないようにお願いします。

なお、許可を受けずに、捕獲や飼養した場合は、

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(改正法)により、

(飼養) 50万以下の罰金、6ヶ月以下の懲役

(捕獲) 100万以下の罰金、1年以下の懲役

に罰せられます。(注)平成15年4月16日施行

☆現在、愛がん用として飼養できる野鳥は2種類です！

- ・愛がん用として登録して飼養できる野鳥は、ホオジロ、メジロの2種類のみです。
- ・その他の野鳥は飼養することができませんし、捕獲することもできません。

☆同一世帯内につき1羽です！

- ・愛がん用として飼養できる羽数は、種類にかかわらず同一世帯内につき1羽のみです。

☆メジロ、ホオジロを捕獲するには！

知事の許可が必要です。

- ・捕獲許可を受けるには、次の事項に該当しなければなりません。
 - (1) 申請する本人も含めて、同一世帯内に現に飼養している人がいないこと。
 - (2) 過去5年以内に愛がん飼養の目的で捕獲許可を受けたり、捕獲を依頼したことがないこと。
- ・3月から7月は繁殖期のため、許可できません。
- ・かすみ網を使用することは禁止です。
- ・捕獲できる場所は県内の一つの市町村内に限ります。
- ・捕獲場所として、認められない区域があります。
- ・未成年者には許可できません。



☆メジロ、ホオジロを飼養するには！

市町村に登録が必要です。

(1) 許可を受け捕獲したメジロ、ホオジロを飼養する場合

- ・捕獲許可を受け捕獲した野鳥は、30日以内に居住地の市町村で飼養登録を行い、規定の足環^{*}を装着しなければなりません。

(2) 許可を受け現に飼養登録されているメジロ、ホオジロを他の方から譲り受け飼養する場合

- ・鳥獣登録票とともにその鳥を譲り受けた方は、譲り受けた日から2週間以内に居住地の市町村に飼養登録を行わなければなりません。

^{*} 足環は、その鳥が飼養登録を受けた証明です。足環の取り外しをされると次年度以降の飼養登録が認められない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☆飼養登録について！



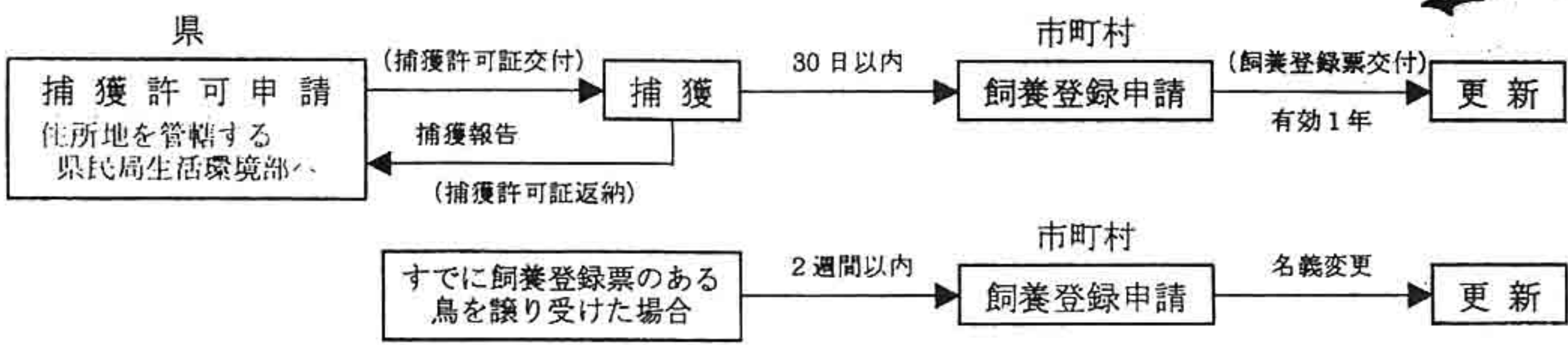
- ・飼養登録期間は1年間です。1年後には登録の更新を行う必要があります。
- ・飼養の登録を行った鳥に装着された足環は取り外してはいけません。
- ・飼養登録票を他人に使用（貸す）させたりすることは禁止されています。
- ・飼養登録期間中に逃げたり、死んだり、放鳥、又は飼養を取りやめたときは、飼養登録を行っている市町村に飼養登録票並びに足環を返納しなければなりません。
- ・飼養登録の更新は、同じ鳥に限ります。

☆違反捕獲鳥獣の譲渡禁止！

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反して捕獲された鳥獣は、これを譲り渡し、譲り受けたり、又は販売、加工してはいけません。
- ※ 違反した場合は、50万以下の罰金、6ヶ月以下の懲役に罰せられます。



☆飼養登録の手続き！



※本人に飼養する意志はなくても、他の方から捕獲を頼まれて捕獲した場合であっても、必ず一旦は捕獲した方が飼養登録を行わなければなりません。

☆お問い合わせ先！



○捕獲に関することは

・北勢地区	北勢県民局生活環境部	TEL 0593-52-0655
・中勢地区	津地方県民局生活環境部	TEL 059-223-5091
・松阪地区	松阪地方県民局生活環境部	TEL 0598-50-0568
・南勢志摩地区	南勢志摩県民局生活環境部	TEL 0596-27-5183
・伊賀地区	伊賀県民局生活環境部	TEL 0595-24-8142
・紀北地区	紀北県民局生活環境部	TEL 05972-3-3484
・紀南地区	紀南県民局生活環境部	TEL 05978-9-6937

○飼養登録に関することは

- ・居住地の市町村役場までお問い合わせください。

誤射防止
キャンペーン

その鳥は撃てません



狩猟者の皆様へ

狩猟期間中（11月5日～翌年2月15日）でも、法律で定められた狩猟鳥獣以外を捕獲できません。

ルールを守り、安全な狩猟を心がけましょう。

茨城県／社団法人茨城県猟友会／日本野鳥の会茨城支部

愛鳥家のみなさん

野鳥を飼うのはやめましょう！

野鳥はメジロ・ホオジロに限り、許可を受けて1世帯1羽のみ捕獲し愛がん飼養することが法で認められています。しかし、岩手県ではこの10数年間許可を出していません。野鳥は自然のままに楽しむべきだという精神からです。

愛鳥家のみなさん、野鳥はたとえ「鳥獣輸入証明書」がついていても、かごで飼うのはやめましょう。野鳥はどここの国でも減っています。

野鳥は緑の番人で、わたしたちのよき友人です。鳥かごに拉致して可愛がるのではなく、自然の中で楽しみましょう。お願いします。

岩手県宮古地方振興局保健福祉環境部

岩手県宮古警察署

岩手県鳥獣保護員協議会

日本鳥類保護連盟岩手支部

日本野鳥の会岩手県連絡協議会

日本野鳥の会宮古支部



メジロ

野鳥は自然の中においてこそ
美しいものです。
自然の中で観察しましょう。



ホオジロ

野生の鳥や獣を捕まえたり、飼ったりするには許可が必要です

許可を得て飼養できる鳥は、メジロ、ホオジロ、のうちいずれか一羽で、一世帯一羽までに限られます。

※このポスターは再生紙を使用しています。

※詳しくは、県庁生活環境課自然保護係又は西臼杵支庁・各農林振興局林務課にお尋ねください。

県庁生活環境部生活環境課自然保護係
 西臼杵支庁林務課林政課
 東臼杵農林振興局林務課林政係
 児湯農林振興局林務課林政係
 中部農林振興局林務課林政係
 西諸県農林振興局林務課林政係
 北諸県農林振興局林務課林政係
 南那珂農林振興局林務課林政係

宮崎市橋通東2丁目10番1号
 高千穂町大字三田井22
 延岡市愛宕町2丁目15
 高鍋町大字北高鍋字中須ノ三3870-1
 宮崎市橋通東1丁目9番10号
 小林市大字細野367番地2
 都城市北原町24街区21
 日南市戸高1丁目12番地1

☎0985-26-7291
 ☎0982-72-3178
 ☎0982-32-6157
 ☎0983-22-1350
 ☎0985-26-7283
 ☎0984-23-4725
 ☎0986-23-4508
 ☎0987-23-4317

Imported birds are sold freely in Japan, including those of the same species protected in Japan.

日本産と同種の野鳥が販売されている
2003年・全国野鳥販売実態調査

English name	Species & Subspecies	種名
Mandarin Duck	<i>Aix galericulata</i>	オシドリ
Steller's Sea Eagle	<i>Haliaeetus pelagicus</i>	オオワシ
Goshawk (or Northern Goshawk)	<i>Accipiter gentilis</i>	オオタカ
Sparrowhawk (or Northern Sparrowhawk)	<i>Accipiter nisus</i>	ハイタカ
Golden Eagle	<i>Aquila chrysaetos</i>	イヌワシ
Peregrine Falcon	<i>Falco peregrinus</i>	ハヤブサ
Hobby (or Northern Hobby)	<i>Falco subbuteo</i>	チゴハヤブサ
Merlin	<i>Falco columbarius</i>	コチョウゲンボウ
Kestrel (or Eurasian Kestrel)	<i>Falco tinnunculus</i>	チョウゲンボウ
Japanese Quail	<i>Coturnix japonica</i>	ウズラ
Demoiselle Crane	<i>Anthropoides virgo</i>	アネハヅル
Japanese Green Pigeon	<i>Sphenurus sieboldii</i>	アオバト
Eagle Owl (or Eurasian Eagle Owl)	<i>Bubo bubo</i>	ウシミミズク
Long-eared Owl	<i>Asio otus</i>	トラフズク
Short-eared Owl	<i>Asio flammeus</i>	コシミズク
Collared Scops Owl	<i>Otus lempiji</i>	オオコノハズク
Skylark (or Common Skylark)	<i>Alauda arvensis</i>	ヒバリ
Olive-backed Pipit	<i>Anthus hodgsoni</i>	ピンズイ
Brown-eared Bulbul	<i>Hypsipetes amaurotis</i>	ヒヨドリ
Waxwing (or Bohemian Waxwing)	<i>Bombycilla garrulus</i>	キレンジャク
Japanese Waxwing	<i>Bombycilla japonica</i>	ヒレンジャク
Wren (Brit.) or Winter Wren (US)	<i>Troglodytes troglodytes</i>	ミノサザイ
Japanese Robin	<i>Erithacus akahige</i>	コマドリ
Rufous-tailed Robin	<i>Luscinia sibilans</i>	シマゴマ
Siberian Rubythroat	<i>Luscinia calliope</i>	ノゴマ
Siberian Blue Robin	<i>Luscinia cyane</i>	コルリ
Red-flanked Bushrobin	<i>Tarsiger cyanurus</i>	ルリビタキ
Daurian Redstart	<i>Phoenicurus auroreus</i>	ジョウビタキ
Blue Rockthrush	<i>Monticola solitarius</i>	イソヒヨドリ
Siberian Thrush	<i>Turdus sibiricus</i>	マミジロ
Grey Thrush	<i>Turdus cardis</i>	クロツグミ
Brown Thrush	<i>Turdus chrysolaus</i>	アカハラ
Pale Thrush	<i>Turdus pallidus</i>	シロハラ
Dusky Thrush	<i>Turdus naumanni</i>	ツグミ
Bearded Tit	<i>Panurus biarmicus</i>	ヒゲガラ
Bush Warbler (or Japanese Bush Warbler)	<i>Cettia diphone</i>	ウグイス
Goldcrest	<i>Regulus regulus</i>	キクイタダキ
Tricolored Flycatcher	<i>Ficedula zanthopygia</i>	マミジロキビタキ
Narcissus Flycatcher	<i>Ficedula narcissina</i>	キビタキ
Blue-and-white Flycatcher	<i>Cyanoptila cyanomelana</i>	オオルリ
Grey-spotted Flycatcher	<i>Muscicapa griseisticta</i>	エソビタキ
Black Paradise Flycatcher	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>	サンコウチョウ
Long-tailed Tit	<i>Aegithalos caudatus</i>	エナガ
Yezo White-headed Long-tailed Tit	<i>Aegithalos caudatus japonicus</i>	シマエナガ
Willow Tit	<i>Parus montanus</i>	コガラ
Coal Tit	<i>Parus ater</i>	ヒガラ
Varied Tit	<i>Parus varius</i>	ヤマガラ
Great Tit	<i>Parus major</i>	シジュウカラ
Japanese White-eye	<i>Zosterops japonicus</i>	メジロ
Siberian Meadow Bunting	<i>Emberiza cioides</i>	ホオジロ
Yellowhammer	<i>Emberiza citrinella</i>	キアオジ
Rustic Bunting	<i>Emberiza rustica</i>	カシラダカ
Yellow-throated Bunting	<i>Emberiza elegans</i>	ミヤマホオジロ
Yellow-breasted Bunting	<i>Emberiza aureola</i>	シマアオジ
Japanese Yellow Bunting	<i>Emberiza sulphurata</i>	ノジコ
Black-faced Bunting	<i>Emberiza spodocephala</i>	アオジ
Grey Bunting	<i>Emberiza variabilis</i>	クロジ
Chaffinch	<i>Fringilla coelebs</i>	ズアオアトリ
Brambling	<i>Fringilla montifringilla</i>	アトリ
Oriental Greenfinch	<i>Carduelis sinica</i>	カワラヒワ
Siskin (or Eurasian Siskin)	<i>Carduelis spinus</i>	マヒワ
Redpoll (or Common Redpoll)	<i>Carduelis flammea</i>	ベニヒワ
Common Rosefinch	<i>Carpodacus erythrinus</i>	アカマシコ
Crossbill (or Red Crossbill)	<i>Loxia curvirostra</i>	イスカ
Long-tailed Rosefinch	<i>Uragus sibiricus</i>	ベニマシコ
Bullfinch (or Eurasian Bullfinch)	<i>Pyrrhula pyrrhula</i>	ウソ
Red-bvea sted Bull-finch	<i>Pyrrhula pyrrhula rosacea</i>	アカウソ
Rufous-vented Bull-finch	<i>Pyrrhula pyrrhula cassinii</i>	ベニバラウソ
Yellow-billed Grosbeak	<i>Eophona migratoria</i>	コイカル
Masked Grosbeak	<i>Eophona personata</i>	イカル
Hawfinch	<i>Coccothraustes coccothraustes</i>	シメ
Chestnut-cheeked Starling	<i>Sturnus philippensis</i>	コムクドリ
Black-naped Oriole	<i>Oriolus chinensis</i>	コウライウグイス
Jay (or Eurasian Jay)	<i>Garrulus glandarius</i>	カケス
Carrion Crow	<i>Corvus corone</i>	ハシボソガラス

野鳥のすり替えが行われています (日本のメジロは特に声が美しくよく鳴く)

Poached Japanese birds are switched and disguised as imported birds



外国産メジロ
Imported white-eyes



輸入証明書 (任意団体発行)
The so-called "Import certificates"
(issued by a bird dealers' guild)



密猟された国内産メジロ
Domestic white-eyes
(*Zosterops japonica simplex*)

個体のすり替えが行われる
Poached white-eyes are switched
and disguised as imported birds



「輸入証明書」を添付し国産メジロを外国産として販売する
Domestic white-eyes are fraudulently sold as imported birds accompanied
with the "import certificates."

密猟現場

The scene of poaching



捕獲に大した時間はかからない
Poaching does not take much time.

メジロの「鳴き合わせ会」
は暴力団の資金源になって
いる?
White-eyes singing contests
Gangsters fund raising



天然記念物の野鳥に
外国産の輸入証明書を付けて売っていた。
Endemic bird is sold with an
import certificate.



警察が押収した密猟道具 (かすみ網、おとり等)
Poaching tools: mist nets and lures
Forfeited by police.



野鳥で一杯の密猟者宅の風呂場
Poacher's bathroom: Full of birds!



堂々と密猟したメジロで鳴き合わせ会が行われる
Song contest of poached native white-eyes are
held in broad daylight.



野鳥の輸入と輸入によって引き起こされる問題

Birds trade problems in Japan

Most of wild birds inhabiting Japan are prohibited for commercial use. Only a few wild bird species can be kept in cages with permission by Wild Life Protection and Hunting Law. Most of birds for pets are imported from abroad. Any birds except those listed in the CITES are imported without permission. In imported statistics, the number of live birds, mostly for pets, was 624,000 in 2001, 168,245 in 2002, and 121,114 in 2003. Imported live birds escape accidentally or are released, and thus 39 bird species are naturalized.

Though species name are declared in the application of importing birds, species names and the number of species are not statistically analyzed in the foreign trade statistic issued by the Ministry of Finance. Among imported birds, species common to Japanese native birds are included, which are probably different subspecies, or different populations of the native species.

Seventy-two imported bird species being the same species as native ones were soled in 166 of 468 pet shops, and other 261 non-native ones were also sold, in the survey of 2003 (Wild Bird society of Japan, 2003).. Imported certificates are attached in the cages of imported birds. The imported certificates issued by a NGO are only clue to show whether birds in pet shops are imported or not.

Most popular birds imported are those of the genus *Zosterops* (Chestnut-flanked White-eye *Z. erythropleura* Japanese white-eyes *Z. japonica simplex*, and Oriental White-eyes *Z. palpebrosus*). In Japan, some people favor the song contest of the native white-eyes (*Z. japonica*). Citizens are required to obtain the special permission to keep the white-eye by the law of Wild Life Protection and Hunting Law. For this reason, some pet shops illegally sell native white-eyes with the import certificates as non-native white-eyes. Thus, Japanese white-eyes are sold in good price at pet shops as well as at black markets. Particularly in 1989, a total of 65,000 white-eyes were imported mainly from China. However, such imported white-eyes different subspecies from Japanese white-eyes are hardly exhibited at pet shops, and they are released. There are so far no evidences that imported white-eyes establish in Japanese ecosystems. However, we are very much concerned about the possibility of generic contamination and/or replacement of native white-eyes with different subspecies from abroad.

We (the National Wild Bird Poaching Countermeasure of Japan) have kept actively strong campaign against illegal captures of wild birds using with mist nets since 1992. We strongly expect to a more tight new law to prohibit buying and selling mist nets, which are legal acts at present, though using mist nets is illegal,

日本では、在来の野生鳥の大部分は販売が禁止されており、ごくわずかの種を除いて、愛玩用の飼養も禁止されている（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）。そのため、愛玩のために飼育される鳥類の多くは海外から輸入されている（日本では、鳥類はワシントン条約対象種以外は、自由に輸入できる）。輸入統計によると、愛玩用の鳥類は2001年に624000羽、2002年に168245羽、2003年に121114羽が輸入された。こうした輸入鳥のうち、籠抜けするものや、意図的に放されるものもあり、野生化が確認された外来鳥は39種に及ぶ。

輸入される鳥類の種類は貿易統計の中で明らかにされていない。これらの輸入される鳥類の中には、明らかに外国産とは区別が難しい日本在来の種と同種や亜種、地域個体群も含まれている。我々は、どのような種類の鳥類が輸入され、販売されているのかを知るために、鳥類販売店調査を行った。2003年の調査では、468の鳥類販売店を調べたところ、166店で72種の日本と同種の鳥が売られていた。また、261種の日本に分布しない鳥類が販売されていた（日本野鳥の会 2003）。販売店では、輸入されたものであることを証明するために、それぞれの籠に、任意団体が発行した「鳥獣輸入証明書」をつけている。この証明書は（法的になんら意味は無いが）、輸入鳥であることがわかる唯一の手がかりである。

悪用される輸入鳥たち

輸入鳥の中で最も数多く輸入されて来たのは、メジロ類である（チョウセンメジロ *Zosterops erythropleurus* ヒメメジロ *Z. japonica simplex*、ハイバラメジロ *Z. palpebrosus*）。日本ではメジロ *Z. japonica* を飼育して鳴き声を楽しむだけでなく、鳴き声の優劣を争う競技が一部の愛好家によって行われてきた。しかしながら、日本の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」では、特別な許可を得なければメジロを一般市民が飼育することができない。そのため、悪質な販売店では、海外のメジロを販売すると称して、日本のメジロとすり替える行為が行われている。日本在来のメジロは高価に売買される。最も多かった1989年のデータでは、65000羽のメジロが主に中国から輸入された。輸入されたメジロが販売店の店頭に並ぶことはほとんど無く、密猟された日本在来のメジロとすり替えられ、日本産のメジロに「鳥獣輸入証明書」がつけられて売られ、一見、合法的販売であるように見せかけられるのである。

すり替えられたメジロの多くは野外に放されたという。これまで、チョウセンメジロやヒメメジロが野外で定着した証拠はないが（他の輸入鳥の種でも在来種とのすり替えが行われており）、これらの鳥類による遺伝子汚染や置き換わりが懸念されている。

我々は、野鳥を無差別に捕獲するとして、かすみ網の使用は無論のこと所持・販売禁止の法改正後、野鳥密猟問題の抜本的な解決のために平成4年、全国野鳥密猟対策連絡会（密対連）は京都で発足し活動を続けている。

代表 : 大塚 之稔 (財) 日本野鳥の会岐阜県支部長

事務局 : 〒 616-8211 京都市右京区常盤御池町 21-4

(日本野鳥の会京都支部 事務所内 Tel・fax 075(864)0777

<http://www.tatsutomi.co.jp/mittairen/>

会計監査 : 橋本 正弘 (日本野鳥の会大阪支部保護部長)

運営 : 密対連実行委員会 (会則第条6条に基づく)

【実行委員会】

団体 : (財) 日本野鳥の会自然保護室

日本野鳥の会東京支部 (支部長 西村 眞一)

日本野鳥の会愛知県支部 (支部長 高木 清和)

日本野鳥の会岐阜県支部 (支部長 大塚 之稔)

日本野鳥の会京都支部 (支部長 田淵 章)

事務局業務担当

総括	中村 桂子
会計・会員管理	藤井 邦彦
普及・啓発	滝沢 敏子
m-管理	花岡 裕明
HP管理	達富 康史
データ管理	西村 公志
会員管理	藤井 邦彦

個人

佐々木 和治	(愛知県)
加藤 倫敦	(愛知県)
佐藤 武男	(愛知県)
澤島 武徳	(岐阜県)
新宅 正和	(広島県)
中村 滝男	(高知県)
福井 強志	(岐阜県)
馬場 裕	(東京都)
山内美登利	(徳島県)
山崎 悦子	(群馬県)
西村 泉	(三重県)
久下 直哉	(大阪府)

アドバイザー

大城 明夫 (種の識別)

花輪 伸一 (WWFjapan)

坂元 雅行 (森の風法律事務所・弁護士)

密対連・会則

第1条 名称：この会を「全国野鳥密猟対策連絡会」以下「会」という

第2条 目的：全国の野鳥保護を目指す関係者が団結して各地の密猟対策に取り組み、密猟の根絶を目指す

第3条 活動：本会は前条の目的達成のために次の活動を行う

1. 野鳥保護の普及、啓蒙
2. 密猟問題に関する情報の交換
3. 全国大会の開催
4. 野鳥の原則輸入禁止に向けての諸活動
5. その他、野鳥の密猟根絶に必要な活動（現地調査、広報活動など）
6. 総会を年に1度行い（4月第2日曜日）最高の決議機関とする
7. 総会の議決は出席者数の過半数をもって成立する

第4条 構成員：年会費を納めた（財）日本野鳥の会会員並びに全国の野鳥保護を目指す個人又は団体や法人によって構成する

第5条 事務局：別途定める（付則1）

第6条 運営：実行委員会が行う

第7条 運営費

①年会費

個人会費

1口以上（1口 2,000）

団体会費

1口以上（1口 5,000）

②賛助会費

1口以上（1口10,000）

③助成金

④寄付金

⑤その他

第8条 監査：会計監査役を設ける

第9条 事業：本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる

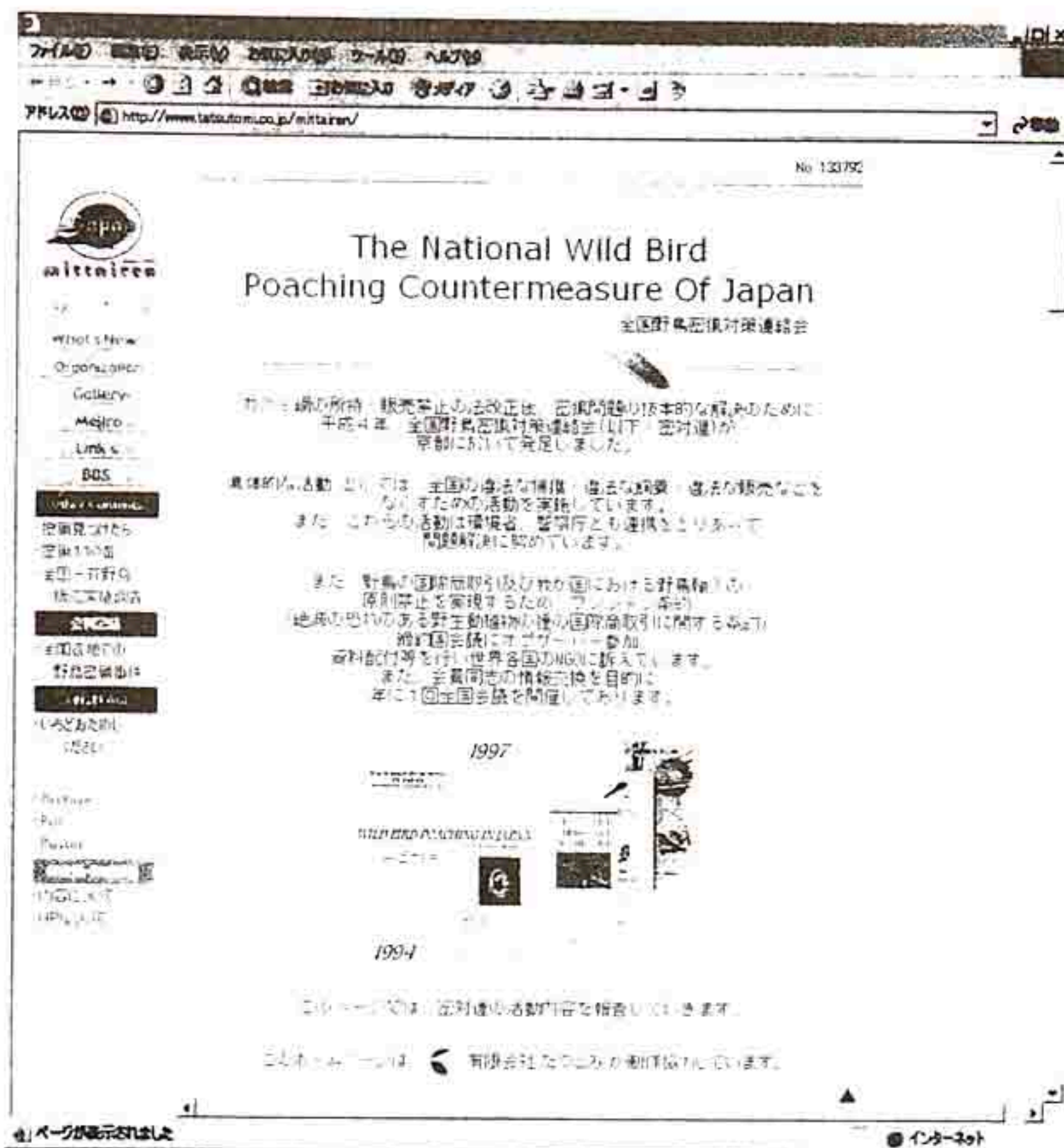
付則1：（財）日本野鳥の会京都支部事務所内に置く

2：本会則は1993年（平成5年）8月22日から実施する

本会則は2001年（平成13年）4月8日から実施する

全国野鳥密猟対策連絡会のホームページ

<http://www.tatsutomi.co.jp/mittairen/>



密猟110番 送信フォーム

<http://www.tatsutomi.co.jp/mittairen/m110b/>

「密猟対策マニュアル」作成中！

◆密対連では平成17年度、独立行政法人環境再生保全機構から助成金を受けて事業を実施しています。その中で現在「密猟対策マニュアル」を作成中で、日本野鳥の会の全国支部を対象に密猟問題に関するアンケートを実施しています。下記、抜粋でお知らせします。

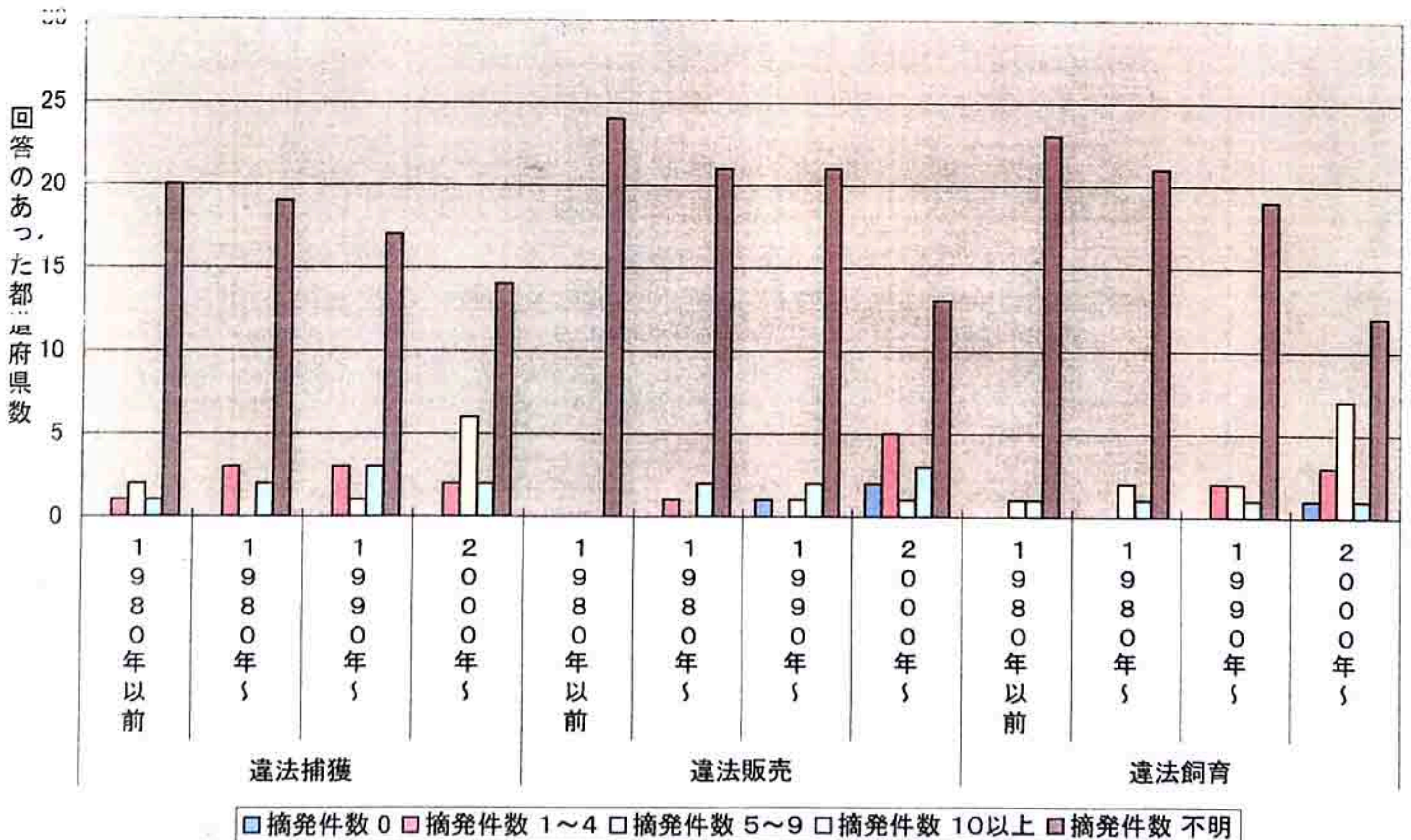
アンケート回答数

北海道	函館、滝川
東北	岩手、青森、山形
関東	東京2、埼玉、神奈川、群馬
甲信越	新潟2、長野
中部	岐阜、愛知、静岡2、
近畿	大阪、三重、京都、奈良、和歌山、兵庫
中国	鳥取、広島
四国	香川、高知、徳島
九州	

現時点での問題(複数回答可)

		北海道	東北	関東	甲信越	中部	近畿	中国	四国	計
行政や警察	行政や警察の弱腰		1	1	1	1				4
	関係機関との連携が出来ていない				1	1				2
	取り合ってもらえなかった								1	1
	行政や警察の知識不足						1			1
	警察の初動体制の不備					1			1	2
人材	調査を指導するものの不足				1					1
	調査員の不足	1	1	2	1	1	4		1	11
輸入証明書	輸入証明書への対応		1	1	1					3
人間関係	友人知人へは言いにくい		1							1
	調査者への嫌がらせ		1							1
内部問題	野鳥の会支部や会員の関心の低さ			1	2	1				4
摘発の問題	密猟のゲリラ化により摘発が困難になっている					1				1
	権限がない	1								1
	密猟の多様化					1				1
	店内部まで踏み込めない			1						1
リハビリ施設	押収した鳥のリハビリ施設や人員の不足								2	2
市民の認識不足	一般市民への啓蒙の不足					1	1			2
計		2	5	6	7	8	6	0	5	39

都道府県ごとの環境犯罪の件数



都道府県野生生物保護 担当部署一覽

警察・行政

平成 17 年 1 2 月 3 日現在
全国野鳥密猟対策連絡会

警察本部・野鳥犯罪担当部署リスト

名前	課	番号
警察庁・生活安全局生活環境課生活経済対策室		03-3581-0141
1 北海道警察本部	生活安全部生活環境課	011-251-0110
2 青森県警察本部	生活安全部生活環境課	017-723-4211
3 岩手県警察本部	生活安全部生活環境課危険物係	019-653-0110
4 宮城県警察本部	生活安全部生活環境課	022-221-7171
5 秋田県警察本部	生活安全部生活環境課	018-863-1111
6 山形県警察本部	生活安全部生活保安課	023-626-0110
7 福島県警察本部	生活安全部生活環境課	024-522-2151(F内2929)
8 茨城県警察本部	生活安全部生活環境課	029-301-0110
9 栃木県警察本部	生活安全部生活保全課	028-621-0110
10 群馬県警察本部	生活安全部生活環境課生活経済係	027-243-0110
11 埼玉県警察本部	生活安全部薬物銃器対策課	048-832-0110
12 千葉県警察本部	生活安全部環境犯罪課	043-227-9131
13 警視庁	生活安全部生活環境課環境第2係	033-581-4320
14 神奈川県警察本部	生活安全部生活経済課銃器危険物係	045-211-1212(F3422)
15 新潟県警察本部	生活安全部生活保安課	025-285-0110
16 富山県警察本部	生活安全部生活環境課	076-441-2211
17 石川県警察本部	生活安全部生活環境課	076-225-0110
18 福井県警察本部	生活安全部保安課	0776-22-2880(F3169)
19 山梨県警察本部	生活安全部企画課	055-235-2121
20 長野県警察本部	生活安全部保安課	026-233-0110(F3579)
21 岐阜県警察本部	生活安全部生活環境課	058-271-2424
22 静岡県警察本部	生活安全部生活環境課	054-271-0110
23 愛知県警察本部	生活安全部生活安全課	052-951-1611(F3199)
24 三重県警察本部	生活安全部生活環境課	059-222-0110(内3264)
25 滋賀県警察本部	生活安全部生活保安課	T/F 0775-22-1231
26 京都府警察本部	生活安全部生活対策課	075-451-9111
〃	生活経済課(希少種関連等)	075-451-9111(内3381)
〃	生活安全企画課ハイテク犯罪対策室	075-451-9111(内3490)
27 大阪府警察本部	生活安全部保安課(内31661)	06-6943-1234 F5394
28 兵庫県警察本部	生活安全部生活環境課	078-341-7441(内3591)
29 奈良県警察本部	生活安全部生活環境課	0742-23-0110 F24-1118
30 和歌山県警察本部	生活安全部生活安全企画課	073-423-0110(内2651)
31 鳥取県警察本部	生活安全部生活保安課	0857-23-0110
32 島根県警察本部	生活安全部生活保安課	0852-20-0110
33 岡山県警察本部	生活安全部生活環境課	086-234-0110
34 広島県警察本部	生活安全部銃器薬物対策課	082-228-0110
35 山口県警察本部	生活安全部生活環境課	083-933-0110
36 徳島県警察本部	生活安全部生活環境課	088-622-3101
37 香川県警察本部	生活安全部生活環境課	087-833-0110
38 愛媛県警察本部	生活安全部生活環境課	089-931-9110
39 高知県警察本部	生活環境部生活環境課	088-826-0110
40 福岡県警察本部	生活安全部生活経済課	092-641-4141
41 佐賀県警察本部	生活安全部生活環境課	0952-24-1111
42 長崎県警察本部	生活安全部生活経済環境課	095-820-0110
43 熊本県警察本部	生活安全部生活環境課	096-381-0110
44 大分県警察本部	生活安全部森との共生推進室	097-536-1111
45 宮崎県警察本部	生活安全部生活環境課	0985-31-0110
46 鹿児島県警察本部	生活安全部生活環境課	099-206-0110
47 沖縄県警察本部	生活安全部生活保安課	098-862-0110

No.	県庁名	部(局)課(室)名	係(班)名	代表電話番号	内線	直通電話番号	FAX
1	北海道庁	環境生活部環境室自然環境課	野生鳥獣グループ	011-231-4111	24393、24392		011-232-6790
2	青森県庁	環境生活部自然保護課	自然環境グループ		6506	017-734-9257	017-734-8072
3	岩手県庁	環境生活部自然保護課	野生生物担当		5371、5375	019-629-5371	019-629-5379
4	宮城県庁	環境生活部自然保護課	鳥獣保護班		2673	022-211-2673	022-211-2693
5	秋田県庁	生活環境文化部自然保護課	調整・自然環境班			018-860-1613	018-860-3835
6	秋田県庁	農林水産部森林整備課	森林保護班			018-860-1942	018-860-3899
7	山形県庁	文化環境部環境保護課	自然環境担当			023-630-2206	023-630-2133
8	福島県庁	生活環境部環境共生領域	自然保護グループ		2828	024-521-7210	024-521-7928
9	茨城県庁	生活環境部環境政策課	自然鳥獣保護グループ		2943~2946	029-301-2946	029-301-2949
10	栃木県庁	林務部自然環境課	自然保護担当			028-623-3261	028-623-3212
11	群馬県庁	環境・森林局自然環境課	野生動植物グループ		2,874、2875	027-226-2874	027-225-0077
12	埼玉県庁	環境防災部みどり自然課	野生生物担当		3154	048-830-3154	048-830-4775
13	千葉県庁	環境生活部自然保護課	鳥獣管理対策室			043-223-2972,2058	043-225-1630
14	東京都庁	環境局自然環境部計画課	鳥獣保護管理担当		42-661~663	03-5388-3504,3505	03-5388-1379
15	神奈川県庁	環境農政部緑政課	野生生物班		4319、4320	045-210-4319	045-210-8848
16	新潟県庁	県民生活・環境部環境企画課	鳥獣保護係		2697	025-280-5152	025-280-5166
17	富山県庁	生活環境部自然保護課	野生生物係		2694、2704	076-444-3397	076-444-4430
18	石川県庁	環境安全部自然保護課	自然共生推進グループ		4265、4270	076-225-1477	076-225-1479
19	福井県庁	福祉環境部自然保護課	自然環境保全グループ		2465	0776-20-0306	0776-20-0635
20	山梨県庁	森林環境部みどり自然課	自然保護担当		6503~6508	055-223-1520	055-223-1559
21	長野県庁	林務部森林保全課	森林鳥獣保護ユニット		3255、3256、	026-235-7273	026-234-0330
22	岐阜県庁	健康福祉環境部環境局自然環境森林室	鳥獣保護グループ	058-272-1111	2725		058-277-5458
23	静岡県庁	環境森林部環境総室自然保護室	野生生物係			054-221-2524	054-221-3278
24	愛知県庁	環境部自然環境課	自然環境グループ			052-954-6230	052-963-3526
25	三重県庁	環境森林部自然環境部	野生生物グループ			059-224-2578	059-224-2070
26	滋賀県庁	琵琶湖環境部自然環境保全課	野生生物担当			077-528-3483	077-528-4846
27	京都府庁	農林水産部森林保全課	野生動物対策室			075-414-5022	075-414-5010
28	大阪府庁	環境農林水産部緑整備室緑推進課	野生動物グループ			06-6944-6239	06-6949-1056
29	兵庫県庁	農林水産部農林水産局森林動物共生室	野生動物保護管理担当			078-362-3463	078-362-3954
30	奈良県庁	農林部森林保全課	森林環境保全グループ			0742-27-7480	0742-23-8000
31	和歌山県庁	環境生活部環境政策局環境生活総務課	自然環境室			073-441-2779	073-433-3590
32	鳥取県庁	生活環境部環境政策課	自然環境保全担当			0857-26-7872、7877	0857-26-7561
33	島根県庁	農林水産部森林整備課	鳥獣対策室			0852-22-6549	0852-22-5160
34	岡山県庁	生活環境部自然環境課	自然保護班			086-226-7310	086-224-7572
35	広島県庁	環境生活部環境局環境創造総室自然環境保全室	野生生物グループ			082-511-6705	082-511-6705
36	山口県庁	環境生活部自然保護課	自然・野生生物保護班			083-933-3050	083-933-3069
37	徳島県庁	県民環境部環境局環境企画課自然共生室	いきものふれあい担当			088-621-2262	088-621-2845
38	香川県庁	環境森林部環境・水政策課自然保護室	総務・野生生物グループ			087-832-3212	087-863-1178
39	愛媛県庁	県民環境部環境局自然保護課	野生生物係			089-912-2368	089-934-1461
40	高知県庁	企画振興部鳥獣対策室				088-823-9039	088-823-9258
41	福岡県庁	水産林務部緑化推進課	保護係			092-643-3550	092-643-3541
42	佐賀県庁	農林水産商工本部生産振興部生産者支援課	中山間地域・鳥獣対策担当			0952-25-7113	0952-25-7271
43	長崎県庁	県民生活環境部	野生生物班			095-826-6715	095-820-7647
44	熊本県庁	環境生活部自然保護課	野生鳥獣班			096-383-1834	096-384-5135
45	大分県庁	農林水産部林務管理課	環境保護係	097-536-1111	3785,3876		097-534-1693
46	宮崎県庁	環境森林部自然環境課	自然保護担当		2322	0985-26-7291	0985-38-8489
47	鹿児島県庁	環境生活部環境保護課	野生生物係		2616	099-286-2616	099-286-5546
48	鹿児島県庁	林務水産部森林保全課	保護猟政係		3394	099-286-3394	099-286-5611
49	沖縄県庁	文化環境部自然保護課	自然保護班		2243	098-866-2243	098-866-2240

輸入規制と愛玩飼養について

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室

横山 昌太郎

輸入規制について

鳥類の輸入の現状

(単位:羽)

	猛禽類	はと目	その他のもの	合計
2002年	3,873	3,638	133,633	141,144
2003年	3,179	4,606	102,267	110,052
2004年	1,920	3,829	49,022	54,771

※財務省貿易統計より
統計には"おうむ目"もあるが、おうむ目に在来種はないので省略した。

(参考) 国別輸入数 (2003年、2004年)

【2003年】		【2004年】	
1位 台湾	28,104羽	1位 台湾	7,897羽
2位 パキスタン	20,603羽	2位 ギニア	7,451羽
3位 韓国	16,636羽	3位 フランス	7,249羽

鳥類の輸入に関する各種法律

- ・関税法
- ・外国為替及び外国貿易法
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- ・絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・外来生物法
- ・家畜伝染病予防法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

第26条 鳥獣(その加工品であって環境省令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)又は鳥類の卵であって環境省令で定めるものは、当該鳥獣又は鳥類の卵が適法に捕獲若しくは採取をされたこと又は輸出が許可されたことを証する外国の政府機関その他環境大臣が定める者により発行された証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、当該鳥獣若しくは鳥類の卵の捕獲若しくは採取又は輸出に関し証明する制度を有しない国又は地域として環境大臣が定める国又は地域から輸入する場合は、この限りでない。

規制の対象種等

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第25条)

1. 規制の対象種(鳥類)

オシドリ、ヤマドリ、ヒバリ、コマドリ、ノゴマ、コルリ、ツグミ、ウグイス、キビタキ、オオルリ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロ、ホオジロ、ミヤマホオジロ、ノジコ、カワラヒワ、マヒワ、イスカ、ウソ、コイカル、イカル

以上、23種

2. 規制される加工品(鳥類)

オシドリ … はく製、標本及び羽毛製品
ヤマドリ … はく製、標本及び羽毛製品

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

第26条 鳥獣(その加工品であって環境省令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)又は鳥類の卵であって環境省令で定めるものは、当該鳥獣又は鳥類の卵が適法に捕獲若しくは採取をされたこと又は輸出が許可されたことを証する外国の政府機関その他環境大臣が定める者により発行された証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、当該鳥獣若しくは鳥類の卵の捕獲若しくは採取又は輸出に関し証明する制度を有しない国又は地域として環境大臣が定める国又は地域から輸入する場合は、この限りでない。

証明制度を有する国又は地域

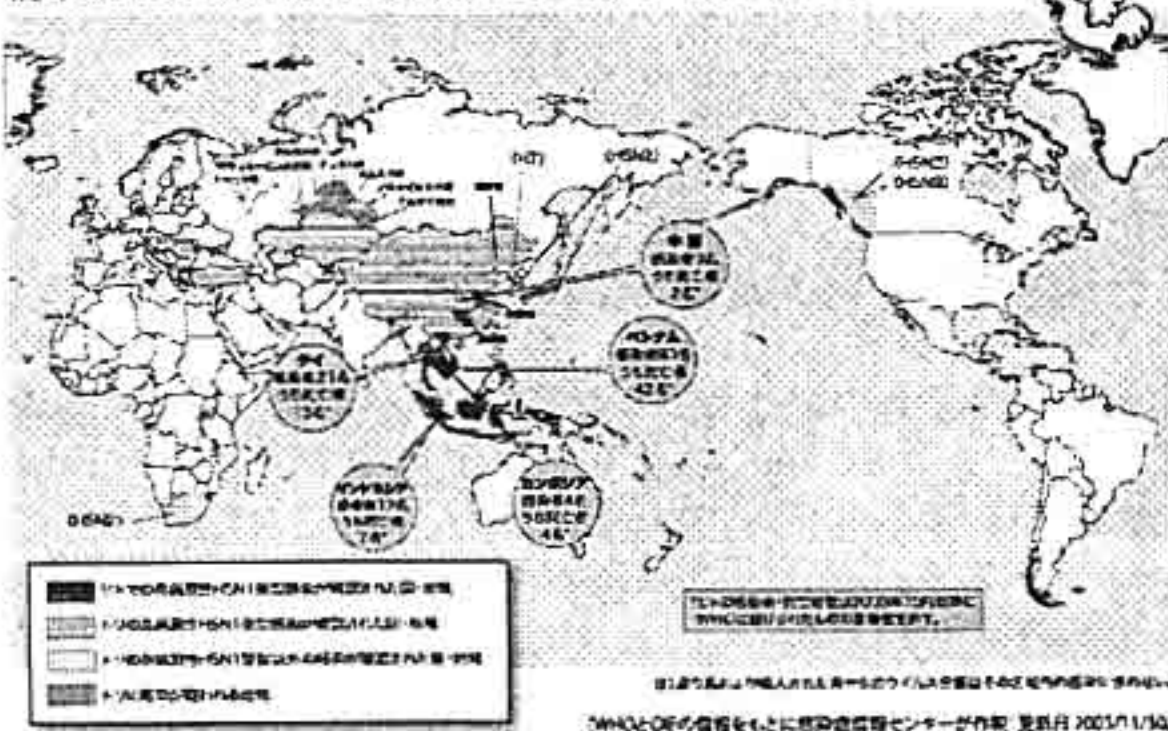
アルゼンチン、インドネシア、ウクライナ、カナダ、シンガポール、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ブラジル、ペルー、ベルギー、香港、マレーシア、メキシコ、ラオス

以上、16カ国・地域。

これらの国・地域以外からの輸入については、規制されない。

(参考)鳥インフルエンザ(H5N1)の発生状況

鳥インフルエンザの公式発表にもとづく分布 (2004年6月以降)



(参考)鳥インフルエンザによる輸入の停止について

鳥インフルエンザ発生により家きん、野鳥等の輸入が停止されている国(地域)

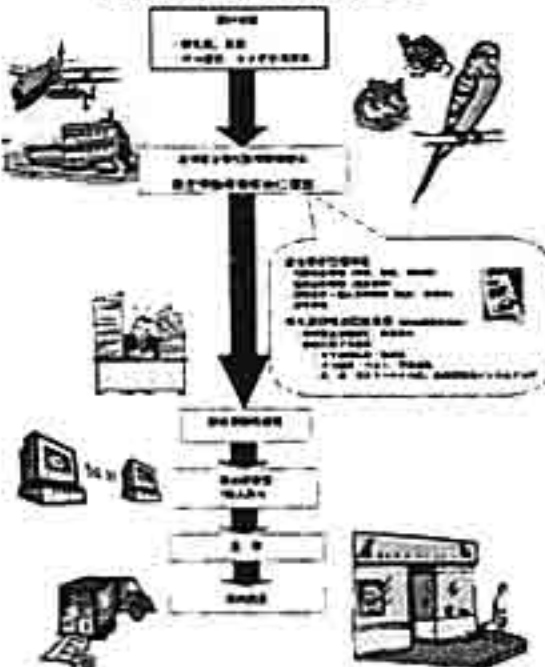
※ H17年11月21日現在
※一部の州のみが対象となっている国も含む。

フィリピン、北朝鮮、中国、モンゴル、ラオス、パキスタン、カンボジア、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、イタリア、マカオ、香港、カナダ、アメリカ、メキシコ、ロシア、カザフスタン、トルコ、ルーマニア、南アフリカ

以上、22カ国(地域)

(参考)感染症予防法に基づく動物の輸入届出制度

動物の輸入届出制度の概要



【届出の対象となる動物】

- ・哺乳類、鳥類
- ・げっ歯目、うさぎ目の死体

【概要】

対象動物の輸入に当たっては、
 ①動物の種類、輸出者、輸入者の情報、等の届出
 ②輸出国政府が発行する衛生証明書の提出
 をしなければならない。

※厚生労働省HPより

衛生証明書の内容

- 1 輸出の際に、ウエストナイル熱及び高病原性鳥インフルエンザの臨床症状を示していないこと。
- 2 出生以来飼養されていたものにあつては、日本国が加盟している国際機関(OIE、WHOなど)が高病原性鳥インフルエンザの発生していないとする地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域で、保管施設(蚊の侵入を防止するための措置が講じられているものに限る。)において、過去21日間又は出生以来保管されていたこと。
- 3 出生以来飼養されていたもの以外のものにあつては、指定地域で、検疫施設(蚊の侵入を防止するための措置が講じられているものに限る。)において、過去21日間又は出生以来係留されていたこと。

※ 鳥類の死体は、届出対象ではない。

鳥獣保護制度の見直しについて

～野生鳥獣保護管理検討会における検討結果について～

- 平成11年鳥獣保護法改正時の附帯決議等に対応して、今後の鳥獣保護及び狩猟のあり方について検討のため、平成14年1月に設置。

○委員構成

赤坂 猛	北海道環境保全課長
小畑 賢	(社)大日本猟友会 専務理事
加藤 峰夫	横浜国立大学経済学部 教授
幸丸 政明	岩手県立大学総合政策学部 教授
古南 幸弘	(財)日本野鳥の会自然保護室 室長
高木 直樹	日本獣害管理技術センター 獣害医
竹内 憲司	神戸大学大学院経済研究科 助教授
常田 邦彦	(財)自然環境研究センター 研究主幹
羽澄 俊祐	(株)野生動物保護管理事務所 代表取締役
羽山 伸一	日本獣医畜産大学獣医学部 助教授
藤江 俊彦	千葉商科大学政策情報学部 教授
(座長) 三浦 慎悟	新潟大学農学部 教授
吉田 正人	(財)日本自然保護協会 理事 (江戸川大学助教授)

野生鳥獣保護管理検討会報告書

(5) 個別課題への対応の考え方

- ア 鳥獣の流通
- (ウ) 輸入鳥類

国内外で生息する同種の鳥獣で、国内で違法に捕獲が行われるおそれのある種については、国内の鳥獣の保護の観点から、その輸入について輸出国の適法捕獲証明書等の添付を求めるなどにより規制を行っている。

規制の対象としている鳥類の種については、現在23種であるがこれ以上の規制対象となる種が輸入されているとの指摘があり、実態把握により適切な対応の検討が必要である。

また鳥獣法第26条のただし書により適法に捕獲されたことを証明する制度を有しない国又は地域については、証明書の添付を要しないこととされているが、当該ただし書が付された経緯や仮にただし書を除外した場合に国際的に問題が生じないか等総合的に調査検討し、当該ただし書の取扱いについて検討することが必要である。

野生鳥獣保護管理検討会報告書

なお国内で違法に捕獲した鳥を輸入鳥と偽って飼養している事例が指摘されており取締りの強化が必要であるとの指摘がある。このため、輸入鳥と国内産の鳥との識別については、これまでも識別マニュアルの作成等により適切な識別に向けた取組を行っているところであり、今後ともこれを推進する必要がある。

今後、より効果的な取締りのために、輸入実態や検疫税関の手続等の調査も行いつつ足輪などの個体識別措置の可能性も含め、どのような方法が効果的かつ効果的であるか、他の法令の施行状況等も見極めながら検討を行う必要があると考えられる。

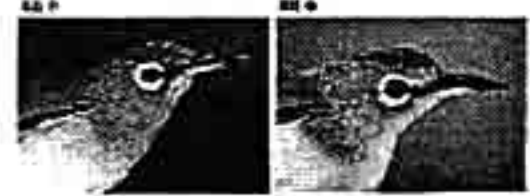
識別マニュアルについて

環境省自然保護課

メジロ識別マニュアル



1998
財団法人 山崎白鳥研究所



※他にウグイス識別マニュアルも作成

愛がん飼養について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

第9条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

(略)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

第5条 法第9条第1項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

(略)

- 4 愛がんのための飼養

(略)

野生鳥獣保護管理検討会報告書

(5) 個別課題への対応の考え方

イ 愛がん飼養

愛がん飼養を目的とした鳥獣の捕獲許可については、昭和32年の鳥獣審議会の答申において、本来は捕獲を禁止すべきものであるが、旧来より飼養の慣行もあるので、制度の運用に当たっては、学術研究、教育参考資料、愛玩飼養のため必要な場合に限り、最小限度においてこれを許可するようにすべきである。とされ、飼養に関する慣行を認めてきたところ。

また、昭和53年の自然環境保全審議会の答申においては、日本に生息する種類の鳥獣の愛がん飼養を広範囲に認めることは、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長することとなるおそれがあるので、廃止することが望ましいが、過渡的措置として、次のような規制の強化を図る必要があるとして、飼養のための捕獲の許可基準の厳格化や輸出国の適法捕獲証明書の制度等により、国内産鳥獣の保護に好ましくない影響を与えることのないよう適切な指導を行う必要があるとされている。

愛がん飼養制度の変遷

- 1950年 非狩猟鳥獣を飼養する際の飼養許可制度が開始(狩猟法)
マヒワ、ウソ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、ウグイス
- 1979年 マヒワ、ウソ、ホオジロ、メジロ、ウグイス
(ヒバリ、ヤマガラを除外)
- 1980年 マヒワ、ウソ、ホオジロ、メジロ
(ウグイスを除外)
- 1989年 鳥獣飼養許可証様式を改正。
保有許可証(文書)と装着許可証(足環)に。
- 1999年 ホオジロ、メジロ(マヒワ、ウソを除外)

飼養までの流れ

申請 → 審査 → 捕獲許可証発行 → 捕獲・報告 →

1世帯1羽
メジロ
ホオジロ

→ 飼養登録申請 → 登録票交付 (有効期間1年) 足環(装着登録票)装着 → 飼養

愛がん飼養のための捕獲数と飼養数*1

(単位:羽)

	ホオジロ		メジロ	
	捕獲	飼養	捕獲	飼養
1972年	5,174	9,016	6,593	82,298
1982年	544	6,585	5,216	46,530
1992年	158	1,905	1,052	9,761
2000年	243	1,099	1,909	7,422
2001年	247	961	1,207	7,299
2002年*2	215	939	1,330	7,334

*1 環境省鳥獣関係統計より
*2 速報値。

野生鳥獣保護管理検討会報告書

愛がん飼養目的の捕獲許可は、かつては7種について認められていたが、捕獲については最小限度許可するとの考え方を踏まえ、これまで許可対象種を減らしてきており、平成11年からは、「第8次鳥獣保護事業計画の基準」(現在の基本指針)において、メジロ、ホオジロの2種のうちいずれか1種について、1世帯1羽のみ飼養を認める扱いとしている。

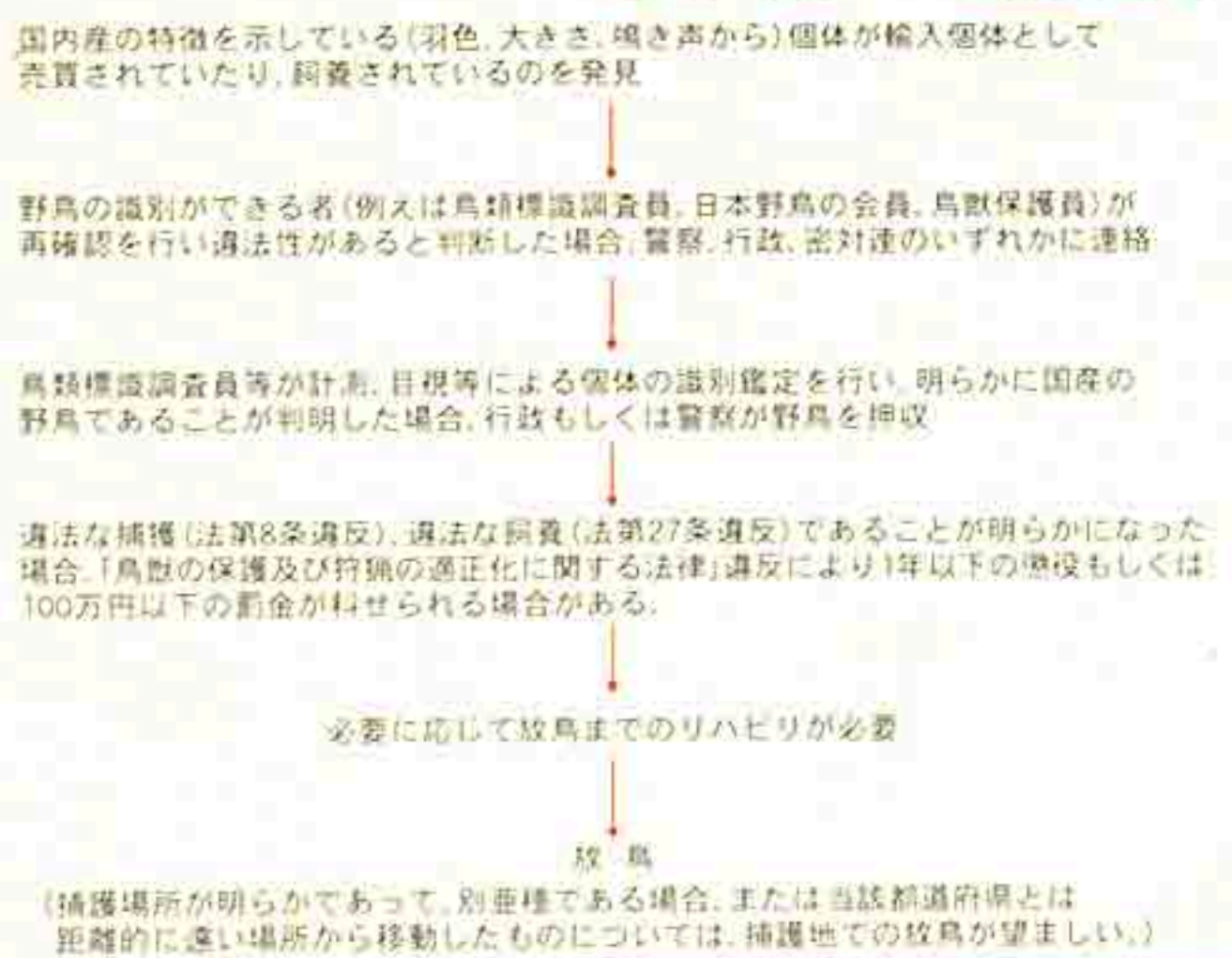
一方、都道府県の許可の状況を見ると、愛がん目的の許可を行っていない県や高齢者や身体障害者など野外や山野で自然を楽しむことが難しい者に限定して許可をしている県もある。

このような中、昭和32年の答申等を踏まえ、野鳥の愛がん飼養は順次禁止すべきであるという指摘がある。

愛がん飼養については、上記のような鳥獣審議会の考え方を基本としつつ、近年の対象鳥獣の生息状況、許可の状況、捕獲状況、飼養の実態等を勘案し、さらなる規制について検討することが考えられる。

密捕 110 B42

**国内産密猟ウグイスを見つけたとき
都道府県の鳥獣保護課
もしくは110番通報を!**



ウグイスの鳴き合わせ会

オスのウグイスの習性を利用してその鳴声を競う会が全国にあります。美
声の競い方は地方によって違いがありますが、特に関西や、中部地方が盛
ん。鳴き合わせ会では日本産ウグイスが美声で良く鳴くために好まれ、マ
ニアが集まってウグイスの声に耳をかたむけ楽しんでます。このような



愛知県内で配られたチラシ

「ウグイスの鳴き合わせ会」があるため、良く
鳴くウグイスを求めて密猟が絶えません。

There have occurred "song contests" in some areas of
Japan to compete for the singing ability of one's
caged birds.
The song contests are popular particularly in south-
western Japan, such as Kansai and Chubu districts.
The song of Japanese Bush Warblers (*C. d. cantans*) is
particularly highly praised.
Since captive breeding program has not been
successful for this species wild individuals are
continuously captured to be trained for the contest.



全国野鳥密猟対策連絡会

事務局 〒616-8211 京都市右京区常盤御池町21-4
TEL・FAX 075-864-0777
http://www.tatsutomi.co.jp/mittairen/

Published by The National Wild Bird Poaching Countermeasure Committee(Japan)
Address: 21-4 Tokiwakecho, Ukyoku, Kyoto 616-8211 Japan TEL・FAX 8175-864-0777

密対連版野鳥識別マニュアル ② ウグイス 03.05改

Stop trading all subspecies of Japanese Bush Warblers!

What's the difference: Japanese Bush Warblers (*Cettia diphone cantans*) and the mainland subspecies?

ごまかせません!!

ウグイスの国籍

輸入ウグイスと国内産ウグイスの見分け方
(ウグイス識別マニュアル)



**外国産ウグイスとすり替えて
国内産の密猟ウグイスが飼われています。**

外国産ウグイスとすり替えて国内産の密猟ウグイスが飼われています。
日本では、許可なしに野鳥を飼うことはできません。しかし、外国産の野鳥については、ワシントン条約など
の、規制対象外であれば無許可で売買もできます。それなら小鳥店で売買されているのは全て輸入鳥であるは
ずです。ところがそうではありません。中国からウグイスを輸入し、輸入証明書(任意団体発行)が添付さ
れます。そこで中国産のウグイスと国内産ウグイスをすり替えて売買されているという事実が調査
で分かってきました。しかし、国内産ウグイスと中国産・台湾産のウグイスは、色彩や計測値や鳴き方
の違いで見分けられるようになり、ウグイスの密猟、違法な販売等の摘発が容易になりました。

It is illegal to buy/sell or keep Japanese Bush Warblers (*Cettia diphone cantans*) under the "Wildlife
Protection and Hunting Law" in Japan.
Wildbirds not designated in the international laws such as CITES however are legally imported and kept
in Japan.
Wildbirds captured outside of Japan are given certificates of origin by the Japanese traders, as they are
imported to Japan following the customs clearance certificate of the exporting country.
These certificates, published by the import companies, have recently been found to be abused to keep the
Japanese subspecies.
This handout shows how to distinguish the Japanese Bush Warblers (*C. d. cantans*) from the mainland
subspecies (*C. d. borealis* and *C. d. canturians*).



「輸入証明書」がついていても、
国内で密猟されたウグイスのことが多い。
Certificate of origin



国内産ウグイス

Japanese Subspecies
C. d. cantans

ここを見れば分かる!!

全長 約14.5cm
(Total Length 14.5cm)

オリーブ褐色 Olive brown



ウグイス



外国産ウグイス(輸入)

台湾ウグイス(亜種)

Mainland Subspecies
C. d. borealis and *C. d. canturians*

鳴き声の中で、「ケキョッ、ケキョッ」という「谷渡り」がない。
(「谷渡り」の鳴き声があれば日本産)

全長 約15.5cm
(Total Length 15.5cm)

赤褐色 Reddish brown



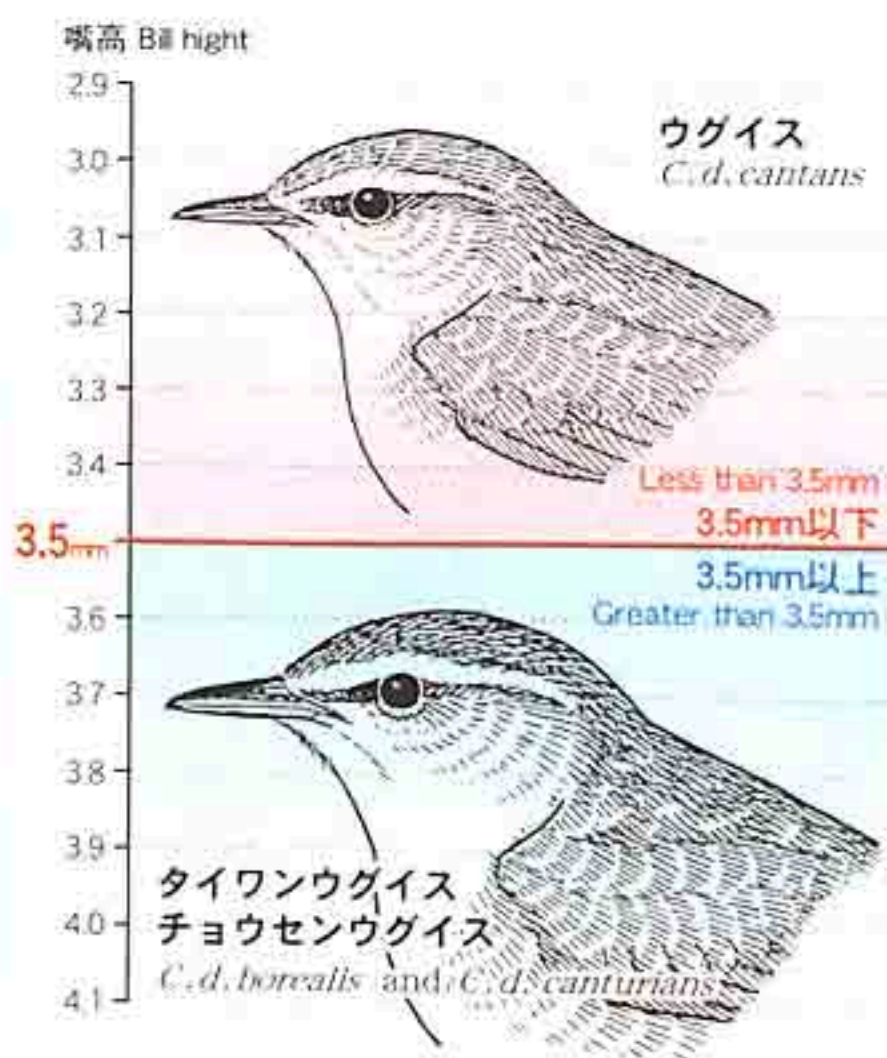
台湾ウグイス

(財)山階鳥類研究所『環境庁委託調査 ウグイス識別マニュアル』(2000年)より

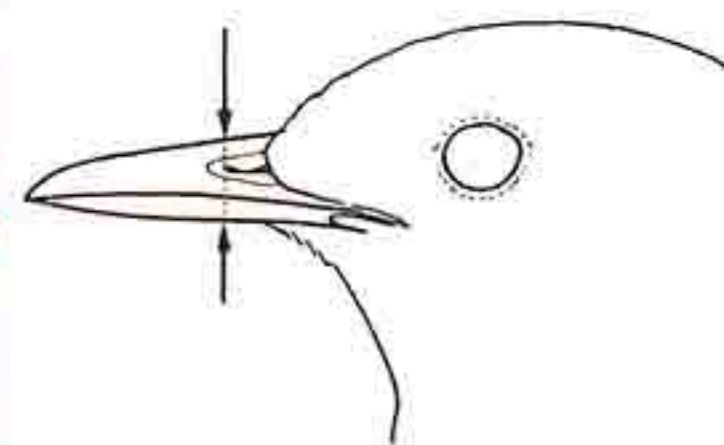
計測も決め手!!



■図1:ウグイスの分布図



■図2:ウグイスの嘴高による産地の識別 (mm)



■図3:鼻孔前端的嘴高の測定法
Bill depth

外国産ウグイス
国内産ウグイス
識別ポイント
What's the difference

- ① 頭上(冠)が赤褐色であるか? オリーブ褐色であるか?
Crown: reddish brown or olive brown
- ② くちばしの太さ(嘴高)が3.5ミリ以上であるか 3.5ミリ以下であるか?
Bill height: greater than 3.5mm or less than 3.5mm

以上の2点の識別を明らかにすれば
国内産亜種のウグイスか外国産亜種の
ウグイスか判断がつく。

国内産密猟メジロを見つけたとき 都道府県の鳥獣保護課もしくは110番通報を!

国内産の特徴を示している(羽色、大きさ、鳴き声から)個体が輸入個体として
売買されていたり、飼養されているのを発見

野鳥の識別ができる者(例えば鳥類標識調査員、日本野鳥の会員、鳥獣保護員)が
再確認を行い違法性があると判断した場合、警察、行政、密対連のいずれかに連絡

鳥類標識調査員等が計測、目視等による個体の識別鑑定を行い、明らかに国産の
野鳥であることが判明した場合、行政もしくは警察が野鳥を押収

違法な捕獲(法第8条違反)、違法な飼養(法第27条違反)であることが明らかになった
場合、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」違反により1年以下の懲役もしくは
100万円以下の罰金が科せられる場合がある。

必要に応じて放鳥までのリハビリが必要

放鳥

(捕獲場所が明らかで、別亜種である場合、または当該都道府県とは
距離的に遠い場所から移動したのものについては、捕獲地での放鳥が望ましい。)

メジロの鳴き合わせ会

オスのメジロの習性を利用してその鳴声を聴く会。鳴く回数を競っ
たり、地方によってやり方が違うが特に大阪や、西日本が盛ん。鳴き
合わせ会では、日本産メジロが美声でよく鳴くため、輸入メジロと
偽って一人10数羽持ち込むことが多い。また売買されることもあ
り、高価な値がつくこともある。賭け事にも利用され、暴力団などの
資金源になっているところもあるようだ。このようなメジロの鳴き
合わせ会があるために、よく鳴くメジロを求めて密猟が絶えない。



九州での鳴き合わせ会 07年2月



全国野鳥密猟対策連絡会

事務局 〒616-8211 京都市右京区常盤御池町21-4
TEL・FAX 075-864-0777

<http://www.tatsutomi.co.jp/mittairen/>

Published by The National Wild Bird Poaching Countermeasure Committee(Japan)

Address: 21-4 Tokwaokicho, Ukyoku, Kyoto 616-8211 Japan TEL・FAX 8175-864-0777

密対連版野鳥識別マニュアル ① メジロ 03.05.改

ごまかせません!!

メジロの国籍

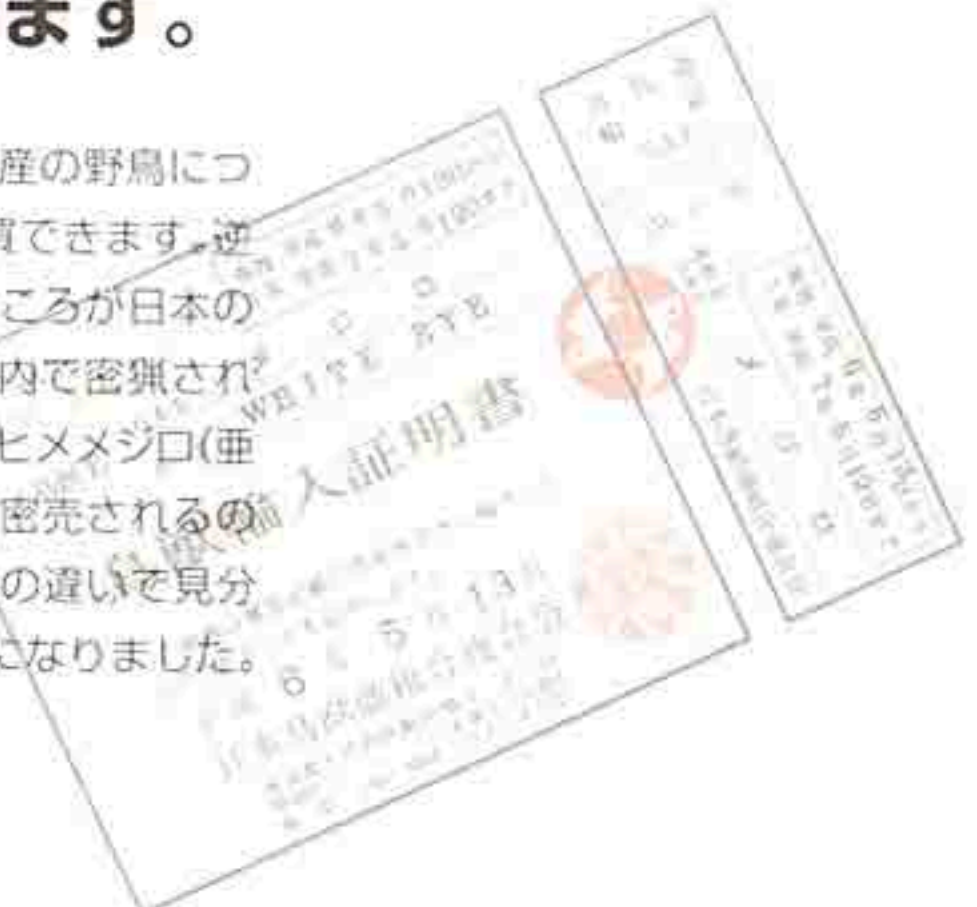
輸入メジロと国内産メジロの見分け方
(メジロ識別マニュアル)



外国産メジロとすり替えて

国内産の密猟メジロが飼われています。

野鳥は、国内で許可なしで飼うことができません。しかし外国産の野鳥につ
いては、ワシントン条約などの規制対象でない限り無許可で売買できます。逆
に言うと、小鳥店で売買しているのは輸入鳥だけのはずです。ところが日本の
メジロに外国産の輸入証明書(業界団体発行)をつけて、実は国内で密猟され
たメジロと思われるものが混ざって売られています。特に中国産のヒメメジロ(垂
種)を輸入し、輸入証明書を悪用して、国内メジロとすり替えて密売されるの
です。しかし、国内産メジロと、中国産メジロとは色彩や計測値の違いで見分
けられます。これによりメジロの密猟、密売の監視、摘発が容易になりました。



「輸入証明書」がついていても、
国内で密猟されたメジロのことが多い。

外国産メジロ
国内産メジロ
識別ポイント

- ① 胸と脇に赤褐色があるか、灰白色であるか
- ② 上面の緑色が濃いか、黄色みが強い
- ③ ふ蹠長に対する全頭長の比率に差がある

以上の3点の識別を明らかにすれば
国内産亜種のメジロか外国産亜種のメジロか判断がつく。



国内産メジロ

ここを見れば分かる!!

ヒメメジロより
口ばしが長い

全長 約11.5cm



メジロ



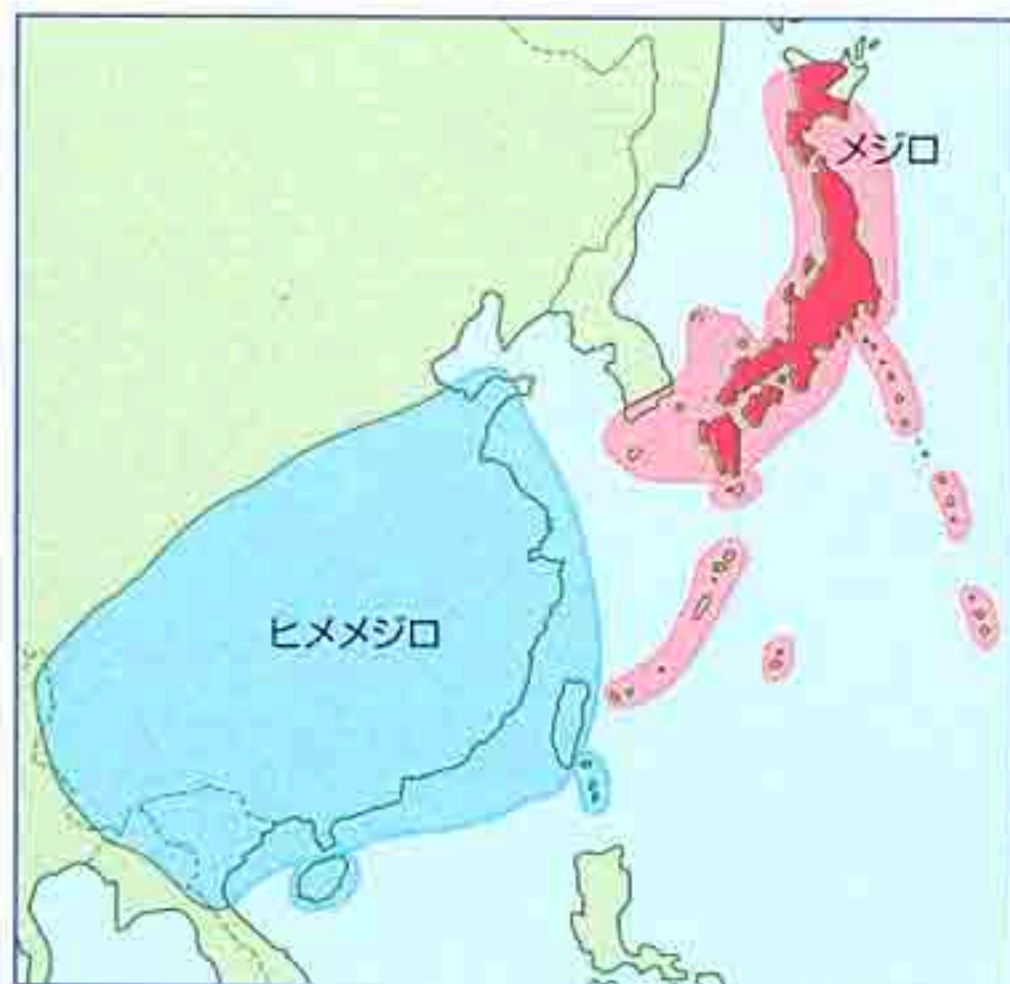
**外国産メジロ (輸入)
ヒメメジロ (亜種)**

全長 約11cm

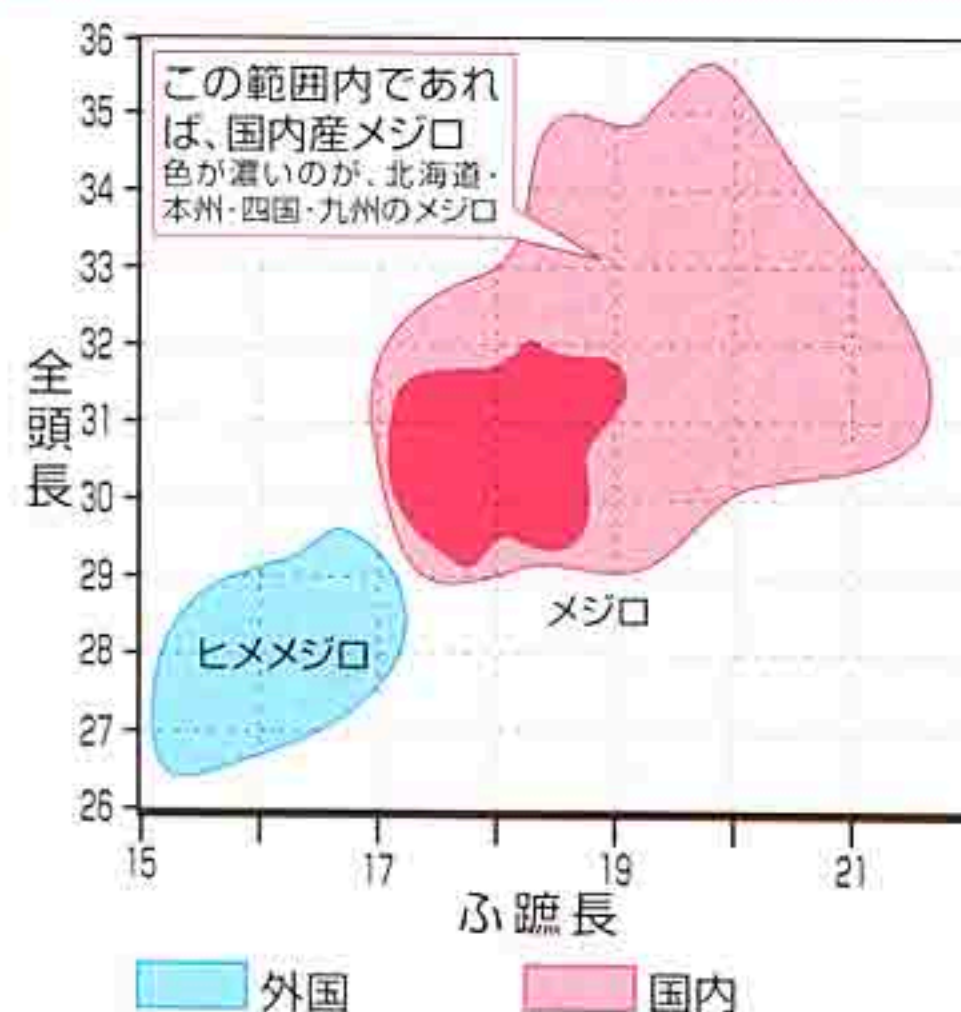


(財山階鳥類研究所「日本産と外国産の鳥類識別法に関する研究」(1997年)より)

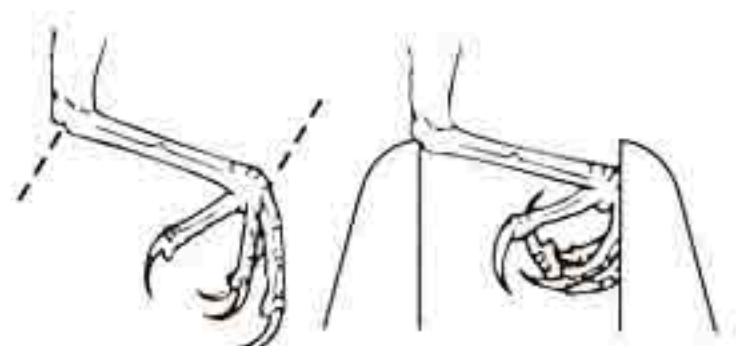
計測が決め手!!



■図1：メジロの分布図



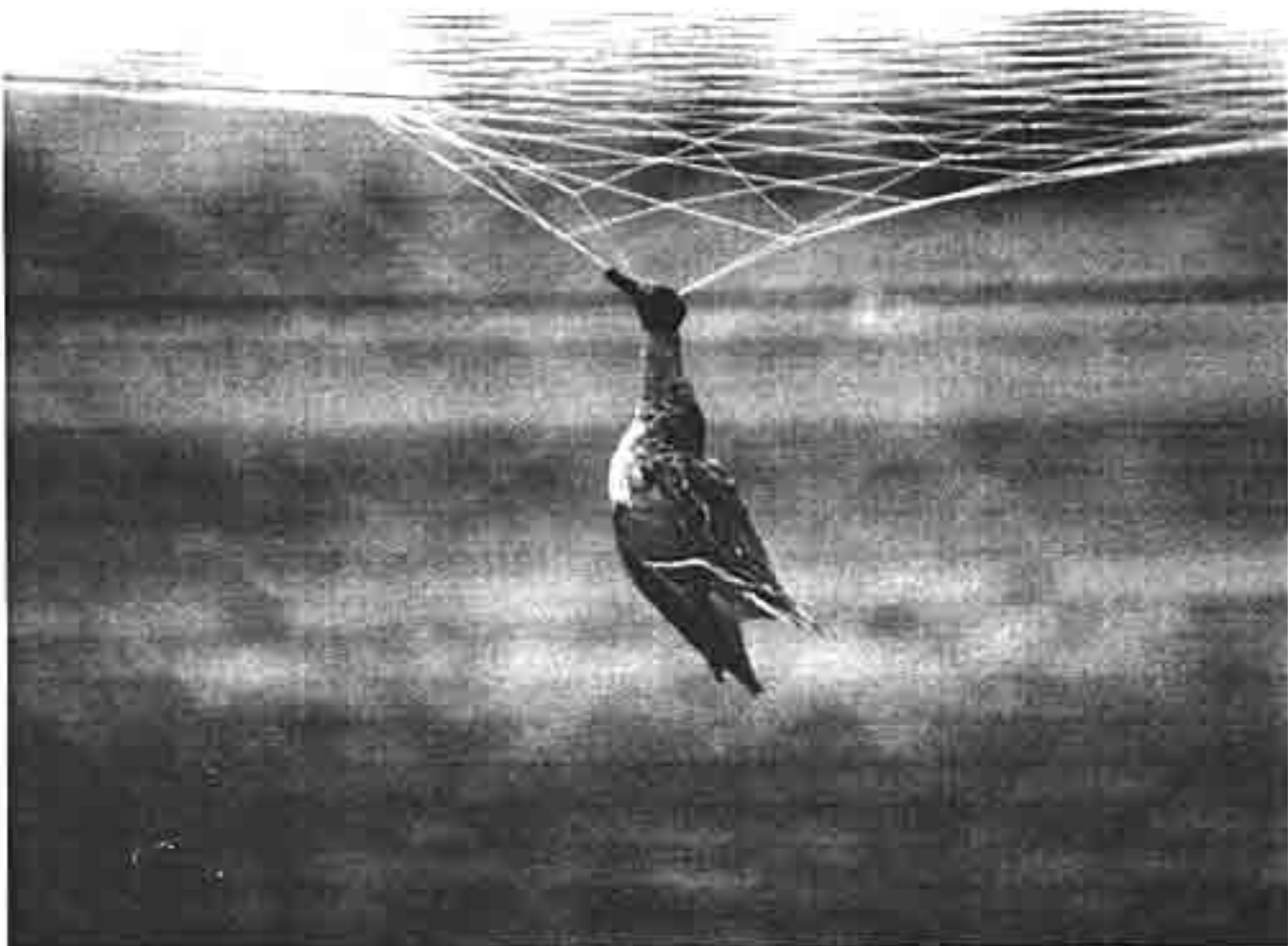
■図2：メジロの産地別ふ蹠長に対する全頭長(mm)



■全頭長の測定法

■ふ蹠長の測定法

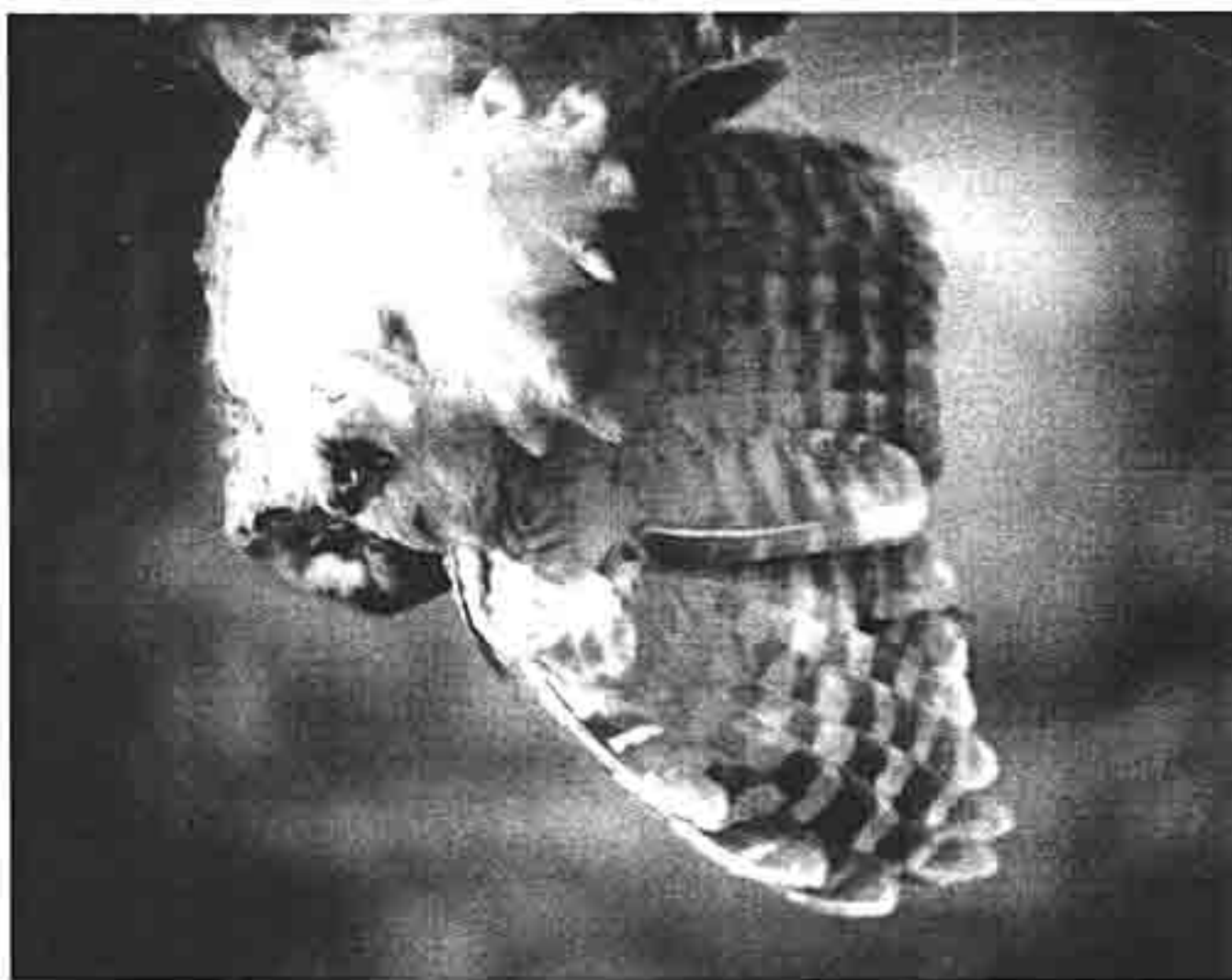
緊急アピール 今 蓮田で何が起っているか！



首をネットに引っ掛けて中吊りになったコガモ



多くのコガモが羽をネットに絡めて犠牲になった



フクロウやコミミスクも犠牲となった

2、3年前から蓮田に防鳥ネットが張られるようになった。蓮の根をカルガモ等が食べるのを防ぐ為に農家は国庫補助を貰って張るようになった。今年はそれが各地の蓮田に普及して白いネットがあちらこちらに張られるようになるとそれに比例して犠牲になる野鳥の数も飛躍的に多くなってきた。支部では役員会の議題として話題にはなったが具体的な対策は出なかった。しかし2、3の会員からの強い要望もあって急速蓮田の被害の実態がどうなっているかを調べる必要があったので、一部の支部会員の協力を得て霞ヶ浦の周辺の蓮田の被害状況を調べた結果、支部の基礎資料として次頁の表1を得た。

この調査結果と写真を本部自然保護室古南幸弘氏に送ってどのような行動をしたら一番効果があるのか指示を仰いだ。古南氏から一度被害現場を見てみたいとの連絡が入り都合の良い日を設定し、案内することとなった。ついでに県庁に



見せしめに竹竿に紐で縛られたハシビロガモ

も同行を願い要望書を提出するのに立ち会ってもらったことにした。当日は古南氏のほかにもう一人環境庁から野鳥の会に変わった岸本氏と二人を河内村、稲敷市浮島の蓮田地帯、かすみがうら市の北岸の蓮田地帯と玉里村を案内し現場の被害状況を実際にこの目で見てもらった。

蓮の根を食べるのはカルガモとマガモと言われているが、コガモが圧倒的に多く、被害を及ぼすとされているカルガモやマガモは意外と少ない。その他、表を見ても判るように実際に被害を及ぼさない鳥達が多く犠牲になっている。支部としてはその実態を県の関係部署に被害状況を報告し、急速対策を取るよう強く要望した。これは農政が絡むので解決までには時間が掛かるものと思われるが、茨城県、農協、野鳥の会が中心となって、被害を最小限に抑える方法や防鳥ネットに変わる別の方法などを話し合っ決めてなければならない。

防鳥ネット対策で

県・生産農家・支部3者の意見交換会を開催

要望書の回答から意見交換会までの記録

4月13日に県に提出した要望書に対する県知事名の回答が5月2日に届きました。その本文は以下の通りです。

「県では、生活環境部環境政策課が鳥獣保護区の指定や傷病鳥獣の救護など、野鳥の保護に取り組んでいるところです。

防鳥ネットの設置については、農作物被害防除のために行われており特に規制等はありませんが、鳥類保護の観点から、鳥が掛かりにくい素材のネットの使用等について、耕作者に対する指導を関係各課にお願いしております。

そのため、農林水産部園芸流通課といたしましても、野鳥によるれんこんへの食害を防止する目的で設置しております防鳥ネットによる野鳥の事故多発被害を防止するため、関係農業団体に対し、色つきネットの設置や蛍光資材をネットに巻くなどの対策のほか、防鳥ネットに掛かった鳥を速やかに放鳥するよう文書により要請しております。

また、平成17年4月19日には関係市町村や農業団体等との会議を開催し要請したところですが、今後も更なる周知徹底を図って参ります。」

以上のような県の対応の早さからも問題を誠実に受けとめている姿勢が見え、差し当たってネットに掛かった鳥の処置だけでも改善することを期待しました。5月7～9日には県の指導により農協でも被害鳥の実態調査を実施し、被害規模が支部の調査通りであることを確認し、その折生きて無傷なものは放鳥もしたようです。ところが、5月9日、神奈川県支部会員から「浮島から出島にかけてのレンコン畑の無惨な様子への質問」と云うメールが寄せられました。茨城の貴重な農産物であるレンコンの評価にも重大な影響を来すと考

え、県外者の声として県に転送しました。折しも6月5日に潮来市で挙行される全国植樹祭で多くの来県者が見込まれ、翌日には新設された霞ヶ浦環境センターを天皇皇后両陛下が視察する巡路に当たったため、このメールは相当なインパクトがあったようです。被害の多い玉里村には県南総合事務所による再度の指導もなされました。こうした取組の紹介と当事者とおしの溝を緩和するため、「意見交換会開催」の連絡が19日にありました。

その間、前号のアピールを読んだ会員からはとても勇気付けられるご提案があり、また、密猟対策連絡協議会からは雪国で使われて鳥・レンコン双方に効果的な防鳥ネットの試験用を無料提供してもよいとのお話を頂き、これらを大切なカードとして意見交換会に臨みました。

意見交換会は土浦市の全農県南事務所で5月31日にあり、霞ヶ浦沿岸の全ての自治体関係者と生産者の代表が集まり、支部や生産者双方から実状の紹介をしました。野鳥の食害とは「鳥がつついた傷口から泥水がしみ込んで商品価値がなくなる」ことだけではなく、バンやオオバンによる「ハス苗の若芽の食いちぎり」や「ハスの葉の巢材利用」があり、被害は通年に及んでいることが写真によって示されました。しかし、オオバンやバンは本来の生息地である霞ヶ浦の環境悪化によりハス田で生を長らえているのが現実であり、オオバンやバンを守っているのはレンコン生産者なのだから、「オオバンや小バンを守っているレンコン」としてブランド化した方が、消費者の支持を受け易く、販路拡大に繋がると説明しました。併せて試験用防鳥ネットの提供を申し出、いずれも前向きに進めることになりました。

カモ専門の防鳥ネットの試験使用へ

新しい段階を迎えた3者協議

支部報7月号で報告してありますように5月31日土浦で開催された行政・生産農家・茨城支部との3者の意見交換会席上で纏まった試験用防鳥ネットをテストする段階に進んできました。6月29日土浦農協で担当課長・次長と防鳥ネット製造メーカーの担当者と支部の明日香で話し合いを持ちました。石川県の河北潟でカモ専門の防鳥ネットが一応成功しているの、そのサンプルを見ながら色々検討しました。その内メッシュの大きさの異なる2サンプルを試験的に蓮田に張り巡らせて効果を見ることになりました。メッシュの一つは50mm角、もう一つは100mm角です(写真1)。その後、かすみがうら市戸崎にある農家の蓮田26m×40mに張ることになりました。

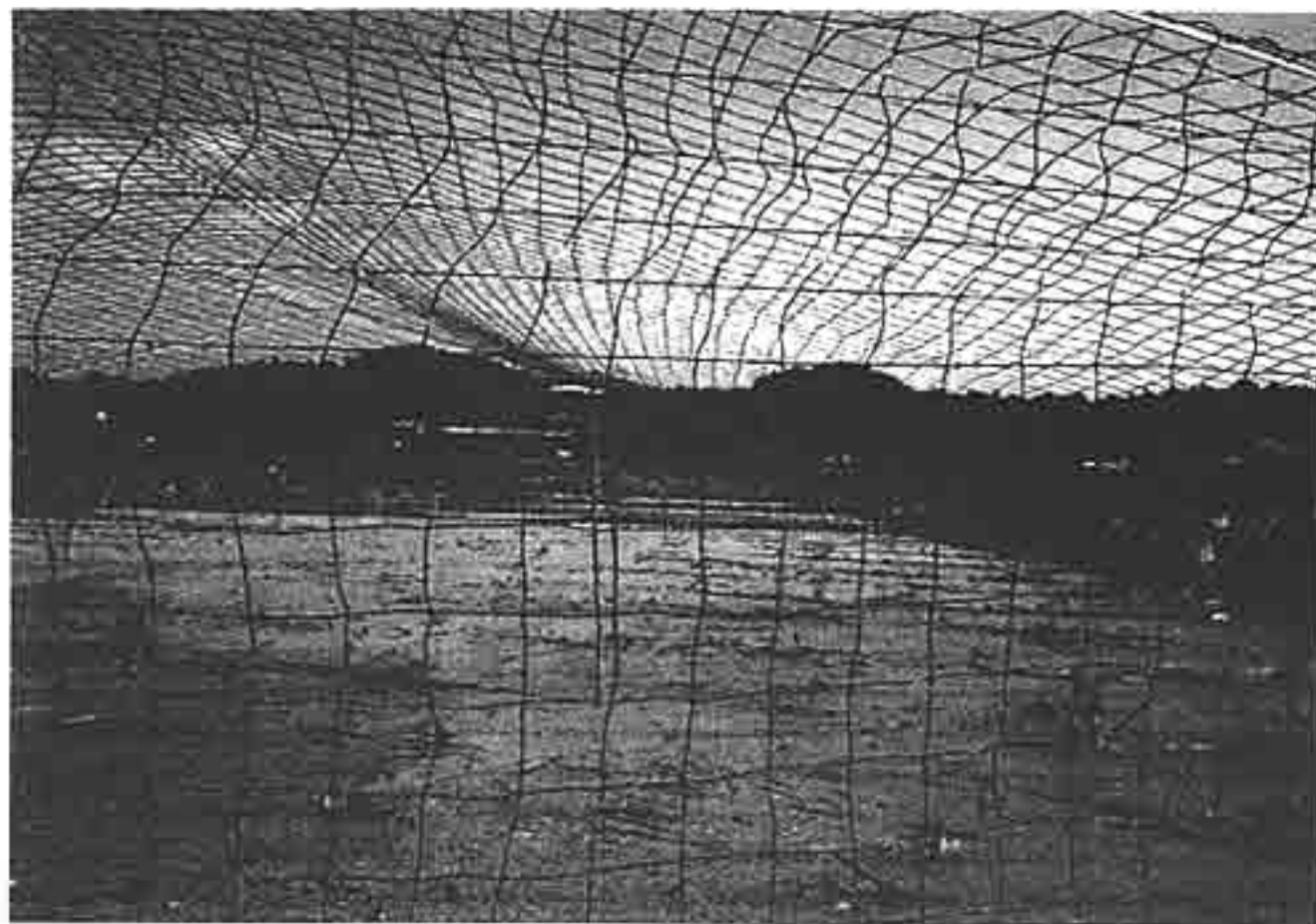


写真1 正方形に編まれたカモ専用防鳥ネット

続いて7月12日玉里村役場で玉里村産業経済課担当者、JA茨城玉川農協の営農部長と蓮根部長と支部長及び明日香が集まってテスト用の防鳥ネットのサンプルを見ながら検討しました。その結果、土浦農協と同じようにメッシュの大きさの異なる2つの防鳥ネットを試験的に張ることで合意し、その為の蓮田の選定をお願いすることになりました。その結果、玉里村の蓮田18m×54mの3箇所を試験的にカモ専門防鳥ネットを張ることになりました。

さてカモ専門の防鳥ネットが従来の防鳥ネットとはどう違うかを簡単に説明します。まず写真2を見てすぐにお分かりのように、

従来型は木綿で菱形に編んであります。これに鳥がぶつくと上下左右に網が縮まり、脚や羽を絡ませるように工夫されています。また、ネットが水分を吸うと、重くなり網がたるみます。それに対してカモ専門の防鳥ネットはプラスチック製の撚りのない糸を使用し、メッシュの角を固定した正方形になっているために上下左右から引っ張って変形せず、カモの衝突力が吸収されない構造になっております。そのためカモがぶつかっても跳ね返されるようになっております。糸に撚りのないの、水分を吸収しません。



写真2 菱形に編まれた従来品防鳥ネット

この画期的な防鳥ネットを使用することによって河北潟の蓮の被害は極めて少なくなりました。ただこれを普及していくにはまだいくつかの難関があります。まずはコストの問題です。従来品と比較してかなりのコスト高になります。しかし、耐用年数は5年のメーカー保障があり、カモ専門防鳥ネットは1～2年なので、張る手間が減ります。すでに張られている防鳥ネットをどうするかという問題もあります。また張り方や作業入り口の問題も含めてこれからいろいろな面で生産農家の協力を得て工夫を凝らしていかねばなりません。いくら良くてもコストの問題を含めて解決方法をあらゆる面から探っていく必要があります。支部では今後も協議を進めながら一步一步解決に向けて頑張っていくので皆様のご協力をお願いいたします

2005.10.11発行

オオタカ通信

NO.7

オオタカ保護基金 Newsletter

2005年秋冬号

先行型保全手法へ

向けた取り組み



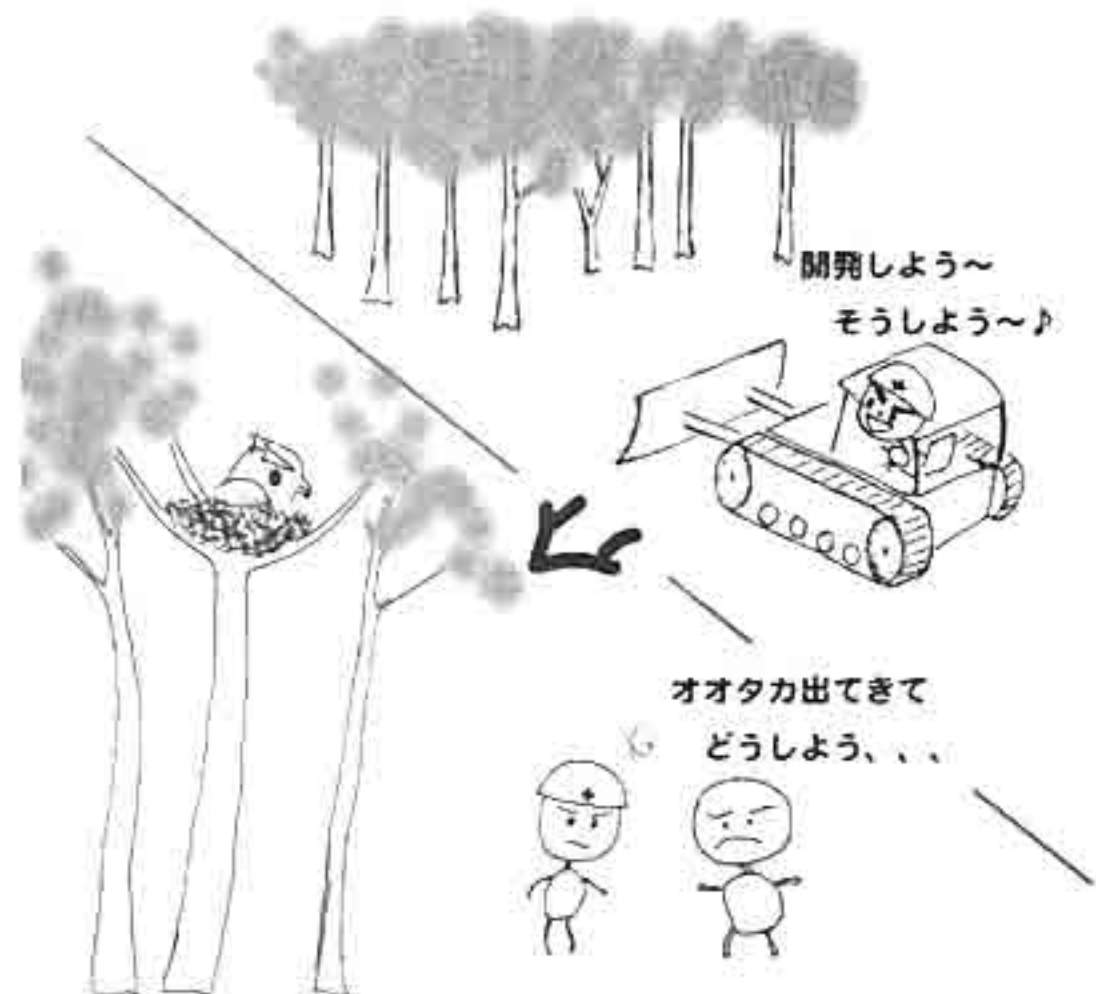
幼鳥 巣立ちから独立まで

先行型保全手法へ向けた取り組み

関東地域全域におけるオオタカの生息分布と生息数の推定

遠藤 孝一

これまでの保全



個別の開発との調整が主体。後追的なため、開発計画が進んでから、オオタカの繁殖が確認された場合などは、開発側も保護側も大変。

これからの保全



生息分布域や重点的に保護すべき地域を事前に把握することにより、開発との事前調整や日本全体のオオタカ個体群を見据えた保全が可能。

いままでの保全

オオタカは、地域の食物連鎖の頂点に位置しており、また種の保存法でも「希少種」に指定されているため、開発などにおいては優先して保全されるべき種となっています。しかし、従来の保全対策は、開発行為に際して開発予定地に生息する個体をいかに保護するかと言った対処療法的な対策が中心でした。

たとえば、開発計画地域内で調査を行ったところオオタカの繁殖地が発見されたため、計画を中止したり、計画を大幅に変更したりする、という事例がこれに当たります。このように共存策が見出せる場合は良い方で、開発規模が大きかったり、計画が進んでしまっていて計画変更できない場合などは、オオタカの保護と開発のどちらを優先すべきか、社会問題にまで発展することさえあります。

いずれにしても、このような後追的な対策は、オオタカ保護の観点からも不十分なものであり、開発する側から見ても多大な経済的な口スを生じるため、より良い手法の開発が求められています。

これからの保全

そこで事前に、オオタカの分布域や生息地、その重

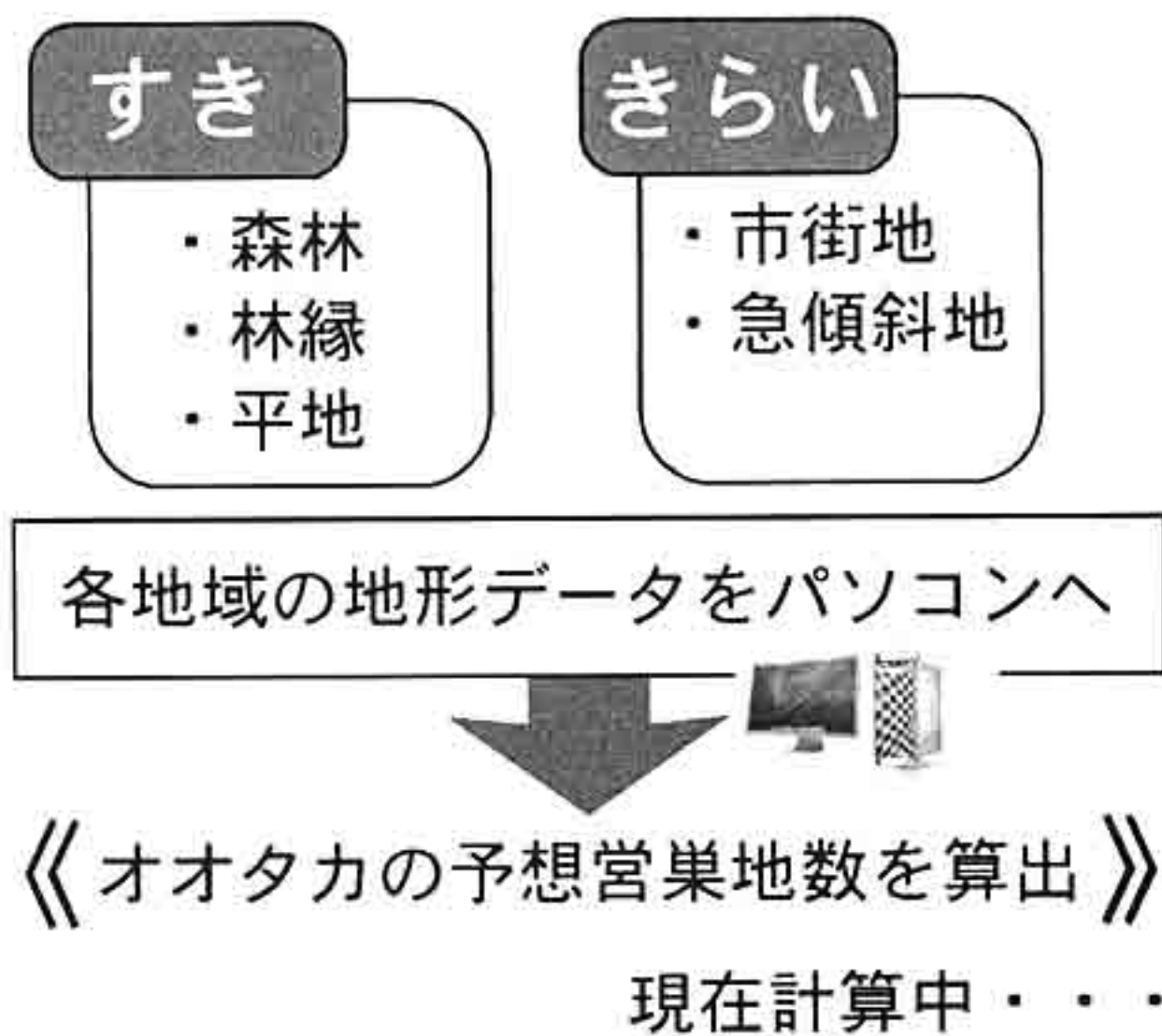
要度が明らかになっていけば、そこを避けるように土地利用計画を策定することができるようになり、今までのようなトラブルを回避することが可能になります。これは、個々の個体を保護するだけではなく、オオタカ個体群全体の安定的な存続を確保することにもつながります。これが、私たちが目指す「オオタカの先行型保全」です。

そこでまず、オオタカの生息密度が高く、開発と競合することが多い北海道地域と関東地域（関東地方に山梨県、長野県、静岡県を加えた範囲）において、新しい保全手法の開発を試みることにしました。

予測式から分布を推定

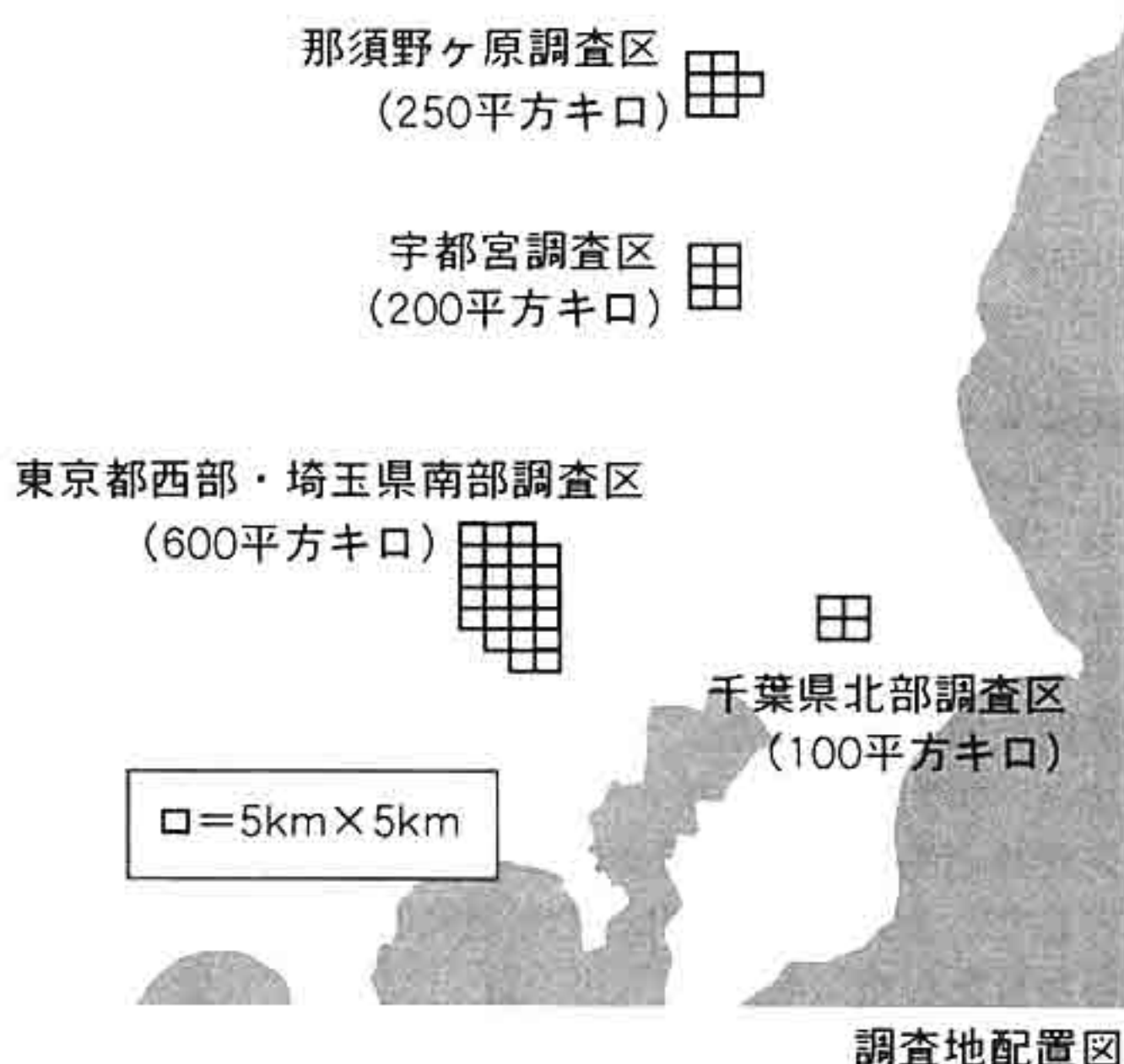
それにはまず、対象地域のオオタカの分布や個体数を把握する必要があります。しかし、関東地域全域で現地調査を行うことは不可能です。そこで、数か所の調査地域を設定して営巣つがい数を把握し、その数と環境との関連性から予測式をつくり、生息地や生息数を推定する手法を利用することにしました。現在ではコンピューターの性能が向上して、このような膨大なデータもパーソナルコンピューターで処理できるようになりました。

オオタカは・・・



4地域1150平方キロで営巣数を把握

まず実際に現地調査を行って、オオタカの営巣地を特定する必要があります。那須野ヶ原では現在の調査地域を使い（250平方キロ）、宇都宮市周辺（200平方キロ）では新たな調査地域を設定し、巣の位置を明らかにしました。さらに他の地域については、協力者の支援を受け、東京都西部から埼玉県南部（600平方キロ）と千葉県北部（100平方キロ）のオオタカの巣の位置データを提供してもらいました。この結果、4地域で1150平方キロという広大なエリアでのオオタカの営巣数を把握することができました。これを1辺が5kmのメッシュごとに整理しました。



予測式の作成

現在、5kmメッシュ内に含まれる巣の数、森林面積、市街地面積、斜度0~5度（平坦地）の面積、開放地と接する林縁の長さなどから、営巣数を予測する式を作成しているところです。これが完成すれば、関東地域におけるオオタカの分布域を図化したり、個体数を推定したりすることが可能になります。

さらにその後は、現在実施中のDNA解析によって得られる地域間の遺伝的分化の程度、試行的に行う予定である最小生存可能個体数の推定などを加味して、関東地域の個体群構造を解明し、保全すべき地域や優先順位、保全手法なども明らかにしていきたいと思えます。

お願い

現時点では、予測式の元になる調査地域は、関東地域全域と比べると平野に存在する市街地と開放地が多く、一方で森林の割合が少ない傾向があります。したがって、より良い予測式を作成するには、森林割合の多い地域でのデータが必要です。関東地域の森林地帯でのオオタカの広域な繁殖データをお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひデータ提供にご協力いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

個体群とは？

「個体群」とは、カラスやカモ、小鳥などの「群れ」とは異なります。個体群とは、ある一定地域内の1種類の生物の個体のまとまりを指す生態学の用語です。

有性生殖をする種で考えると、雌雄がいてつがいとなって子どもを産む、その子がつがいになり、さらに子どもを産む。このような行為が、多数の個体同士で行われ、また繰り返されて、集団は維持されます。このような個体同士が互いを見つけて繁殖・交流できる個体の集まりを個体群と言います。逆の言い方をすると、個体が別々な集団に分かれていて、集団間で繁殖や交流がある程度制限されていれば、それぞれを別の個体群と呼びます。

たとえば日本のメダカでは、遺伝子分析から、北日本集団と南日本集団と言う2つの大きな個体群に分けられ、さらに南日本集団ではいくつかの小さな地域個体群（亜集団）に区分されています。

現時点では、日本のオオタカの個体群構造はわかっていません。ただし、那須野ヶ原で巣立った幼鳥の多くは250km圏内へ散らばっていることから、日本のオオタカは広範囲に渡って個体の交流が行われており、ひとつの大きな個体群を形成している可能性が高いと考えられます。今回のプロジェクトは、日本のオオタカの個体群構造の解明にも役立つものと期待されます。

幼鳥

巣立ちから独立までの行動

巣立ち＝独立？

オオタカの幼鳥には、巣立ち後しばらくのあいだ、巣のまわりで親に、餌をもらいながら生活する時期があります。この時期の幼鳥は自力で飛ぶことはできませんが、まだ狩りの能力は低く、親に養われながら生き方を学ぶ、人間で言えば高校・大学生といった年頃でしょうか。

なお、オオタカの幼鳥はいったん巣から出て飛び立った後も、頻りに巣に戻ってきます。したがって、どの時点を「巣立ち」と判断するかが問題になりますが、一般的には「初めて営巣木以外の木へ移動した時」を「巣立ち」と考えるのが普通ですので、ここでもそれに従って話を進めます。

電波で追跡

私たちは、オオタカの巣立ち後の幼鳥の行動を明らかにするために、那須野ヶ原において、1997年から1999年にかけて合計9羽(雄4羽、雌5羽)の雛に、脚環型の小型電波送信機を装着して、巣立ちから独立までの行動を追跡しました。

飛翔力が不十分な幼鳥に対して、できるだけ負担を少なくするため、発信機の重さは約8gとしました。これは成鳥に使用される発信機の半分以下です。比較的短期間の追跡でありバッテリーが小さいことと、成鳥にくらべ行動範囲が狭くより微弱な電波ですむことが軽量化を可能にしました。

巣立ち後の行動圏

では、巣立ち後行動範囲がどのように広がっていくか、実際の観察記録をもとに、具体的にみていきましょう。

同じ巣から巣立ったオスとメスの兄妹が、巣からどのくらい遠方まで離れたかを図1に示しました。巣立って1～2週間は、2羽とも巣からほぼ200m以内のところにいました。この時期親鳥は餌を巣に運んできますし、幼鳥も巣に戻ってそれを食べました。その後、徐々に巣から離れていき、3週間後には2羽とも500m前後まで離れるようになりました。親はこのころになると餌を巣までは運ばなくなります。巣の近くまで餌を運んできた親鳥を、幼鳥がいち早く見つけて飛んでいき、餌を奪い取ると言った方がよいかもかもしれません。

その後、オスの幼鳥では4、5週には700m弱まで移動し、次の週にはすでに独立していました。一方、メスの幼鳥はその後も滞在し、7週目には1500m離れた防風林まで移動しました。もうこのころには、親の餌渡しは確認されず、自分で狩りを試みていたよう



発信機を装着された雛

発信機は、ふ化後20日前後の巣内雛に装着します。この時期になると、雛もハト大に成長しており、脚もしっかりして立ち上がれるようになり、体温維持のために親が抱雛する必要もなくなっています。さらにまだ雛は飛べないことから、強制的に巣立たせる心配もありません。したがって、この時期の装着が、もっとも雛や親に負担をかけない時期だと考えています。また、発信機の重さは体重の4%以下であれば問題がないと言われています。今回の発信機の重さは8g、体重比にて1%程度なので、負担はより軽減されています。また装着用の皮バンドも、劣化により1年程度で脱落するように工夫してあります。

これらのことから、調査がオオタカに与える影響は極めて軽微なものと考えられます。なお捕獲にあたっては環境省の許可を受け、作業は専門的な知識・技術をもった熟練した研究者が、短時間で十分注意して行っています。

す。そして8週目には、すでに独立していました。

1日の行動範囲も巣からの距離と同じような傾向がみられ(図2)、最初の2週間は3ha程度、その後は徐々に拡大し、5週目に20ha程度まで広がり、その後、オスの幼鳥が独立した後、メスの幼鳥は80ha程度まで行動範囲を拡大しました。

なお、9羽分の幼鳥のデータをまとめると、滞在期間中、雌雄とも巣から200m未満にいたことが70%を越えており、300m未満では90%近くに達していることがわかりました。

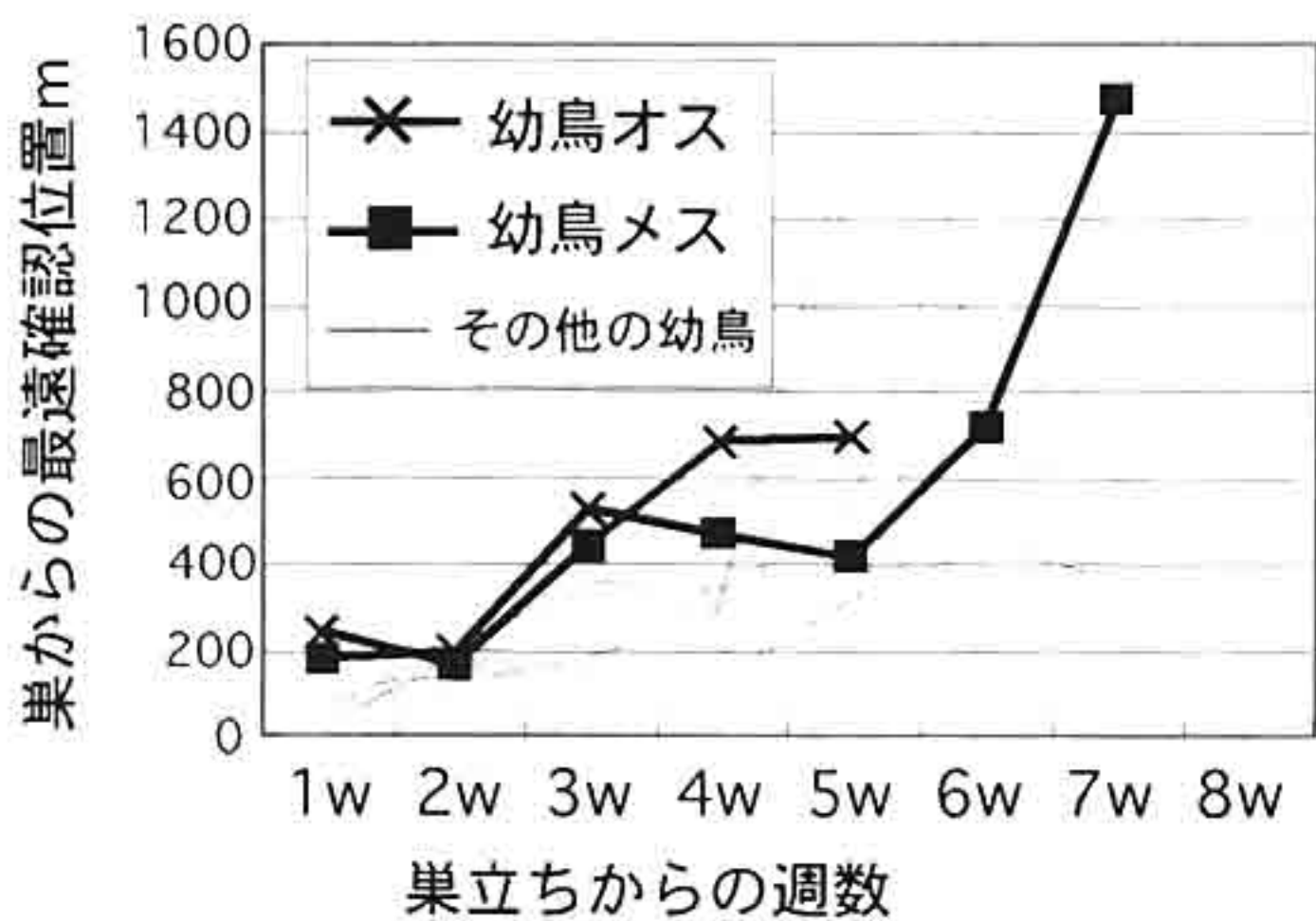


図1 2羽の幼鳥の巣からの移動距離の変化

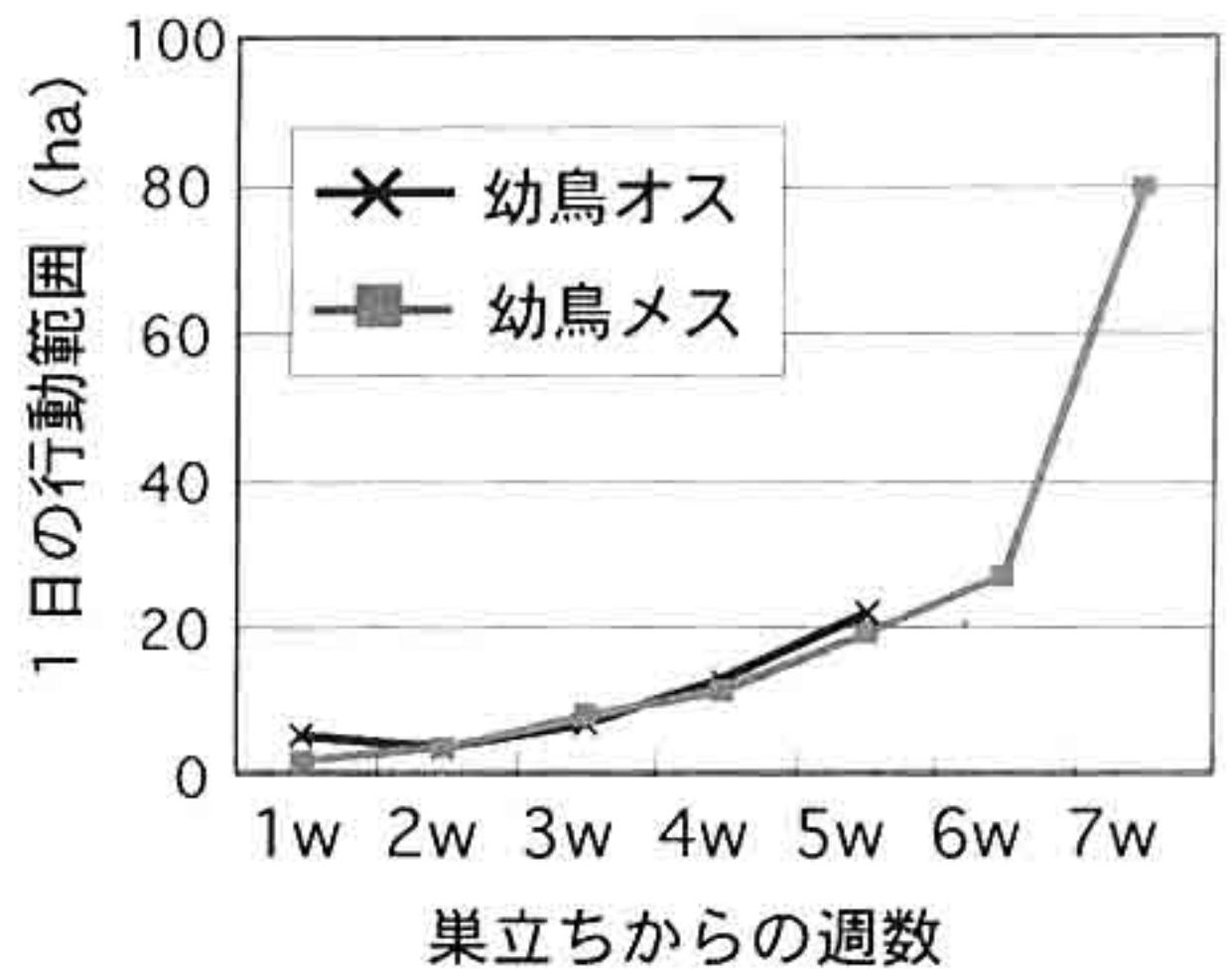


図2 2羽の幼鳥の日ごとの行動範囲の変化

林の中が好き

では、幼鳥はどんなところにいるのでしょうか。先ほどの2羽の兄妹を例に見ていきましょう。

幼鳥のとまっていた場所とその環境についてまとめますと、オスの幼鳥では、アカマツ林(42.0%)と広葉樹林(34.0%)にとまっていました。行動圏全体の環境割合をみると、牧草地が30.2%と最も多く、以下広葉樹林24.1%、アカマツ林19.0%ですから、彼は牧草地などを避け、アカマツ林や広葉樹林を選んでとまっていると考えられます。メスの幼鳥でも同様な傾向がみられましたが、彼女の場合は独立直前に牧草地内の防風林に移動し、自ら狩りを行っていたようなので、開放的な環境も少し利用していました。いずれにしても巣立ち後独立まで、幼鳥は、開けた環境より森林をよく利用していると考えられます。この時期、幼鳥はまだ自分で餌をとることは少なく、親からの給餌に依存しています。森林内や林縁の枝にとまって、親が餌を運んでくるのを待っているのでしょう。

滞在は3~8週間

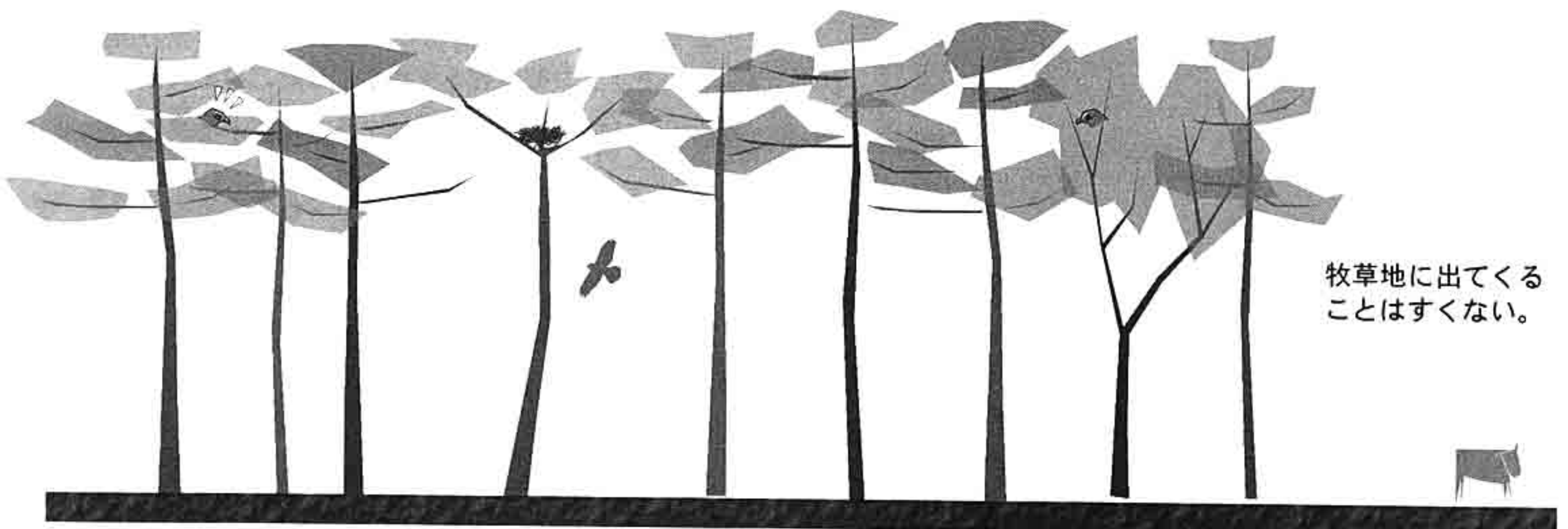
巣立ち後幼鳥は、オスでは3~6週間(4個体平均:4.75週間)、メスでは5~8週間(5個体平均:6.6週間)営巣地周辺にとどまっていた。オスよりメスのほうが、2週間程度営巣地周辺により長くとどまる傾向がありました。また、独立する時期は、早いものでは7月下旬、遅くとも9月上旬には幼鳥は営巣地から移動しました。

保護上の配慮事項

行動追跡の結果、幼鳥は、(1)巣立ち後3~8週間、営巣地周辺にとどまる、(2)巣立ち後の時間の経過とともに、行動範囲は徐々に広がっていくが、そのおもな行動域は巣から200~300mの範囲である、(3)森林内にいることが多い、ということがわかりました。

これらのことから、営巣林は、幼鳥の養育場所や避難場所としても重要であることがわかります。したがって、営巣林の分断化をさけるとともに、巣立ち後1~2か月間は、巣から200~300mの範囲では、規模の大きな人間活動は控えるべきであろうと考えられます。

オオタカの幼鳥は巣立ちから独立までの間、巣のまわりの林の中で、親が餌を運んでくるのを待つ。



活動報告

調査研究活動

オオタカの繁殖状況モニタリング

今期は、那須野ヶ原に加え、森林総研との共同調査に関連して宇都宮周辺においてもオオタカの繁殖状況の調査を行いました。

那須野ヶ原では、26巣で抱卵あるいは育雛を確認し、そのうち19巣から合計44羽の雛が巣立ちました。1巣あたりの巣立ち雛数の平均（総巣立ち雛数/巣立ち巣数）は2.3羽、繁殖成功率は（巣立ち巣数/抱卵巣数）は73%でした。昨年は、平均巣立ち雛数が1.8羽まで落ち込みましたが、今期は平年並みに回復しました。また4羽巣立った巣も1か所ありました。なお、繁殖成功率は昨年とほぼ同じでした。

宇都宮周辺では、集中的に営巣地を探索した結果、16巣で抱卵あるいは育雛を確認し、そのうち13巣から合計23羽の雛が巣立ちました。1巣あたりの巣立ち雛数の平均（総巣立ち雛数/巣立ち巣数）は1.8羽、繁殖成功率は（巣立ち巣数/抱卵巣数）は81%でした。昨年は試行的に7巣を調査していますが、巣立ち雛数、繁殖成功率とも昨年とほぼ同様でした。

保護活動

オオタカの営巣環境保全事業地で
3羽巣立ち

昨年末より、林野庁塩那森林管理署と共同で、那須街道周辺国有林において、オオタカの営巣環境保全事業を開始しました。これは、松くい虫被害の拡大により、オオタカの営巣木が枯死したり、営巣に適したア



アカマツの幹へ薬剤を注入

カマツが減少したりすることが危惧されたことから、実施されたものです。

昨年12月に国有林内にある過去の営巣木や樹形から営巣に適した木を7本選定しました。本年1月に、選定した営巣適木および周辺のアカマツに、松枯れを防ぐために薬剤の樹幹注入を行いました。あわせて、オオタカが巣へ出入りするための空間を確保するために、営巣適木周辺の茂りすぎた広葉樹を一部伐採しました。その結果、1996年に営巣した木に新たに巣をかけ、7月には3羽の雛が巣立ちました。今後も数か所について、営巣適木の選定を行い、樹幹注入および営巣環境整備を行う予定です。

トラスト3号地で2年ぶりにオオタカ巣立ち

昨年オオタカの営巣する国有林をトラスト3号地として確保しましたが、今年はその中でオオタカ1つがい繁殖し、2羽の雛が無事巣立ちました。2年ぶりのことです。今後も、つがい定着、繁殖を継続するように見守っていきたいと思います。

密猟防止パトロール

那須野ヶ原において、5月14日（ジュニアレンジャー時）と17日に、数か所の営巣木にバリケードを設置しました。その後は、調査も兼ねて1～2週間に1度の割合でパトロールを実施しました。その結果、雛がふ化した22巣中失敗したのは3巣ありましたが、いずれも捕食の可能性が高く、密猟を示唆する事例はありませんでした。

普及教育活動

那須野ヶ原自然教室

本年4月以降、4月23日「里山のタカ観察会」、4月29日「高原山ブナ林観察会」、6月4日「オオタカの森を歩く」と3回の観察会を実施しました。いずれの日も天候に恵まれ、楽しい1日を過ごすことができました。特に初めて行った「里山のタカ観察会」では、サシバのみならず、カエルや小魚など様々な里山の生き物を観察することができました。

調査体験

7月30日「テレメトリー調査体験」、8月6日「樹木の調査体験」を実施しました。夏休み期間中とあって、テレメトリー調査体験には子ども達の参加もありました。また、初めての試みであった樹木調査体験で



テレメトリー調査体験



サシバの観察



木の高さを計る



直径を計る

は、トラスト1号地内のスギ林と広葉樹林に、それぞれ調査区を作って樹木を調べ、構成種の違いについて調べました。

オオタカ保護ジュニアレンジャー

小学2年生から6年生の4名が参加し、5月から7月まで3回にわたって、スタッフと一緒に調査や保護活動を行いました。第1回（5月14日）では、オオタカのお話やテレメトリー調査体験の後、密猟防止バリケードの設置を行いました。第2回（6月11日）では白い綿羽で覆われたかわいい雛を観察しました。第3回（7月3日）では、巣立ち間際の幼鳥の観察と営巣木の測定を行い、それらの観察結果を模造紙にまとめました。最後に修了式が行われ、一人一人に修了証と記念のバッヂが手渡されました。



密猟防止活動をお手伝い



オオタカ観察中

オオタカのDVD製作

那須野ヶ原のオオタカの生態や保護活動を収めたDVDを、野生生物や自然の記録映画を製作している群像舎（東京新宿区）との協働で製作します（地球環境基金助成）。オオタカの詳しい生態を収めたDVDは日本で初めて。秋から編集を開始し、冬に完成を目指します。完成時には改めてご連絡いたしますので、ご購入いただければ幸いです。

プロジェクト・ワイルド

エデュケーター(初級指導者)養成講座

主催：環境教育ネットワークとちぎ

■ 参加者募集 ■

プロジェクトワイルドは、アメリカ生まれの野生生物に重点をおいた、自然保護および環境教育のプログラムです。修了者は、エデュケーターの資格を取得できます。

参加対象 自然環境に興味を持つ
18才以上の方

定員 30名

開催日程 2005年11月12日～13日

会場 宇都宮市冒険活動センター

参加費 14,000円

(テキスト代、宿泊費、3食込み)

申込切 10月28日までにお申し込み下さい

※詳しくはオオタカ保護基金ホームページを御覧になるか、事務局までお問い合わせください。



トラスト地の確保・管理のため

皆様からの募金をお願いいたします。

「ワシ・タカの森トラスト」は現在、合計87ha。ディズニーランドよりも広くなりました。さらなるトラスト地の拡大と、広いトラスト地の維持管理のため、皆様からの募金をお願いいたします。

●募金方法：一口2000円

(お一人につき何口でもご寄付を受け付けます)

●送金方法：お名前、ご住所、電話番号など、

必要事項をご記入の上、
郵便振替口座または現金書留で
以下までご送金ください。

●問合せ先・送金先：

〒320-0027 栃木県宇都宮市塙田2-5-1

共生ビル2階

オオタカ保護基金事務局

TEL:028-627-8970 FAX:028-627-7891

Email:goshawk@sea.ucatv.ne.jp

●郵便振替口座：オオタカ保護基金 00180-4-154715

秋から冬にかけて、トラスト地の環境管理(歩道の整備、草刈、間伐など)を行います。ボランティアとして協力いただける方は、事務局までご連絡ください。実施日などについては、改めてご連絡します。

オオタカ保護基金の自然観察

那須野ヶ原自然教室

10月15日(土) 集合9:30 - 解散14:00

高原山ブナ林観察会 ※弁当持参

集合場所：塩谷町上寺島

「東荒川ダム・ハートランド」駐車場

紅葉のブナ・イヌブナ原生林を歩き、自然観察。今年はいヌブナの当たり年。大量に実った種を観察できるでしょう。急斜面も登りますので、一般～やや健脚向き。

11月5日(土) 集合9:30 - 解散14:00

オオタカの森を歩く ※弁当持参

集合場所：那須塩原市青木

「道の駅明治の森・黒磯」駐車場

オオタカ保護基金の確保したトラスト地の見学会です。紅葉を堪能しながら、様々な野鳥やいろいろな生き物が観察できます。

※参加費は各回一人300円です。

※那須野ヶ原自然教室への参加は、事前申し込み不要です。

オオタカ保護基金会員を募集中!

本会の活動は、皆様の暖かいお気持ちや、お力添えによって成り立っています。会員の方には、活動報告などが掲載されたニュースレターを年2回お送りするほか、自然教室やイベントなどのご案内をいたします。

普通会員：5000円(総会での議決権あり)

支援会員：2000円(" なし)

など

お問い合わせは事務局まで

オオタカ通信 No.7 2005.10.11 発行

発行人：遠藤孝一

編集人：船津丸弘樹

発行：NPO法人オオタカ保護基金

〒320-0027 宇都宮市塙田2-5-1 共生ビル2F

TEL 028-627-8970 FAX 028-627-7891

Eメール goshawk@sea.ucatv.ne.jp

URL <http://www.ucatv.ne.jp/~goshawk.sea/>

郵便振替口座 00180-4-154715

印刷所：(有)高橋平版社 TEL 028-622-0246

NPO法人オオタカ保護基金では、2003年4月28日、山地の森林生態系保全を目的に、面積6万6千平方メートルの、広大なトラスト2号地を栃木県日光地域に確保（保全契約）しました。

2号地の名称は「日光クマタカの森」



カモシカ

日光連山の東に位置する標高900mの山地。トラスト地はコナラやミズナラの広葉樹で覆われており、周辺にはクマタカが2つがい生息しています。トラスト地の中央を流れる溪流沿いの林では栃木県の県鳥のオオルリがさえずり、カタクリも咲き乱れます。カモシカなど大型のほ乳類も生息しており、山地の森林生態系が良く保たれた地域です。



所在地：栃木県今市市小百

面積：66241平方メートル（およそ野球場8個分の広さ）



カタクリ

生態系を守る「ワシ・タカの森トラスト」



クマタカ

「ワシ・タカの森トラスト」とは、食物連鎖の頂点に位置するワシタカ類を指標に、彼らが生息する生態系をまるごと保全しようというナショナルトラスト運動です。現在、今回確保したトラスト2号地「クマタカの森」の他に、トラスト1号地「オオタカの森」（栃木県那須町8500平方メートル：取得）を保有しています。

今後も、栃木県内各地の生態系保全を目的に、オオタカの森やサシバの森（里山の生態系）、クマタカの森（山地森林の生態系）を確保し、保護区のネットワークを広げて行きます。

NPO法人 オオタカ保護基金

<http://www.ucatv.ne.jp/~goshawk.sea/>

ワシ・タカの森トラスト2号地

「日光クマタカの森」

確保！

クマタカ

Spizaetus nipalensis

クマタカは、翼を広げると170cmにも達する大型の猛禽類。山地の巨木に巣をかけ、森にすむ様々な生き物を獲物にしてくらしています。

山地の森林生態系の頂点に君臨する希少な猛禽類で、レッドデータブックでは「絶滅危惧IB類」、種の保存法では「希少種」に指定されています。



「ワシ・タカの森トラスト」募金にご協力ください

募金方法：一口2000円（お一人につき何口でもご寄付を受け付けます）

送金方法：お名前、ご住所、電話番号など、必要事項をご記入の上、郵便振替口座または現金書留で以下までご送金ください。

○郵便振替口座 00180-4-154715 加入者名 オオタカ保護基金

- ・寄付者の皆様には、領収書を兼ねたオリジナル絵葉書をお送りします。
- ・ワシタカ類の生息を脅かさない範囲で、トラスト地の見学会などを行います。
- ・ご寄付いただいた金額は、土地購入費、土地借地費、トラスト地の保護管理費などに使用させていただきます。

実施主体：NPO法人オオタカ保護基金

問合せ先・送金先：

〒320-0027 栃木県宇都宮市塙田2-5-1 共生ビル2階

TEL:028-627-8970 FAX:028-627-7891 E-mail:goshawk@sea.ucatv.ne.jp